

第九十五回 参議院地方行政委員会會議録第四号

(四五)

昭和五十六年十月二十二日(木曜日)

午前十時三十二分開会

委員の異動

十月二十一日

田代由紀男君

十月二十二日

関口 恵造君

辭任

金井 元彦君

齋藤 十朗君

補欠選任

杉山 令肇君

齋藤 十朗君

補欠選任

藤井 孝男君

梶原 清君

出席者は左のとおり。

委員長

理事

上條 勝久君

亀長 友義君

名尾 良孝君

志苦 裕君

伊藤 郁男君

委員

岩上 二郎君

梶原 清君

加藤 武徳君

後藤 正夫君

杉山 令肇君

原 文兵衛君

福田 宏一君

藤井 孝男君

佐藤 三吾君

和田 静夫君

和泉 照雄君

大川 清幸君

神谷信之助君

美濃部亮吉君

国務大臣

自治 大臣

政府委員

人事院 総裁

人事院事務総局

任用局長

総理府人事局次

長

自治大臣官房審

議官

自治省行政局長

自治省行政局長

事務局長

常任委員会専門

員

説明員

自治省行政局公

務員部公務員第

一課長

参考人

雇用政策調査研

究会委員

西川 俊作君

片山虎之助君

高池 忠和君

安孫子藤吉君

藤井 貞夫君

斧 誠之助君

廣瀬 勝君

矢野浩一郎君

砂子田 隆君

大嶋 孝君

本日

の会議に付した案件

○参考人の出席要求に関する件

○地方公務員法の一部を改正する法律案(第九十

三回国会内閣提出、第九十四回国会衆議院送

付)(継続案件)

○委員長(上條勝久君) ただいまから地方行政委

清君が選任されました。

○委員長(上條勝久君) 次に、参考人の出席要求

に関する件についてお諮りをいたします。

地方公務員法の一部を改正する法律案の審査の

ため、本日、雇用政策調査研究会委員西川俊作君

を参考人として出席を求めたいと存じますが、御

異議ございませんか。

〔異議なしと称する者あり〕

○委員長(上條勝久君) 御異議ないと認め、さよ

う決定いたします。

○委員長(上條勝久君) 地方公務員法の一部を改

正する法律案を議題といたします。

この際、政府から発言を求められておりますの

で、これを許します。安孫子自治大臣。

○国務大臣(安孫子藤吉君) 去る十月二十日の当

委員会における和田委員の質問の際提起されまし

た総理府人事局長答弁に關しましては、事務當

局に調査をいたさせましたところ、次のとおりで

ありましたので御報告申し上げます。

総理府においては、立法当時の資料はないので

わからない。したがって、六月二日の総理府人事

局長の答弁は、常識的な推定を申し上げたもの

である、かように申しております。よろしく御了

承願いたく存じます。

○委員長(上條勝久君) それでは、前回に引き続

き質疑を行います。

質疑のある方は順次御発言を願います。

○和田静夫君 前の委員会の最終段階を思い浮か

べてみますと、砂子田行政局長は私の質問に対し

て、資料がないと答えられたわけですが、それはそ

うはならない。もう二十年間もこの問題について

は論議を続けていますし、十三年前に私は指摘

をした経過もありまして、このところ、はつき

りさせない。

後ほど論議に入りますが、八百八十八団体が、

地公法が制定をされる時には定年制を持つてお

った。そこからアクションが起こらないはずもな

いし、意見が述べられないはずもない。自治大臣

は、早くから市町村段階におけるこの定年制

りさせない。

後ほど論議に入りますが、八百八十八団体が、

地公法が制定をされる時には定年制を持つてお

った。そこからアクションが起こらないはずもな

いし、意見が述べられないはずもない。自治大臣

は、早くから市町村段階におけるこの定年制

を求める声は非常に強かったというものを何遍も

答弁をされている。そうすると、そういう意見が

開陳をされながら地方公務員法が制定をされてい

った、それが資料として提出をできないはずがな

い、こう私は述べているわけでありまして。したが

って、もしそれができないのなら、その立法作

業当時の鈴木俊一現都知事に参考人として出席を

してくれ、こういうふうな昨日、理事会に私は要

請をいたしました。委員長、この経過はどうなっ

たのか、まずひとつお答えを願いたいと思います。

もう一つは、行政局長席を外していますけれども、

これはどうしても行政局長に出てきてもらっ

たところで私は質問をしなければなりません、

どういふふうに抗弁をされようとも、前の国会で

官尾政府委員は、自治省で地方公務員法を制定し

た当時のいろいろの資料から見まして、先ほど申

しましたように、と答弁をされているわけです。し

たがって資料は現存をされています。この資料が提

出できないということにはならない。よって、前

回のこの場におけるこの行政局長答弁は食言

である。そもそも、鈴木俊一説明員が過去におい

て肯定をし、現岡山県知事長野士郎政府委員が肯

定をしたことをこの場で否定したのであります

から、このことは許せません。

しかし、きょうは参考人がお見えでありますか

ら、私は良識的に参考人の部分だけはいまから進

めます。その間に行政局長をここに呼び返しても

らって、以上の問題について、委員長からと、局

長側からと、政府の統一見解、もう一遍やり直し

てもらいたいと思います。

○委員長(上條勝久君) ただいまの和田委員の御発言につきましては、委員長におきましても、事務局とともに、出席方についてたゞいま折衝中でありまして、御了承を願いたいと思います。

○和田静夫君 それは鈴木俊一さんについてです。

○委員長(上條勝久君) そうです。

○和田静夫君 後段の部分については……。

○政府委員(大嶋孝君) 行政局長は、たゞいま内閣委員会の方へ出席を要求されておられまして、出席をいたしておりますので、その間の事情を御了承いただきたいと思います。

○委員長(上條勝久君) 速記をとめて。

〔速記中止〕

○委員長(上條勝久君) 速記を起して。

○和田静夫君 どうも西川参考人、大変御苦勞さまで。

お聞きをしたかったことは、「労働力需給の長期展望」の十五ページに、「もしも成長率が四%になった場合には、上記の需給ギャップは倍加して二百三十万人程度になる。」「一〇〇万人に近い需要不足による失業が追加発生するおそれがある。」とあるわけでありまして、実質成長率四%のケースの予測値が推計をされたわけです。そこでこの場合に、年齢階層別といいますが、年齢階層別の需給ギャップですね、これは高年齢になるほど高くなると考えられると思うんですが、いかがお考えでしょうか。

○参考人(西川俊作君) 四%のケースは雇用政策調査研究会で試算していたしました。その場合に、年齢別の需給のバランスは計算を特別いたしました。と申しますのは、五%の場合に關しまして、現在の労働力の年齢別構成を考慮しまして推計をいたしまして、ごらんのとおり高年齢の方が需給ギャップが大きくなる。つまり、職がなくて供給が超過しそうだという結果が出ておりますので、四%成長の場合も数量では倍に近いうような形になりますが、その場合の年齢別の構

成もほぼ同じになるというぐあいに考えられまして、そこで四%の場合についての計算はそこをいたしておきます。

○和田静夫君 このレポートは、一貫して「高失業率に陥ることを避けねばならない。」という立場から書かれておられると思われまして、十六ページに、「企業が若年者選考に固執し、中高年齢者の技能、経験を活用しようとしなければ、それは国民経済の損失をもたらすであろう。」とされているわけでありまして、これは当然民間企業に対して言われていることでもあります。これはわかってはいるが、公共部門についても同じことが言えると思はれるのでありまして、二十一ページに、「六〇歳定年が一般化した後の状態を考えると、同一企業での継続勤務ないし失業を経験しない形で企業間の労働移動(出向等)によって六五歳程度の年齢まで雇用の延長が図られることが望ましい」とあります。これは昭和六十年代の雇用管理政策として当然公務員も含まれるものと私は受け取ったのでありますが、いかがでしょうか。

○参考人(西川俊作君) ただいまの点に關しては、第一に申し上げたいことは、御指摘のとおり民間企業で特に若年者選考が強い。裏返して言いますと、中高年齢者の経験とか経験といったようなものを願わない傾向がある。これは考えてみますと、民間企業では中高年齢層の方々に對して、熟練をつけるあるいは経験を重ねるといふことが、当分の経済学的な考え方では企業として一種の人的資本の投資をしている、これを見捨ててしまおうということもつたないことではないか。そういう意味で、「国民経済的損失」というぐあいに申しておられるわけでございます。民間企業で若年者選考が強く、かつ中高年齢層に對して反対にこれを忌避するような傾向があるのは、一つは御承知のとおり年功賃金で中高年齢層が高いというようなことが考えられているのだと思えますけれども、その場合の高賃金と、中高年齢層の持っているいわば熟練、経験というもののコストと、それから損得といましようか、そう

いうものをよく考える必要があるのではないかと、こういうことでございまして、それが第一点でございます。

それから第二点は、この見通しでは経済全体あるいはマクロ的な労働需給バランスというものの試算を行っておりまして、個別の分野、たとえば鉄鋼業とか電気機械といったような一々にまで立ち入った分析を加えてはおりません。

そこで、御質問の公務員あるいは公共部門について、格別そのような分析をやはりしてありません。ただ、私個人の印象では、公務員あるいは公共部門の場合については、当委員会の現在の御審議そのものがそうであるけれども、民間部門の場合とはいさか事情を異にするところがあるだろうというぐあいに考えます。それで、この場合にはやはり給与それから公務員制度そのものについて十分研究をされた上で考える必要があるのではないだろうか、このように考えます。

御質問の後段の二十一ページの記述についてでございますけれども、ここでも、いま申しましたように、公務員あるいは公共部門について六十五歳までの雇用延長が望ましいといふことは申しておらないわけでございます。文脈からおわりのとおり、公共、民間というように別なく、現在では社会全体として五十歳代後半に定年といふのが設けられて、そして世の中が動いているというような状態になっております。しかし、御案内のとおり、高齢化が進展いたしますと、五十歳代後半という定年は少し早いといえますか、やはりそれは全体として六十歳ぐらいまで延長するのが望ましいのではないかと、現に民間では、労使の自主的努力と申しますか、あるいは相互連帯によって六十歳定年へ向けての努力が続けられております。そういう自主的努力がまず第一に必要であろう。それから第二には、六十歳定年への移行も漸進的にと申しますか、徐々に進めていくことが必要であらう。この徐々に進めていくと申しますのは、各産業あるいは各企業、各分野で、それぞれいばお家の事情というやうなものがございまして、

ら、そういうものを考慮して漸進的に進めていくというぐあいにいいたくないか、こういう認識をしていただきたいと思います。

それで、その努力がいつになるか、これはなかなか見通しがむずかしいところでございましてけれども、仮に今後十年ぐらいのめどで考えましたとして、さらにその後十年、つまり次の世紀の初めぐらいのころを考えますと、高齢化が一層進みまして労働力の中で高齢者が二五%近い割合になる。そうすると、六十歳までは定年が社会全体に一応普及をする、しかし六十歳代の前半と申しますやうか、この層では、なおかつ働かなければならない方もおられるかもしれません。それから個人の考え方あるいは健康それから生きがいあるいは働きがいというやうなことで、なおかつたとえばパートタイムで働きたいとか、あるいは自営業をやりたいとかいような方々が出てまいらると思われまして、そういう方々に必要な社会参加あるいは労働参加というやうな場を準備する必要があります。だろうというのがその趣旨でございます。

つまり、六十歳定年が実現したならば、それから先は養老院あるいは病院というやうなところでお年寄りの方はテイクケアすればよいんだというやうなことは、来るべき高齢化社会はぐあいが悪くなるだろう。つまり、社会的な活力もなくなってしまうだろう。こういうことが調査研究会での議論でございました。含みとしましては、たとえば六十歳定年であってもより早く、たとえば五十歳代の前半あるいはその前で転職をし第二の仕事というのをより長期間、たとえば五十五から六十五まで十年間、あるいはもっと長くやれるというやうなことも社会全体としてはそういう仕組みを考える必要があるだろう。そうしないと、まさに高齢者のところに失業者がたまってしまいう危険というのがあるだろうと、こういうやうな趣旨でございます。

○和田静夫君 最後に、十六ページであります「加齢とともに、労働生産性が低下するかどうかについて、一般的に低下するという見方が強

つもりですか。

○政府委員(大嶋孝君) 若干先ほどの御質問に補足をして申し上げますが、国家公務員法につきましては定年年齢につきまして人事院の見解を踏まえまして各省庁における退職管理の実態あるいは職員の年齢構成の推移あるいは公務部内における高年齢職員の在職状況、民間企業におきます定年制

度の動向といったもの、諸般の事情を総合的に判断した上で原則六十歳ということにされたわけでございます。

地方公務員につきましても、地方公共団体の人事管理の実態、あるいはその雇用環境は、先ほど申し上げましたように、国における場合と基本的に同様でございますので、その定年年齢について、特別の合理的理由がない限り原則六十歳とするのが望ましいというふうに考えております。したがって、今回の改正案で国の職員の定年年齢を基準といたしまして職員の定年年齢を条例で定めるということにしたわけでございます。

将来とも六十歳に固定するかという御質問でございますが、これは国家公務員の定年年齢の将来の推移といったものを見ながら、将来の問題としては考えていかなきゃならぬ問題ではあるかと思ひます。

○和田静夫君 この辺はずっと通告してあるんですから、もう少し明確に答えてください。

私と野田自治大臣との四十四年七月十日の論議を思い浮かべてみますと、野田自治大臣は大変良心的でありまして、「これを自治省が大体地方団体に何歳ぐらいということを指示するのは間違っているやしないか、つまりあくまでもこれは自主的に判断してもらわねと、実態において地方団体によつては違ふ点もあると。もう一つは、これもお答えいたしておりますが、職種によつて相当高年齢層までやはりそのまま使う必要がある、つまり働いてもらいたいところがある」ということになってるんです。大臣、この答弁は違ひますか、今度の国会とは。

○國務大臣(安孫子藤吉君) そのときは野田大臣がそういうふうにお答えをしておるわけですが、その後における社会情勢の変化というものとは非常に大きく変わつておると存じます。したがって、社会情勢の変化に対応してやはり問題も考へていかなければならぬ。

そこで、繰り返すようではありますが、国家公務員につきましては、いろいろな事情を勘案いたし

まして六十歳定年ということが適當であろう、こういう結論を出しているわけでございます。これは国家公務員も地方の公務員につきましてもおむねそういう問題意識を持っておりますので、やはり国家公務員に準じて、国家公務員を標準といたしまして定年制度をしることが現下の情勢におきまして適當であろう、こういうふうに考えておるところでございます。

○和田静夫君 さつき公務員部長お答えがあったんですが、もう少し地方行政委員会としての自主性を持った論議をしたいと思ふんです。なぜならば、長い論議の経過というのは、振り返ってみますと、たとえば長野士郎行政局長はもう一貫して自治を強調されていたわけですが、前の論議のときには、自治を徹底的に強調されていた。ところがその自治が全部飛んでしまった答弁というものを自治省の側からもうおうなんということは私は予想もしないのであります。特に今回の法律案というのは、私はかつての一九五六年、六八年当時の地公法改正案と性格が異なると思つてゐるんです。

当時は国家公務員に定年制がなかったわけですが、あのときは地方公務員だけに定年制がしかれようとしたんです。それで皆さん方いいと思つておつたわけですよ。国家公務員と統一性を考えていなかったわけですから、独自性を持つておつたわけですよ。ということは、必ずしも公務員制度の統一ということにこだわつていないということとを立証してきたんです。ずっと。制度の統一、一貫性というものがなぜ今回だけ強調されたか。これは公務員部長、このところは明確にしておいてもらいたいですよ。国がやつたら地方もそれに従わなければならぬ、けれども、地方がやることについては国は統一性は要らないというように形では困るんですね、これは。もつと独自性のある論議をしようと思つてゐる。

○政府委員(砂子田隆君) いま和田委員からおっしゃつておられますように、三十一年なり四十三

への道を聞くといひますか、そういう形での法案を御提案申し上げたわけでありまして、これにつきまして、もうすでに御案内のとおり、当時の地方公共団体からいろいろな要求がございましたし、地方制度調査会でもそういう御要望がございました。何とかがやはり新しい血を公共団体に入れる新陳代謝の方法がないかということで、それは公共団体自身が考えるべきことだということで、道を開くという意味で、地方自治の原則に立つた形での地公法の改正ということを実は考えたわけであり

ます。ただ、先ほど大臣からも申し上げましたように、それから十二年たちまして、いろいろ社会経済的な変動、そういうことを考え、さらに国の雇用政策、そういうことを考えまして、六十年に六十歳ということが一つの眼目である。国からも、人事院總裁からの書簡にも示されておりますような方法でひとつ考えなさいかねだろうというところになりまして、そのときの御議論にもございましたが、国家公務員が定年制がないのになぜ地方公務員にだけ定年制をしようとするのかという御議論もございました。そういうことを踏まえながら実はいままでやつてまいりましたし、これからやはりそういう意味での国家公務員の身分との関係もございまして、ある程度やはり整合性を合わせなさいかねだろうと思つております。

ただ、出してありますこの法案の法文の中にも、国家公務員と必ずしも一致しないという部分もあるわけでありまして。そういう点につきまして、公共団体が独自にやはり特例の定年を定めていけるという道をまた開こうといたしておるわけでありまして、全面的に国と全く同じにしようというつもりで本法案を御提案をしておりますわけではないことは御了解を得たいと思つております。

○和田静夫君 そのところはわかつてゐるんですが、したがって、私は公務員部長の答弁にちよつとひつかつたのは、言つてみれば、国が六十だから地方も六十だというふうによつたらば行政

局長が補足的に答弁をしましたから深追いはしませんが、先ほどの答弁はいまの答弁で両者で一本というふうに理解をしておきます。

そこで、この六十歳なら六十歳をいふ言われるような形で見直す場合が出てきますね。その見直すような場合に、これは人事院は勧告を出すんですか。あるいは定年制導入の契機となつたような形で、人事院總裁の書簡というふうな形をとられるというふうなことを考えていらっしゃるんですか。あるいは、言いかえてみれば、総理府事務官がまた物を言つたらそれを受けると、こういう形を考えていらっしゃるんですか。

○政府委員(岸誠之助君) 社会一般の情勢の変化、これには常に留意して研究を怠らないようにしてはならぬと思つておりますが、したがって、将来六十歳という定年年齢を変更する必要性があるという場合もあるかと思つております。

その場合にどういふ処理の仕方をするかということでございますが、今回書簡で出した件につきまして、人事院のそういう法令改正に対する処理の仕方ということが、衆参両内閣委員会であり問題になりました。人事院は、「勧告」あるいは「意見の申し出」という法律上の効果ある手段を持つておるわけでございます。公務員法改正という内容の意見が発生しました場合は、できるだけ法的根拠のある措置で次回はやりたいと、こういうふうに思つております。

○和田静夫君 法的根拠があるやり方をされる。そうすると、その見直す場合には、一体どういふような状況になつたら見直すというふうになりますか。法的根拠を得るような作業に入りますか。

○政府委員(岸誠之助君) 先ほど西川参考人もいろいろ述べられましたですが、ああいう高齢化の状況が今後ますます進んでいく、その場合に、日本の労働力人口の就労配分などというものも問題になつてくると思ひます。国もそういう雇用政策については、これから高齢化社会を迎へましていろ

いろいろ手を打っていかなくちゃならぬという情勢が来るであらうと思っておりますが、そういうことを踏まえまして民間も動いていくわけでございませう。それで、公務員の方の公務の状況というものも、ますます福祉社会が発展するということになればいろいろまた変化もしてくるということにございませうので、そういう諸変化を見きわめながら意見を策定してまいりたいということにございませう。

○和田静夫君 先日、憲法問題にも関連することでありましたが、私は、一律定年制を法制化することとは、憲法によって保障された労働基本権を著しく制約する、こういう立場に立って論議をしていることは御存じのとおりであります。能力のある知事さんや市長さんたちは、それぞれ職員団体との交渉を経ながら、それぞれのところで自発的に定年制度というものを持っているわけですからね。したがって、それまで私は否定をしているわけじゃありません。もつと言え、違憲、違法であることさえ私は法制化については考えているわけでありまして、このところは長い間論議をしてきましたからきょう熱し返そうとは思いません。後ほど人事院総裁との話の中では若干やりたいと思っております。

そこで、先日もありましたが、公務員は国民の利益を確保するため最低限の労働基本権の制限をこうむることがある、こうむらざるを得ないというふうな意味での話があったわけですね。定年制を導入することによって国民はどういう利益を得るのでしょうか。

○政府委員(砂子田隆君) 全体的に定年制を施行するというのは、ある意味では地公法で言っております能力実証主義みたいなものと非常に兼ね合いが生じてくる問題だと思っております。この問題はもとと、ある一定の年齢に達したときに、世間一般で言われますように能力が減退するだろう、そういうときに、公務員について若干でも能力が劣るというのは、ある意味では住民へのサービスに欠ける点が出るのではないかと危惧が

あることも私はあるだろうと思っております。そういう意味で、新陳代謝が行われることによつて、国民へのサービスというものの、あるいは住民に対するサービスというものがより向上できるという前提に立てば、この定年制というものは、ある程度国民の利益というものを還元されるだろうというふうな理解をいたしているわけでありませう。

○和田静夫君 そのところは行政局長、さつき西川参考人のお話のときにいらつしやいませんでしたからあれですが、たとえば経験、熟練、判断力は低下をしない、一九六〇年のアメリカ労働省のいわゆる一般事務職員を対象とする調査結果というふうなものを中心としながらそんなお話がありました。私たちはそう考えていました。いま前提的に、能力が低下するからというふうな、肉体的やその他の問題は別として、ということをお私はいえんずるわけにはいきません。効率の上昇というふうな形でもって国民が利益を得ることができるとんだという一般論で片づけられることではないと思っております。これはもうほとんどの府県、大都市、中都市がさつきも言っているように自発的に定年制的なものを持っているわけですからね。それを、五十七、五十八で持っているものを六十にされるわけですから、六十にするということによつてさらに国民的な利益があるんだというふうな、そんな論理にならぬじゃないですか。

○政府委員(砂子田隆君) これは、先ほど申し上げましたように、そういう一つの考え方もあるのではないかと、そういうことをお話を申し上げたわけでは、全体的にすべての人間が全部能力が同じだというわけでもこれはありませんが、一般的にやばり新陳代謝を進めていくということは、長期的に見て公務の能率というものを考えた場合には、国民に還元するという部分が非常に多いわけでもありませんから、そういう点では定年制というのがある程度よくことに合理的な理由があるだろうと思っております。

お話がございましたように、いまおおむねの公

共団体というのは五十七、八歳、そういうところで定年、ある市におきましては六十というところも現在あるわけでありませう。しかし、現在の人間の能力と申しますか、社会的な変遷というののもずいぶん私はこれはあると思ひます。私たちが子供のときには平均寿命というのは五十歳ぐらい。いまで言え、もうすべて七十六歳とか七十七歳とか、そういう形で大変人間の寿命も延びてきておる。そういう中で能力の実証というものは、一人一人を見ますと、大変私はむずかしい問題があるだろうと思ひます。

そこでこの間も、人間の能力というのは年齢によつてどのぐらい違うのだという御質問がございました。しかしこれとても私は確たる証拠を示すべきものはないんだと思ひます。ただ、社会一般的に大体、おおむね民間でもそうなつてまいりましたし、そういうやり方の方が一応社会的に認容できる範囲内ではないかというところが定年制をしく一つの大きい理由にもなっているのだと思ひます。そういうことであるとすれば、国民の側から見ても、公務員だけが長い時間身分保障をされているというよりは、ある程度年限が来たときに民間とはずを合わせておくというこの方がやはり合理性が高いのではないかと、この意味に私は定年制をしく理由があるのだというふうな理解をしています。

○和田静夫君 いわゆる定年制度そのものを、われわれが自発的に、いろいろ市民との関係、県民との関係を考えながら考えていないわけじゃないんですよ。そもそも大阪府でも五十五歳を約二十年も前に提言をしたのはわれわれの方です。しかも中馬革新市長になつてやつたわけじゃないことは御存じのとおりでありまして、中井保守市政のときに、われわれ自身がいわゆる公務員制度を考えながら、しかもそれは団体交渉事項であり、労働条件というものはみずからのお互いの対等の能力に基づいて当事者能力で決めようじゃないかという形でもつてつきたわけでありませう。それが基礎になりながら全国的なやつと

影響を与えていった歴史を語るまでもない。その部分を私は何も頭から否定しているわけじゃない。

問題は、あなた方が一方的に上から法制化をする、その法制化は憲法違反の疑いさえある。この国は不幸ながら憲法裁判所がないですからね。法律ができたからこうだという形の論議ができない不幸な状態にあるからすぐ結論が出ないにしている。私はいふ言っている。このところを問題にしている。そうすると、単に抽象的な、効率が上がるというふうな形の利益があるんだという答弁では納得することができない。

財政局長お見えではありませんが、たとえば定年制の導入によつて財政支出への効果はどういう形で試算されたんですか。

○政府委員(矢野浩一郎君) 定年制の導入に伴う財政効果の具体的な試算はまだいたしておりません。

ただ、今後、現在の地方公務員の職員構成から申しまして、現在行われておりますところの事実上の勧奨退職制度等を運用してまいりました場合に、今後退職者がかなりふえてまいるといふ事実はございませう。この辺につきましては、私どもの方も大ざっぱではございませうが、今後中期的な十年ぐらいの間に退職手当がふえてくるというふうなことを計算してみたことはございませう。また、それに対してどのように財政的に対応しているたらいかにというふうなことの検討もいたしつつあるところでございませう。

○和田静夫君 余りいやがらせのことをしたくないんですが、行政局長、いま矢野審議官が答ええになりましたが、その辺だろうと思ひます。しかし、あなた方は国民に利益を与えるために六十歳でおやめなさい、こう言っているんですよ。では、具体的に国民に何の利益があるんですか、財政効果はどうなんですかと言つたら、財政効果は試算をせずにこの法律案をつくつた。こんな許せませう。それでしよう。あなたは賃金の専門家です。給与改定の問題などもずつと

あれしていかねりや出てこないでしょう。そういう資料を全部出して下さい。そうでなかったら論議できませんよ。どういふ形で財政の効果が生まれるんですか。帰って責任持って説明できない、私は、武蔵野の市役所の職員が六十歳で切られることになりました、市民の皆さん、と言つて説明をしなきゃならぬ。資料をください。

○政府委員(砂子田隆君) いま矢野審議官からお答えをしましたように、財政効果を試算をしたという資料はないということを申し上げましたが、私は、そういう資料をいまだどうやってつくるかという点も、大変これはむずかしい仕事だと思ひます。

先ほど申し上げておりますように、一人一人の人間の能力の実証というのは大変むずかしいことも申し上げましたし、いつて社会一般に、それじゃそういう公務員だけがいつまでも身分保障をされていのかということにもやはり社会一般にいろんな疑問もございましょうし、そういうところのいろんな兼ね合いがこういう定年制を導入するといふ形になってきているわけでありまして、公共団体の側でもある程度やはり新陳代謝をしていかないとかなかなか住民の批判にたえられないといふこともございましょうし、そういうことが総合的に定年制といふものを制定するといふ一つの方向に私は向かつてきたと思ひます。

民間におきましていろいろな企業の実況を見ましても、やはり定年をしくということがおむねの企業、まあ何歳であるかは別として、定年をしくじゃないかという、そういう考え方はあるわけですから、別に財政効果が非常にいいから定年をしく、財政効果が非常に悪いから定年をしくといふ議論でもなさそうだし、そういう部分があるといふふうに内心思つております。

○和田静夫君 もう砂子田さんは前言を全部覆していくだけども、今枝信雄さんの公務員法の本をわれわれは昔読まれたんです。皆さん勉強しろ勉強しろと言うから読んだんだ。あの中には

ちゃんと財政効果というのを書いてあるじゃないですか。定年制を設けたいというのは、実は財政問題なんだと。ちょうど三十年前後の地方自治体財政再建の問題が華やかになりしころですよ。いまの広島知事、今度参議院の補選に出られるようですが、宮澤さんが千葉県の総務部長時代に、私は千葉の担当として千葉の財政問題を一生懸命論議したことを思い浮かべますよ。

そんな歴史的な経過をあなた全部否定してしまつて、ここで抽象的に効率だ、そう言われたら、だめだつて言うんだ。定年制というのは二十年間論議しているんですから。そして、国公法ができた以上、私はこれとの見合いにおいてここで最も具体的な論議をして、そして与党の皆さんと私たちが合意が成り立つか成り立たぬか、初めから私は申し上げているんですよ。

○政府委員(砂子田隆君) この問題は、今枝さんが公務員法を書かれた時期といふことは大変社会情勢が異なつていふことは、もういまさら申し上げるまでもないと思つております。例の三十一年なり、そのときの議論といふのは、むしろ市町村における財政再建団体といふものが非常に突出しておりました、職員の整理でもしなない限りはなかなかあの当時の市町村の財政力あるいは財政が置かれていた基盤、そういうものから申し上げますと、私が申し上げるまでもなく、大変厳しかった時代であります。財政再建措置法などいふものをつくりまして、何とか市町村の財政を措置しなさいかぬといふ時代もございました。そういうところから考えますと、あの当時にはむしろ市町村にとつて高齢者をどうするかといふのは非常に大きい問題であつたことは私からも申し上げるまでもないと思ひます。そのとき書かれた著書には、だからそういうことが私は書かれていふと思つております。

ただ、現在それがすべて妥当するかといふと、やはり時代の変遷でありまして、人の説といふのはそれぞれ変わつていくといふのは私は当然あり得べきことだと思つておりますから、いまにその

ことがすぐ妥当かと言われたら、私はすぐそのことが全部全面的に正しいんですという議論はできないのではないかと申し上げているだけであります。

○和田静夫君 まさにその解釈的ドグマに立つのがあなたの方の立場でありまして、この辺へ来たらもう法の解釈はこういうふうになるという答弁されているんですが、そんなことばかりやつておつたら後からまた詰まってくると思つただけでも、砂子田さんらしい答弁だとは思つて聞いていますけれども、私は。

しかし、この国会はあなた、行革国会でしょう。財政問題を中心にした国会でしょう。そこでこの問題を論議しているんですよ。まさに財政効果といふものが頭のこの辺にもないという状態では論議にならないじゃないですか、それは。幾ら何でも、いまの答弁は余りにもひど過ぎる。

○政府委員(大嶋孝君) これは先生御案内のように、この定年制度といふものは組織体の新陳代謝を促進するわけにございまして、計画的に、かつまた安定した人事管理の確立を図りまして、それを通じて人事の刷新ないしは士気の高揚を図つていく。そこで行政効率の向上をさせるということとを目的としてやつておるわけにございまして、財政上の赤字対策といふようなことで行われておることではございません。

そこで、定年制度が実施されたといひましたし、も、定年前の、先ほどお話がございました、いままでの勤続の状況あるいは再任用制度の活用状況といふようなことのいかんによりまして財政に与えます影響は大きく異なつてくるわけにございしますが、大まかに申し上げますと、六十歳定年といふ場合に職員の平均年齢が上昇するだろうといふことが予想されるわけにございまして、そういうことと短期的には給与費は若干上昇するといふことにならざるを得ないわけにございします。しかしながら、今後の職員の高齢化に伴ひまして勤続による退職年齢の上昇、あるいは勤続応諾率の低下といったものが予想されるわけにございま

す。そういった事態を考慮いたしますと、長期的には計画的な人事管理を可能にする定年制度の実施といふものは財政的にもメリットを及ぼすであろうといふふうに考えておるところにございします。

○和田静夫君 賃金体系などの手直しが行われないうで、そういう形になりますか、これ。

○政府委員(大嶋孝君) 賃金体系の手直しと申しますと、給料表そのもののことでございまいしょうか。

○和田静夫君 も含んでね。

○政府委員(大嶋孝君) 一般的に私どもが感じておりますのは、現在のまま、現在たとえば五十七、八歳で勤続しておつたというのが六十歳になつたことになりまして、現在の給料関係等から申しまして、私は若干上昇するであろうといふふうに思つております。

○和田静夫君 ちょっと、細かい論議にたえられないという答弁になっていふようですから、武士の情け、その辺であれしておきますがね。ちょっと困るんです。基礎的なものを何も出さずにこの法律案をぶつけてきて、そして通してこれ通してこれと言つたつて、それはやっぱり無理ですわ。大体きょうでこの法律案は通らぬといふことの見通しがつきましたね、論議の上では。

ちょっと聞きますがね。それじゃ、この法律の施行後五年間、定年退職に達する職員数を一年ごとに何人、トータルで何人といふような数字はちゃんと調査は終わつていふでしょうね。しばらく私は地方行政委員会を離れていましてからあれですけども。

○政府委員(大嶋孝君) 御質問のことでございしますが、定年の定め方につきまして各地方公共団体の条例にゆだねておりました、かつまた、実施時期も六十年といふことでございします。現在の時点におきましては定年制度の実施時期に何人退職するかといふことは予測することが困難でございします。ただ、現在の時点で一定年齢を抑えてその年齢以上に該当するのは何人かといふ数字を申

し上げますと、五十五年四月一日現在、全地方公共団体において六十歳以上の方が二万一千人余というところでございます。

○和田静夫君 これもちょっと不満ですけども、深追いはいやめましょう。

そこで、問題になるのは、一体あなた方公務員部というのは何だというのが問題なんです。いまのようなことを言っているんじゃないかと話にならぬわけでしょう。上から法律をおつかふせておいて、そして将来効果が出てきた場合にいろいろ計算をするんだと。こんな公務員部というのは、公務員部ができたときのあの三原則は一体どこへ行ったんですか。皆さん方の公務員部ができたときに、屋上屋を重ねるようなそんな組織要らぬじゃないかという議論もしましたよ。あるいは自治体労働運動そのものをいろいろとチェックし、弾圧するために公務員部をつくるんだかというような議論もいたしましたよ。しかし、当時の藤枝自治大臣は、そんなことはありせんというようなことで、御存じ三原則が一九六七年に確認をされましたね。この三原則は生きていますね。

ちよつと公務員部長、この三原則と自治省の態度を言ってください。

○政府委員(大嶋孝君) 三原則と申しますのは、一つは、公正中立の立場で行政の指導をする。もう一つは、地方公務員の待遇改善、定員確保あるいは権利保護のために絶えず行政上注意を払い積極的に発言し、行政指導を行うべきである。それから、賃金紛争については地方自治体の自主性を侵すような介入指導はすべきではない。これがいわゆる自治省のおっしゃっている三原則ということでございます。

○和田静夫君 何も自治省が言っているわけじゃないよ。

○政府委員(大嶋孝君) 失礼いたしました。これが三原則でございます。

基本的には私どもは生きておると思ひますし、また、こういう立場で指導をしておる、あるいは仕事をしておるということでございます。

○和田静夫君 そういうことですね。そうすると、その三原則の第十点の問題なんですよ。公正中立の立場での行政指導なんですよ。あのとき確認したのは、公正中立とは何かと言え、何に對する中立なのかということも議論をいたしました。何に對する中立かと言え、それは自治体当局と、そして言つてみれば職員団体に對して中立という、そういう原則が国会で確認をされているわけですよ。

ところが、定年制導入に對して、地方団体からの要求がありますと、自治大臣は何遍も言われたんですが、それは、その中立の一方の職員団体の側からは、法制化は困る、われわれは自発的に首長と話をして自分の定年は決めます、したがって、何も法制化をしてもらう必要はありませんと。ありませんという意見の方は一体どうされたんですか。

○政府委員(大嶋孝君) 地方団体からも御指摘のように法制化を進めてほしいという要望もございまして、また、労働団体側からもいろいろな御意見を承つておるわけでございます。そうした中で今回の定年制法案というものを御提案申し上げておる状況でございます。

○委員長(上條勝久君) 速記をとめて。

○委員長(上條勝久君) 速記を起して。

○政府委員(大嶋孝君) 定年制度に關しまして、公務員共闘、地公労、自治労その他から、いろいろと意見もございまして、申し入れも聞いておるところでございます。

しかしながら、現在、多くの地方公共団体におきまして高齢職員につきまして退職勧奨制度を実施しております。職員の新陳代謝を圖つておるわけでございます。しかしながら、いまの退職勧奨制度というのは、退職を最終的には職員の意思にかからしめておることから制度的な保障が欠けておるということから制度的な保障の勧奨退職の制度をもつていたしましては、長期的かつ計画的な人事管理はなかなか行いたいというふうな状況にございます。

そこでこの定年制法案を提案をいたしましたわけでございますけれども、この定年制ができましたといふことになりましたと、職員側から見ました場合でも退職の時期があらかじめ明示されておりますので生活設計のめども立てやすくなるだろうと思ひますし、定年に達するまでは身分が保障されますので、安心してその職務に精励することができようというふうなことが考えられるわけでございます。

以上のようなことも考慮いたしまして、この法案を御提案をいたしておるということでございます。

○和田静夫君 将来の生活設計やその他についてはいろいろのことを考えるから、職員側も、あるいは良識的な理事者の側も、全部考えながら勧奨制度その他というものをちゃんとつくり上げて自発的に運営してきていらっしゃるんですよ。何も法制化をする理由には一つもならないんで……。

一番問題は、私は先日もしましたけれども、一九八〇年代後半、それから二十一世紀に向かつての展望を全然欠いておいて、そして法律でもって定年制をつくつてくる。その展望の部分については具体的に何も私の質問に答えられなくて、そして計画性だと言つてみたところで、そんな計画性なんというものは全然信用できないじゃないですか。

三原則の第三点を考えてみまして、人事管理に對しての地方団体の自主性の尊重なんですよ。ね、さつき言われたとおり。そうすると、一律定年制を導入しなければならぬということ、いまも答弁にありましたが、人事管理に對していろいろ考へていらつしやる。しかしそれは自主性の制奪でしょう。自治体の自主性の制奪ですよ。少なくとも過去の法案よりも今回の法案というのは地方団体の自主性の幅を狭めているわけですよ。これはもう間違いないわけですね。それは長野士郎行政局長が自主性を非常に強調されたときの答弁よりもぐつと狭まつているわけですよ。砂子田

局長はそれを広げて答弁されているんですが、法律案そのものは、あのときと違つて条例で設けることができるというふうな状態のものではありませんから、それは狭まつているんです。このところを、公務員部ができた原則の第三点とのかね合ひで公務員部長はどうお考えにならるんですか。

○政府委員(大嶋孝君) 第三点につきましては、「懲戒処分等につきましては、個々の具体的な問題に對して強制にわたるような指導等は絶対にいたさないつもりでございます」というふうな自治大臣の答弁があるわけでございます。私も、この定年制法案を提出いたしておるわけでございますが、分限等につきまして基本的には地方自治の本旨に基づいて法律で定めるわけでございます。そういう趣旨のつとめておるわけでございます。個々具体的な問題に對して強制にわたるような指導といったようなことをしておるつもりはないわけでございます。

○和田静夫君 全然それはもう答弁にならないんですよ。自治体の裁量権というのを一体どういふふうにお考えになるわけですか。

○政府委員(大嶋孝君) 基本的には、地方自治の本旨に基づいて地方団体が自主的に地方自治に關することは行ふというのがさうであらうと思ひます。

○和田静夫君 そうでしょう。それだから、そういうふうな形でもって退職勧奨がうまく機能しているんですよ。そうすれば自治体は、何も法律でもって定年制を決めてくれなくなつていいんですよ。昭和六十年代に勧奨が機能しなくなるといふ根拠、これも説得力のある根拠は結局示されなかつたわけですね。それから、一部どうまく機能しない、あるいはまた今後機能しなくなるかもしれないわけですね。そして、あなたたちが何遍も答弁されているように、多くの自治体ではうまくいっているんですよ。ちよつと少な少しのところを目標にして、あるいは私がこの前の委員会でも言いま

したが、人事の採用等についても旧態依然たるような形で大変情実人事が残っているようなところでも、勤続退職がうまくいかない。その村長さんや市長さんはお手上げだから政府頼む、定年制していくと。そういうものが基本にあるながら法制化への道というものが図られようとしている以上、私はこんな法制化を許容するわけにはいかない。自治体の自主性というものが十分に発揮されているところのものが阻害されていく、そういうような法律ではない。まさに公務員部は、それができ上がったときの三原則の基本的な立脚点というものを放棄してしまつて、公務員労働者の権利侵害部とも言いますか、あるいは自治体に対するところの自主権侵害部とも言いますか、そんなような作用しかしないというようなことじゃ非常に困るわけですね。

私は、三原則の第二点の地方公務員の適正な待遇改善、公務員の個人的な権利の擁護等を通ずる人事管理、これは最近の、勤務条件に対していろいろと公務員部がやられる、そういうものと一体どういう関係にあるのだろうということをこの機会に改めて読み直してみたいと思ふかぶんです。これはどうするんですか。公務員を擁護する立場ででき上がったあなたが擁護しない立場に立つということは許されないわけですからね。

○政府委員(大嶋孝君) 私ども、もちろん地方公務員を擁護しないということではございませんし、別に地方公務員はけしからぬとは決して言っておりません。ただ、給与問題等々の御指摘を含めてのお話であらうと思ひますけれども、やはり現在の状況の中におきまして非常に高いというものが信頼を失うというように思ひますので、そういう点につきましてはやはり適正な助言、指導というものをやるのは私どものまたこれも務めの一つであらうと、このように思つておるところでございます。

○和田静夫君 地方公務員の場合に、国家公務員

を「基準」とすると、こう法案にあるわけですね。この「基準」とは一体何ですか。「基準」の意味ですね。

○政府委員(大嶋孝君) 「基準」として「定めるものとする」といいますのは、当該地方公共団体におきまして、特別の合理的な事由がない場合には、国の職員について定められております定年と同一の年齢を定年として定めるべきことを意味するものでございます。

国の職員と同じ定年を用いるということにつきましては、職員の新陳代謝をかねて阻害し、定年制度導入の本来の趣旨を没却することになるというふうな事由のある場合には、国の職員の定年と異なる定年を定めることも許されるわけでございますけれども、その異なる幅と申しますのは、国と異なる定年を定めることを必要とする事由の強弱の程度によりますので、一概に何歳ならばというふうなことは言えないと思つております。

○和田静夫君 常識的な解釈なんです、砂子田さん流の法解釈によると幅が広がります。私はもう少し謙虚に考えてみて、プラス・マイナス二、三歳というふうなことでいいんですか。

○政府委員(大嶋孝君) 特別の事由がない限りは同一年齢だというふうに私どもは理解をいたしております。

○和田静夫君 二十八条の二の第三項、「その職務と責任に特殊性があること」云々により「国の職員につき定められている定年を基準として定めることが実情に即さない」と認められるときは、「云々」と「条例で別の定めをすることができ」と云々となつてゐるわけですね。そうすると、国にない職種について国とのバランスをとるといふときに基準がないわけですね。これは何を基準にしますか。

○政府委員(大嶋孝君) 恐らく今後人事院規則等、それぞれ国家公務員につきまして作成をされるものと私ども理解をいたしておりますのでございまして、それらを十分参照しながら、この定年制度の実施に当たりましては指導してはまいりたい

い、かように考えております。したがういまして、そういうものを見た上でまた考えなければならぬ問題であると思つております。

○和田静夫君 私は、国々と言われることについては、先ほど意見述べましたから余り何遍も言いませんけれども、あなたはさき基準は六十だ六十だ、こう言つたんですよ。あなたの答弁は全然応用の範囲がない答弁で、ぶつ切れておつたんです。ちょっと具体的に突つ込んでみると今度は、国が何かつたときと、こうなるわけですね。もう少し自主性のある判断というものはなかったんですか、この法律案を作成する過程で。国から言われたから国家公務員法に準じてただつただけだ。そんなことないでしょう、あなたみたいな優秀な人が。

○政府委員(大嶋孝君) 具体的には、たとえば僻地の医者等があらうかと思ひますが、その他のものにつきましてはなお今後よく検討したい、かように考えております。

○和田静夫君 これはとても、その答弁了解するわけにはいきませんよ。

○委員長(上條勝久君) 速記をとめて。

〔速記中止〕

○委員長(上條勝久君) 速記を起して。

均衡を失しないような年齢を定めていかなきゃならぬと思つておりますけれども、基本的には、そういう基準というのは、特別な合理的な理由がない限り国と同一の年齢を定めるんだということがこの基準という意味であります。

○和田静夫君 昔の地方行政委員会なら時間がなからと言わなくて済んだんだけれども、納得がいくまで自由に議論させてもらったんだけれども、最近は何かこうおまへの持ち時間これだけだなんて言われているものだから、時間が気になつてくるからあれですが、どうだろう、これ少し理事会で、納得のいくまで議論をさせてもらうという昔のよい地方行政委員会の議論の伝統に戻りませんか。これ、後で理事会を一遍開いてもらつて……

○委員長(上條勝久君) 速記をとめて。

〔速記中止〕

○委員長(上條勝久君) 速記を起して。

○和田静夫君 そこで、基準という言葉を使っている法律のリスト、条文のリストを挙げてくださ

○政府委員(大嶋孝君) 労働基準法があると存じます。(そんなものじゃあるまい。基準とたくさん使っているでしょう。だめだよそんな答弁じゃ。と呼ぶ者あり)——地方公務員法、それから警察法、消防組織法、教育公務員特例法、地方公務員災害補償法といったような中でそれぞれ使つておるようでございます。

〔速記中止〕

○委員長（上條勝久君） 速記を起して。

○政府委員（砂子田隆君） 基準というのは、内容的に法律の中でそれぞれを考えなきゃならぬことはいま公務員部長から申し上げたとおりでありますが、たとえば労働基準法の「基準」というのは、最低基準ということを示しております。それから教員の給与法の「基準」というのは、おおよそ国と同じだと、こういう意味で使っております。

ですから、基準の幅と先ほど公務員部長が申し上げましたのは、そういう最低基準を決めたものもあるし、ある意味では同じだというふうに決めた基準もありますし、標準だとか、決めていくものもありますし、「消防力の基準」のように最低を決めるというのがありますから、そういう基準というのについていろいろ幅があるということとを公務員部長が申し上げたわけでありました。

○和田静夫君 いや、それはそうなんです。私もそのことが頭にあるからさっきから基準の論議をしているのであって、そのことが頭になけりや何も基準の論議なんかする必要はないんですから。したがって、何といいますが、言ってみれば法律の制度では基準と実態とは乖離がある。乖離がある状態があるんです。それはなぜだろう、なぜあるんだろうか。

○政府委員（砂子田隆君） この基準というのは、たとえばいま私たちが現に取り扱っております「消防力の基準」などから申し上げますと、現実にはそういう消防力の基準の七割ぐらいしか充たできないということもあります。これはそれぞれの公共団体におきます実態から異なっておりますけれども、あるいはある意味ではいろいろな点で実態とそぐわないということがありますが、法律上の基準——同じでなければいけません。場合の基準というのは、その法律そのものがやはり国と整合性をとらなきゃいかぬというように決められている基準の場合には、それは同じだという意味の基準に使いますし、最低基準というの

は、少なくとも労働者の権利というものを保護するといふ意味から言えばそれが最低の基準ですと、それよりも大きいのは幾らでも構いませんというふうに決められることもありますから、その個別における法域と申しますか、「基準」という同じ言葉でありますが、そういう対象によって考え方が全部違っているというふうに理解をいたしております。

○和田静夫君 そこで、いまのことを余りやっておいてもあれですから、この法律案で、「職務と責任に特殊性があること又は欠員の補充が困難であることにより国の職員につき定められている定年を基準として定めることが実情に即さない」と認められるときは、当該職員の定年については、「国及び他の地方公共団体の職員との間に権衡を失しないように適当な考慮」を払い、「条例で別定の定めをすることができ」ということになっているわけですが、

一方、国家公務員法の方は、第八十一条の二第三号で、「その職務と責任に特殊性があること又は欠員の補充が困難であることにより定年を年齢六十年とする」とが著しく不適当と認められる官職を占める職員で人事院規則で定めるもの、六十年を超え、六十五年を超えない範囲内で人事院規則で定める年齢」とすること、こうなっていますね。

地方の職員についていふような事情があるときは、これは六十五年を超え、条例で別の定めをすることができ、こういうふうな類推的にいきますね。そういうことはできますか。それとも、六十五年を超えない範囲内で別の定めをすることができ、こういうことになるんですか。

○政府委員（大嶋孝君） 国の定年年齢が定められておるといたしまして、それを超えて定める合理的な理由がある場合には、それを超えて定めることもできるというふうな思っております。

○和田静夫君 六十五年を超えてね。

○委員長（上條勝久君） 午前の質疑はこの程度にとどめ、午後零時三十分まで休憩いたします。

正午休憩

午後零時三十五分開会

○委員長（上條勝久君） ただいまから地方行政委員会を再開いたします。

地方公務員法の一部を改正する法律案を議題といたします。

休憩前に引き続き質疑を行います。

○和田静夫君 前後するわけですが、総裁がお見えになりましたので、まず、地公法が制定される以前に八百八十八の地方団体で定年制があった、にもかかわらず、地公法の制定時にこれら自治体は何もアクションを起こさなかった、こういうことでしょうかね、先日来の答弁をあれしてみると、この辺は、自治省です……。

○政府委員（大嶋孝君） 御指摘のとおり、地方公務員法制定当時定年制を持っておりました地方団体が八百八十八あったわけでございます。これらが地方公務員法制定の際にどんな要望等を行ったかということにつきましては、残念ながら資料が残っておらないわけでございます。

ただ、制定当時定年制を持っておりました県から、この法律の制定直後に照会が一つ来ております。それにつきましては、これは二十五年にできておりますので、二十六年の早々に、その条例が効力を持つかどうかという照会が参っておりますけれども、法制定当時どういう動きがあったかというのは、どうも残念ながら資料が残っておりません。

○和田静夫君 それで、藤井総裁、実は鈴木俊一さんに参考人でお見え願ってそのくだりをお聞きしたんですが、きのうのきょうだったものだから、きょうはちょっとぐあいが悪いということとで、総裁は当時担当の課長さんでもいらしたってわけですから……。

一つは、先日総裁が退席された後、任用局長が、地公法制定当時は定年制の必要がなかった、

情勢が変わったのだと言われたんです。これは、私はちょっとやっぱり認識が違ふんじゃないか。なぜそう思うかと言いますと、もちろん藤井論文というのにも頭に置きながら質問しているのですが、八百八十八の地方団体が定年制を採用していたということは、当時必要があったから採用していたんだろうと思うんですね。八百八十八の自治体が必要のないのに定年制をしいたというにはならない。したがって、藤井総裁にかわって任用局長が答えられていきますから、このところはまず訂正されるなら訂正をしておいていただきたいと思うんです。

○政府委員（藤井貞夫君） お答えをいたします。はなはだ言葉が適切でないかもしれませんが、世の中では十年一昔というふうに申しますが、私が地方公務員法制定に参画をいたしましたのは、思えば茫々三十年の昔でございます。したがって、非常に確信を持って正確に当時の状況を申し上げて、これに絶対誤りありませんと言うことは少し僥倖ではないかという感じがいたします。しかし、私もいろいろ経験をしてみたいました。この地方公務員法の制定に参画をさせていただいた当時の実情というものは、なお脳裏にはつきり残っておりますものも多々ございます。そういう意味で、できる限り記憶を呼び起こしまして、お答えができる限りのことは申し上げたい、という前提でございますので、よろしくお願いを申し上げます。

ところで、いまの公務員法制定当時、地方団体、市町村を中心に八百八十八の団体をもって定年制をしいておった。そういうところから、この定年制に関する規定を地方公務員法に入れないということについては、何らかのアクションがあったのではないかと御質問でございます。

若干、その当時のことを申し上げさせていただきますと、実は私、いま御指摘がございましたように、当時自治庁の公務員課長といたしました。当

時私の補佐として一緒に仕事をいたしました中心

の職員がございまして、これは二人でござい
ます。一人は現在の法制局長官の角田禮次郎君、も
う一人は現在広島県の知事をやっております宮澤
君、この二人を相手にいたしまして仕事を進めさ
していただいたのであります。

当時の情勢についてちょっと御参考までに申し
上げたいと存じますが、この地方公務員法という
のは、なかなか国家公務員法に關しまして、当
時占領下でございまして、アメリカからフーバー
使節団というものが参りまして、アメリカにおけ
る人事行政の従来のあり方、そういうところから
見て、いわばかくあらまほしという公務員制度の
あり方というようなことを頭に描きながら、日本
の場合においては占領下で、いわば白地に物をか
くようにできるのではないだろうかというような
思惑もあつたのでございまして、大変強力な指
導といえますが、示唆というものが、なかなか
国家公務員法の制定についてはあつたことは、こ
れは先生も十分御承知のとおりでございまして、場
合によつては、やはり憲法その他と同じように、
この草案については一言半句変更を許さないとい
うような強い姿勢も示されたことがございまし
た。

しかし、その後国家公務員法ができてまして、そ
れと並行して地方公務員法の制定準備に当たつて
おつたわけでございまして、そのときに私が感じ
ましたのは、実は国家公務員法の制定をもつて占
領軍の方も大體目的を達成したと見たのでありま
しょうか、また、地方公務員法というようなもの
についてはそれほどの関心がなかったせいかもしれ
ません。向こうの容喙の程度というものは、私
が感じましたところでは、さほどのものではな
かつたという感じを大変強く持っております。フー
バー氏に呼ばれて参りましたのも最初の一回だけ
でございまして、後は係の人々との連絡を保ちな
がら仕事を進めたという記憶がございまして、

最初に地方公務員法の制定に当たつて私たち
が苦心をいたしましたのは、第一は、やはり基幹
として近代的な公務員制度の理念というものは、

これは当然国家公務員法と同様に取り入れられな
ければいけない、これはもう当然でございまして、こ
れは御専門の皆さん方でございまして、私がここ
で申上げることは差し控えていたんですが、近
代的な公務員法というものの骨格を導入して
いく、それが基本でございまして、その場合
に、地方団体、しかも当時は町村合併がまだ進
んでおりませんでしたので、全国に一万数千の地方
団体がございまして、そういう現実を踏まえま
して、これに対応するには近代的な能率的、民主
的な公務員制度というものを原則的に導入をす
る、その原理は取り入れていく、それは骨格で
ございまして、それを現実の地方団体に当て
はめるためにはどうすればいいかということでご
ざいます。

その原則は、私は二つにしろれると思つてお
りました。その一つは、何よりもやっぱり憲法で
保障する地方団体の自主性、地方団体の自主性
というものをできる限り尊重しなければならぬ、そ
れをどうしていくかということが一つ。第二は、
地方団体と一口で申しますけれども、これはやは
り都道府県というものがあつた、また市町村とい
うものがある。また、市にいたしましては、大
きな大都市から、町村でいけば人口のごくわず
かな、何百といつたところまで非常に多
多様性があります。多様性があるということで、こ
の多様性に制度としてやっぱり対応できるものでな
ければならぬのではないだろうかということでご
ざいまして、公務員制度の理念というものを骨子
としながら、それに地方団体の自主性と多様性
というものをどのように調和させていくかというこ
とに最大の眼目を置いたわけでございまして、当時
としては大変苦勞はいたしましたつもりでありま
して、大體大筋としては現行地方公務員法とい
うものがそういういきさつででき上がったというふ
うに承知をいたしておるわけでございまして、
いまの御議論の中心になっております定年制に
ついて申し上げますと、かなりの地方団体が定年
制を現実に持つておつたということがございま

た。しかし当時、いま自治省の方からも御説明が
あつたようでございまして、私自身もいたしまし
ても、自覚しているものとしては、それらの地方
団体からのリアクションあるいはアクションとい
うものはこれはほとんどなかった、絶無に近いよ
うなものではなかったかというふうな考へており
ます。私自身が何か陳情その他でもつてお会いし
て内容の趣旨の説明を受けたという記憶も全然で
ざいせん。これははつきり申し上げてよいので
はないかと思ひます。

これは私なりの独断的な解釈かもしれませ
んが、当時なぜそういうことがあつたのか、現実に
いままでそれで人事管理がうまく推移して
きておつた、それがなくなつてしまつたといふこ
とについて何かやはりアクションがあつてもいいん
じゃないかと思ひますが、当時なかつたことは
私は主として二つの原因があつたと思ひます。

一つは、先刻も申し上げました占領下という異
常事態でございまして、しかも国家公務員法とい
うものがこれはやはり司令部の草案を提示を受け
て、そのとおり一字一句も改めずにはならぬ、修
正してはならぬぞというやうな強い働きかけが
ございましてそれができ上がつていったという経緯
等も地方団体側も恐らく承知をしていたと思ひま
す。そういうことがございまして、同じようにや
つぱり地方公務員法についても、これはとやかく
言つたつてしようがないんだらうという一つのあ
きらめといひますか、そういうものが根底にあつ
たのではないだろうかということが一つでござい
ます。

それからもう一点は、地方団体の中で定年制を
持つておりました中で、特に従来からのいきさつ
で長年の労使の話し合いの積み重ねでもつてうま
く本問題を処理してきておつたのは、これは先生
も御承知のように大都市、特に私の評価では一番
よくやつておつたのは大阪市です。大阪市とか、
東京もそうですが、一番よくやつていたのは大阪
市だと思ひます。その大阪市等においてはそん
なう慣行が長年の積み重ねででき上がつておる、し

たがって、これは定年制というものを制度的につ
くらなくても、実際に話し合いでもつて従来もや
つてきておるし、現実の話し合いの結果としてそ
ういふ運営をしていけばそれで事足りるのではな
いかというやうな見通しがあつたのではないだろ
うか。制度はなくなつても実際の話し合いでもつ
てうまくやつていけばいいじゃないかという気持
ちが強かつたのではあるまいか。私はいまから考
へましてそういうふうな理解をいたしております。

○和田静夫君 それからも一つ、ちょっと前後
いたしますが、総裁がいちしやる間に総裁にだ
けまずお聞きしておきますが、これはこの委員会
でも佐藤委員が論文を引用してありますけれども、
自治庁の公務員課長が当時総裁が「自治研究」第
二十七巻第四号にお書きになつた、いわゆる「地
方公務員法逐條解説」という論文の中に、申し上げ
るまでもなく「近代的公務員制度の理念は、能
力実証主義を根幹とするものであつて、職務遂行
の適格性を有する限り、年齢等によつて、その取
扱に差別をすることを認めない。長年の経験は、
優秀な公務員を生むことは事実である。才幹ある
職員を老齢なるが故に一律に淘汰することは、許
されないとある。従つて、本法においては、
少くとも本法の精神は、停年制を排除するものと
解せざるを得ない。」、こういうふうな藤井総裁御
自身が御書きになつていらっしゃるわけですか。

ここで言われているいわゆる「近代的公務員制
度の理念」と言われるものについてちょっと御見
解をお伺いします。

○政府委員(藤井貞夫君) 近代的公務員制度の理
念というものは、私は大きな柱としては二つあると
思ひます。一つは、公務の公開、平等、公務を一
般国民に何らのえこひいきなく開放するといふこ
とでございまして、これが一番大事な柱であらうと
思ひます。その第二の理念といたしましては、い
ま先生も御指摘になりましたように、成績本位の
原則、いわゆる能力実証主義、情実を排するとい

う理念でございす。したがいまして、この二つを絡め合わせることで、民主的、しかもやはり国民に奉仕するわけでございすので、能率的な制度を打ち立てることによってここに公務員法自体の大きなねらいを達成していくと、そういうものが私は近代公務員法の理念の二本柱であらうというふうに解しております。

○和田静夫君　そこで、能力実証主義というのが一体どういうことだろうかというのを聞きをしたわけですが、現行地方公務員法において能力実証主義というのはどういうふうにかざされているのだろうか。将来の公務員制度についてもそういうふうにかざすべきなのだろうか。この辺はいかがでしょうか。

○政府委員(藤井貞夫君)　私はやはりスポイルズ・システムというものを排除するということが一番大事な近代的公務員法の理念であるというふうに考えております。したがいまして、大きな筋としては、能力を実証して成績本位の制度を確立していく、いろんな情実が絡むような人事ではこれは困る。そういうことが一番大事なことではないかと思っておりますし、今後ともその基本的な態度についてはこれはやはり續けていくべきであり、また、續いていくものだというふうに解しております。

○和田静夫君　それで、總裁答弁との兼ね合いにおける自治省への質問は後ほどまとめていたしますが、安定成長といいますが、いわゆる高度成長が終りまして若年労働力が少なくなってきた。そして高齢化してくる。日本の労働関係を手直ししなければならぬ条件というものが出てきていると思うんです。実際終身雇用制は動揺をしていますが、それから、年功賃金もまた最近大衆論議があるところでありまして、終えんをいつあると言つてよいような状態に私はなつてきているんじゃないかと思うんですが、かなり多数学説がそういうふうに出してきております。

そうすると、高度成長期よりもむしろ今日の方が、地方公務員法の理念とする近代的公務員制度

あるいは年齢とは無関係な能力実証主義というものが私は生かされる条件があると考えているんですがね。この辺は、報告を出しになった總裁はどうお考えになりますか。

○政府委員(藤井貞夫君)　一般的にはそういう方向に進んでまいるように私も考えております。いまま具体的には御指摘がございましたように、終身雇用制あるいは年功序列主義というようなものについては何らかのやはり修正といひますか、これを現実合うように是正をしていきますというのか、そういう動きがだんだん強くなりつつある、今後ともその方向というものはやはり出てくるのではないかと感じがいたしております。

この点は先生もお詳しいので御承知でありますように、われわれもその点に着目をして、特に先般の委員会でも申し上げましたように、今後どんどん進んでまいります高年齢化、高学歴化というのに対応して、いまの公務員制度自体がそのままでいいのだろうか。制度自体もそうだし、運営自体についても再検討を考えなきゃならぬ時期にそろそろ来ているんじゃないか。そういう観点に立ちまして、昨年の給与勧告に関する報告でもってそれらの点の展望を踏まえながら公務員制度全般にわたって、三十年を経過した今日、現実とのにらみ合わせで再検討を加える必要があるだろうということを申し上げました。ことしもそれを受けて、さらに具体的に一步突き進んだ見解を表明をいたしております。この作業は本年度から精力的に進めまして、大体十年を目途に諸般の準備を進めてまいりたい、かように考へておるわけでございすが、全般的に、いま御指摘になりましたような方向自体は、これは大きな社会の趨勢としてそういう方向が出てまいることは一つの傾向ではあるということとは私自身も考えます。

○和田静夫君　自治省、それじゃ当時の八百八十八団体の人員構成、職員の年齢構成はどうなつていましたか。

○政府委員(大嶋孝君)　ちょっと手元に資料を持

つてまいっておりませんが……。

○和田静夫君　これはしかし通告しであるんですからね。八百八十八団体。突然出したのなら答弁できなくても仕方ないけれども、八百八十八団体の問題について触れますというのをきのうちゃんと云つてあるわけですから。

○政府委員(大嶋孝君)　大分古いことでございすので、確認をしていますが、ちょっと私、ないのではないかと思います……。

○和田静夫君　いやいや、このところ答弁がないと進めないんです。

○委員(上條勝久君)　ちょっと速記をとめて。

(速記中止)

○委員(上條勝久君)　速記を起こして。

○政府委員(大嶋孝君)　いま確認をしたようでございますが、その数字はございせん。はなはだ申しわけないと思ひますが、その職員構成というのは、全くわからない状況でございす。

○和田静夫君　資料の問題は、けさ触れたように、官尾政府委員がちゃんと当時の資料に基づいて……。

○委員(上條勝久君)　速記をとめて。

(速記中止)

○委員(上條勝久君)　速記を起こして。

○和田静夫君　それでは、官尾政府委員が御答弁になつた、地方公務員法を制定した当時のいろいろの資料からみまして、いろいろの資料というのを全部列挙してください。

○政府委員(大嶋孝君)　私、考えますに、現在あります地方公務員制度資料でありますとか、あるいは地方制度資料、そういったものを官尾公務員部長は精査されたものと、このように理解いたします。

○和田静夫君　私は、先ほど申しましたように、地方行政委員会をずっと離れていたわけですから、それ委員会に提示されていきますか、いまの資料。

○委員(上條勝久君)　速記をとめて。

○委員(上條勝久君)　速記を起こして。

○和田静夫君　地方制度資料は、私は前の論議のときに全部使用させてもらいましたから、その地方制度資料に基づいて論議をしたら実は十三年前にこの委員会パンクしたわけですから、行き詰まつたわけですから、それ一遍全部出してもらつて、もう一遍あの中にあるやつをやり直すというの、一つの方法なんですよ。そのためには、理事会でお諮りになったかどうか知らぬけれども、私の制限時間があつちや困るわけですよ。いま言われるように、向こう側から出た答弁で地方公務員資料と制度資料ですから、これは私は、制度資料の方は十何年前に全部読ましてもらいましたからある程度記憶にあるものもありますし、論議に使いましたからあれですが、前段の部分は読んでいませんのでね。これは理事会で、そういう運びにしたいだけですか。

○委員(上條勝久君)　後の理事懇で相談をしましょう。

○和田静夫君　私の質問が終わつてから理事懇をやつてもだめなんだよ。

○委員(上條勝久君)　相談します。

○和田静夫君　それは相談してください。

そこで、人事院總裁からは承りましたけれども、自治省、この八百八十八団体という多くの自治体が定年制を実施してないながら、現行地公法には定年制が盛り込まれなかつた。自治省側として理由を明らかにしてください。自治大臣。

○國務大臣(安孫子藤吉君)　過去の経過は経過といたしまして、その後における社会情勢の変化、これにどう対応するかということであるという検討をいたし、また一面、国家公務員につきましても定年制をしく。それからまた、繰り返すようでありましても、現下の地方団体の状況から申しまして、今後活発な人事の構成をやるという面から見ましても必要である、こういう判断のもとに地方公務員法の定年制を実施したいということ御提案を申し上げているわけでございます。

○和田静夫君 そのところはわかってるんです。局長、私の質問に答えてください。いまの大臣のやつはわかってるんです、何遍も言われてるんですから。提案理由ですから。

○政府委員(砂子田隆君) いまお話がございまして八百八十八の地方団体が条例を持って、それを当時の地公法の中にそういう事情というものが参酌されないままに今日に至っている、その理由は何か、こういうことであろうと思います。私たちも、先日申し上げましたが、その当時なぜ地公法の中に定年制を設けなかったかという理由につきましては、私たちなりに調べましたけれども、その理由はよくわかっておりません。ただ、私なりに個人的にいろいろ考えますと、当時のいろいろな、憲法のあり方、そういうところからいろいろな起因をいたしまして、公務員に制約を加えるということがいかなるものであろうかという考え方があったのではなからうかという個人的な感じはありますが、これはあくまでも個人的な感じでございます。全体的にどうしてそうだったかという理由については、この資料を調べてみてもわかっておられないというのは、先ほど人事院総裁からお答えしたとおりであります。

○和田静夫君 まあその辺は、藤井人事院総裁がさっきお答えになっていきますからあれで、この地公法の制定に關して、私の方からひとつ、かなり論議してきましたから、積極的な論点というのを一遍出してみたいと思ふんです。

それは、国家公務員法が制定されたのは一九四八年ですね。この当時は現在の地公法はなかった。政令二百一十号が出される以前です。国家公務員と同じく制限なし労働基本権を持っていた。したがって、労働条件、勤務条件については労使の団体交渉によって決められていた、こゝまでは間違ひありませんね。

○政府委員(砂子田隆君) 間違ひございません。○和田静夫君 そこで、定年制問題もしたがって労使間の団体交渉事項であった。そうですね。○政府委員(砂子田隆君) その辺はしかとよくわ

かりませんが、定年制自身が勤務条件という部分をいまの法律から推定して見ますと、そういう部分があったのではなからうかということは考えられます。

○和田静夫君 そこで、先ほど人事院総裁が言われました——実は法制局長官に來ていたかどうかと思つたんですが、角田禮次郎さんの論文があるわけでした。一九五六年、これは当時自治庁の公務員課長におなりになってからですね。新潟へ行く前だと思ふんですが、総務部長になる前の時点ですね。『地方公務員制度をめぐる当面の諸問題』という論文をお書きになっているわけですね。雑誌『地方自治』の同年の三月号に掲載されているんですが、角田さんはかなり正直に書かれていたんです。定年制について、「地方公務員の停年制についても、多くの誤解があるのではなからうか。まず、停年制が、突如として地方公務員制度のなかに持ちこまれたように考えることである。しかし、停年制が法的に実施できなくなつたのは、昭和二十六年、地方公務員法の施行以来のことであり、それまでは、少くとも市町村においては、停年制は実施できたのであり、現に実施していた市町村も相当あつたのである。また、地方公務員法の施行後、法律的には停年制が設けられなくなつた後においても、實際上の措置として、これを行つていた地方団体もあつたのである。従つて、職階制や任用候補者名簿の制度などに比べれば、もともと、我が地方公務員制度にはなじみのある制度である筈である。これは本場に珍しく私は本音の出ている文章だと思ふんです。

これはどわが國の地方公務員制度に定着していた定年制がなぜ地公法に採用されなかつたんだらうか。ここがわれわれの方に生活する者にとつては、どんなに考えても実は出てこない。いま藤井人事院総裁の答弁を聞きながら、それは前段の一部分などを類推してみれば若干のことがあられるにしても、私は、藤井総裁答弁がありましてけれども、そこでよほど理念上の大転換があつ

たに違ひない、そういうふうに見えるんです。これはそれでなかつたならばどうもつじつまが合わないのですよ。理念上の大転換があつたという私の考え方は間違ひでしょうか、自治大臣。

○國務大臣(安孫子藤吉君) その辺の事情は私も、體驗をいたしておりますので、そういう転換があつたのかどうかということは何とも申し上げかねます。

○政府委員(藤井貞夫君) 私に対する御質問はございませんでしたが、御承知のように、いま内閣委員会でもやっておりますので、時間的な私自身の制約があつてはなはだ恐縮でございましてけれども、ちよつと敷衍していまの御質問に關連をして申し上げます。

実は、国家公務員法自体の問題で、最初に定年制がしなかつたのはなぜかということも一つ問題だらうと思ひます。これは私は、自己流かも知れませんが、こういうふうに解釈をいたしております。

というのは、従来から国家公務員の一般職については定年制がございませんでした。これは明治以来ございませんでした。特殊の職員についてはございましてけれども、一般の職員についてはなかつたわけですね。これはなぜなかつたかと申しますと、その必要性というものが切実には感じられなかつたからではなかつたかというふうに思ひます。というのは、現実の問題といたしまして、當時は大體平均年齢というものが低かつたというふうなこともございましてしょう。政府の職員になつた方々も、大體暗黙の了解というふうなものがございまして、われわれもよく知っております。安孫子さんあたりもよく御承知でありますように、知事でも四十代でやめてしまふというふうなことはこれはむしろざらでございまして、五十歳までとどまつているという人はほとんどなかつたわけですね。職種にもよりますけれども、一般的に言うところとく少なかつた。そういうふうな自然の暗黙の了解みたいなこと、または御本人のそういう心構えもございまして、そういう事実上の新陳代謝が行

われていたのではないかと。それがやはり民間には大分沿革上古い歴史がございまして、大企業その他では定年制というものがいち早く採用されたにもかかわらず、公務員についてはそういうものがなかつた。現実の運用として、そういうものをあえて設ける必要がなかつたからではなかつたかというふうな思われまふ。

それを横目に見まして、地方公務員法を制定する際に、骨格としては大體国家公務員法というものを右へならしてやつていくという制度立案の基本的な体制、態度というものがあつたもので、何分定年制ということになりますと、これはその本人の能力とかなんとかということとは別問題として、一定の年齢に達すれば職から離れるという制度でございまして、やはり何と云つてもこれは職員に対する制約であることには間違ひない。そういうふうなことから、現実には八百八十幾らというものについては定年制を持つておつたにしても、先にでき上がった国家公務員法で定年制が採用されておらないということもあつて、地方公務員の方はさらに地方の実態からいつて定年制をあえて設けなければならぬと、そういう必然性ということとは當時の情勢としてはそれほど機が熟していなかつたという判断もあつたのではないかと、私はこのように理解をいたしておるわけでございます。

○和田静夫君 そこで、あえてあれしませんが、私は理念上の大転換こそが実は日本國憲法であり、戦後の民主的改憲なんだというふうな考えでいるわけですね。その意味で、かなりの時間をかけて論議をしてまいりました。先ほどの藤井総裁の答弁との關係で戻りますが、あの近代の公務員制度を導入しようとする地公法の精神ですね、これはいまなお生きてゐるわけでしょう。

○政府委員(大嶋孝君) いまなお生きておるところでございまして。○和田静夫君 そうすると、定年制を排除しようとするところの本法の精神と今回定年制を導入するのをどう關係づけたらいいんですか。どうい

うふうに関係づけたいらいいんらう。定年制の導入というのは法の精神に背反するのではないらうか。そうなりません。

○政府委員(大嶋孝君) 定年制がどうしてできなかったかという事情につきましては、先ほど人事院總裁からいろいろお話があったわけですが、私が、私は、現時点におきまして、この社会情勢の中におきまして定年制を入れるということは必ずしも近代的な公務員制度というものに逆行するもの、あるいは反するものというふうには考えられないのではなからうかと、かように考えます。

○和田静夫君 この前の委員会でも言いましたけれども、定年制の導入の科学的根拠が乏しいんです。全く乏しい。科学的な論拠です。地方職員の能力や意欲が六十歳で働くにたえないほど低下するというデータでもあれば別です。これはけさ西川参事人からもお話を承りましたけれども、そんなものはない。もしそういうデータがあるというのなら、働くにたえないほど低下するんだというデータがあると、御指摘のような具体的なデータというものはございません。

○和田静夫君 おかしいじゃないですか。能力実証主義でいけば、能力がないことを実証しなければならぬわけでしょう。そういうものはない。

○政府委員(大嶋孝君) 能力実証主義と申しますのは、要するに能力のある人が伸びていく。そうでない人が情実によって伸びていくというふうなことでないといけないというふうなことであろうと思っております。地公法はもちろそういうたてまえに立っておるわけですが、職員というものは、これは年齢によりまして画一的に評価できるものではないわけでございますし、また、個人差があることも否定はできないと思えます。ただ社会通年上、人の能力というものが年齢の進行によりましてある時期をピークとして以後は減退するということは一般的に認められるわけでございます。したがって、これを基準として職員の新陳代謝

を促進をする。そして公務全体の能率を維持するということがために定年制度を設けるということ、これは任用におきます能力実証主義のもとにおいて必要であらう、このように考えておることでございます。

○和田静夫君 まあ、釈然としませんが、定年制というのとは一体何ですか。年功賃金、終身雇用という日本の労使関係の中で形成されてきたものじゃないんですか、これは。違うんですか。

○政府委員(大嶋孝君) 日本の雇用形態の中で必要になってきたものとは思っております。

○和田静夫君 そうでしよう。そうすると大臣、やっぱり矛盾なんですよ。日本の労使関係と能力実証主義というのは相入れないんですね。したがって、先ほど藤井人事院總裁に包括的に話を願ったのはそこにあるんです。そして總裁は、趨勢としては私が言ったとおり、そのところは崩れつつあるんだというふうにお述べになつておるんですよ。もうこの法律案をつくったときの立論の最も基礎的なものは崩れておるんですよ。どうですか、この委員会でも取り下げたら、もう一度。

○政府委員(大嶋孝君) 先ほど日本の雇用形態の中でと申し上げましたけれども、もちろん諸外国にもこの定年制の例はたくさんあるわけでございます。そういう意味合いにおきまして、定年制というのは、一定の年齢に達したということ、そのことをもって職を離れるという制度であるわけでございます。それで、先ほど来申し上げておりますように、新陳代謝を図っていくというためにはやはり必要な制度である、かように考えるわけでございます。

○国務大臣(安孫子藤吉君) 私に対して、これをひとつ取り下げたらどうかというふうな結論的なお話でございましたが、そういう考えは全然ございません。現下の諸情勢に照らしましてこれは大変必要な制度であると、こういう確信のもとに御審議を煩わしているわけでございます。

○和田静夫君 行政局長、私はそういう言葉じりの問題じゃなくて、日本の労使関係と能力実証主義というのとはどうも相入れないという感じがするんですよ。これ、どうですか。少し理論的に答弁してくれませんか。

○政府委員(砂子田隆君) 日本における雇用形態というのは諸外国にない大変よい美風だと、こう言われております。年功序列でありますとか、そういうことがよく言われております。恐らく公務員の場合も、いままでの法体系の中では、そういう意味での身分保障をしながら終身雇用のような形でいままでやってきたものと思っております。ただ、いまの社会的なこの趨勢と申しますか、の中で、公務員だけがいつまでも一定の組織の中に終身雇用をされるということが望ましいことであろうかというの、ひとつやっぱり議論があらうと思えます。そういう意味では、ある一定の段階で雇用関係を終了させるということも、時によってはやはり社会経済の動きの中では必要であらうと思えます。

○和田静夫君 どうも定年制を導入することは、

地公法を首尾一貫しないものにしていていいですか、木に竹を接ぐようなものにするような気が私にはしてならないわけですよ。定年制の設置が望ましいとするのなら、一方で年功賃金をこの原理としては認めていく、今後も年功賃金を続けていく、そういうことにならなかならぬような気がするんですよ。

たえば、民間で定年延長の動きがあるわけですから、これは御存じのとおり賃金体系の変更とワンセットになっているわけですね、民間の定年制は。私は、これは必ずしも好ましい方向で行われているとは思いませんけれども、考え方は、先ほど人事院總裁とのやりとりの中で私述べたとおりですけれども、しかしながら、ワンセットということとは論理的にあたりまえのことだと思つておるんですよ。定年制と年功賃金。定年制を設置するということは、これは人事院總裁、やっぱりそういうふうには理解しておいていいですか。

○政府委員(藤井貞夫君) 定年制と年功序列賃金との関係というものは、これは必然的に全く密着した関係があるものではないと思いません。これは給与政策の問題と、また、任用制度、分限上の問題との差別ですから、これは直ちに密着して不可分のものというふうには私は考えません。考えませんが、和嶋さんもお話になりましたように、民間でも大変いま賃金体系とこの定年制の関係というものはやはり動いておる。動いておる、私といたしまして、この動きには大変深い関心を持って注目をしております。

ただ、そのはつきりとした方向がいま打ち出されておるかといいますと、これはまだ非常に流動状況といえます。そういう過程をいま踏んでおまして、いろんな試行錯誤が行われているという段階ではないだろうかというふうに思っております。

それで、いまの国家公務員についてだけ申しますと、国家公務員の給与制度というものの、見方によつては年功序列的な運用、定期昇給というよ

うなこともありまうし、そういうような運用、普通の場合であれば序列に従って年を経ることにだんだん上がっていくという一つの傾向はございますけれども、しかし、それが直ちに年功序列ということに徹底しているかというと、そういう主義をもって貫いているわけではこれはないわけだと思ひます。ただ、やっぱり将来定年制というものがしかれるということになりますと、これは国家公務員についてはすでに御議決をいただいたもので六十年施行ということになるわけなんです、それが、それまでの段階におきまして、やはり民間の動向等にも合わせながら、定年制とそれから給与制度のあり方、その他任用制度、諸制度の関連というものについてはもう少しやはり掘り下げて検討を加えていく必要が私は出てまいりと思ひます。そういう点は、人事院が申しております中長期計画の中でそういう点もきめ細かくひとつ見直していきたいと、かように考えて作業を続けておるというのが現在の段階でございます。

○和田静夫君 まあ将来にわたってかなり議論をしなければならぬ問題でありますね、いまのやつは。

一般的、概括的に言えば、けき西川参考人のお話もありましたけれども、老齢によって能力が落ちるかもしれない。それは肉体的には特にそうだろう。しかし、事務労働や公務に伴うノウハウなどは老齢によって一般に落ちるとは言えない。逆に、長い経験が生きてくることもある。これもけき参考人が明確に述べていらつしやいますし、アメリカの調査結果などお出しになりました。

地方公務員法はこの点で、地方公務員が営利追求の自由な民間企業とは異なっている。そういう立場に立って、「地方公共団体の住民全体の奉仕者」として、実質的にはこれに対して労働提供義務を負うという特殊な地位を有し、かつ、その労働の内容は「公共的性質を有する」、昭和五十一年五月二十一日の最高裁判決にあるとおりであります。

そういうわけでありまうから、この職務内容も種々雑多で、一律に定年制を定めることが困難であるということこそは最高裁判決からのあれでもって明確です。したがって、定年制によってではなくて、やっぱり二十八条一項の適用によって個別的に解決していくというのが私は法の趣旨だと思ひます。その法の趣旨を生かしていけば議論する必要はないんです。そんないただけになる必要はないんです。そのことはそこにお並びの自治省の公務員部長だつて行政局長だつて腹の中では全部わかつておるわけなんです。誤つた国家公務員法ができたものだからどうしようかというだけのことでありまうてね。だから、その辺は素直にいうじゃないですか、素直に。

○政府委員(砂子田隆君) いまお話しがございましたように、公務員のいろいろな職種によつての能力の違いというのはそれはあると思ひますし、能力自身が一概に言えないということではけきさほどから申し上げておるのとおりであります。いまお述べになりました最高裁の判決も、さような論点に立っているのだと思ひます。ただ、二十八条の一項の分限の規定と申しますか、そういう具体的にどうするかという問題になりますと、これはいろいろな判断が入らない、裁量になかなかならない一つの部分であります。

そういうわけでありまうが、その分限の規定の中に定年制を入れるのはいいかどうかという議論もこれはないわけじゃありませんし、国家公務員とはずを合わせるということの問題点がないわけでもないと思ひます。ただ、少なくとも国民に対して奉仕をする、いま先生最高裁の判決をお読みになりましたが、全体の奉仕者として務めているという範疇におきまして公務を行うということにつきましても、国家公務員であろうと地方公務員であろうと、全く同様の性格であろうと思ひわけでありまう。そういうことから考えまうと、いろいろな意味で労働の提供の方法が国と地方では違ふという議論も私は納得はできませんが、それではどうするかという問題があるものですから、この

地公法の中でも、国と地方との間でいろいろな職種の違いがあつて、労働の提供形態が違うという場合には、少なくともそういうものを国なりほかの公共団体をいろいろ見ながら一つの基準を定めていくということこそは法の趣旨の中に入つておるわけでありまうし、そういう形からある程度の定年制というものを導入していくというのも、あながちこの法の趣旨には矛盾してないのではないかと思つております。

○和田静夫君 最後のところは異論のあるところであつたわけなんです。それじゃ、現行の法律の二十八条の分限事項の中の、「勤務実績が良くない場合」でしよう、一つは、それから、「心身の故障のため、職務の遂行に支障があり、又はこれに堪へない場合」、あるいは「その職に必要な適格性を欠く場合」というのもありますけれども、その免職の規定があるわけですから、一律定年制ではなくて、これらの規定を使つて老齢者の人事管理をしてきた経過、ちよつと発表してください。

○政府委員(砂子田隆君) 私の知るところでは、老齢だという理由をもつてこの規定を適用したことはないと思ひます。分限の適用になつた職員はこれは多くございますけれども——多くと言つても何万人というわけじゃありませんが、これはあることはありますけれども、老齢だという理由だけでこの規定が適用になつたということはないというふうには記憶しております。

○和田静夫君 それは公務員部長、きのう調べてもらつたんですが、そうですか。

○政府委員(大嶋孝君) ただいま行政局長からお答え申し上げましたが、高齡であるという理由だけでこの二十八条の分限にかけるといふことは、これは制度上もちよつと現在のところは不可能な問題でございます。

そこで、ではそういう例があるかということでございますが、私どもの方といたしましては、それぞの事由別の該当者と申しますか、その数字はございまして、いま申し上げましたように高齡

ということとこれにかけるといふことはないわけでございますので、したがって、そういう数字というものはわかりませんし、また、事由別の該当者の中に高齡者がどれだけかということももちろんわからない状態でございまして。

○和田静夫君 定年制について、行政実例がありますよ、昭和二十六年三月十二日、地方公務員の定年制を実施することができるとの大阪府総務部長の照会であります。この中で、「公務に堪へぬか否かは、その個人個人について判定すべきものであつて、画一的に年齢をもつてするのは妥当でない」、明確に答えておる。これはまさに地公法が能力実証主義をとっている私は証左だろうと思ひます。したがって、自治省がこういうふうにお答えになつたのは当然だと思ひます。このところが変わつてきているのがわからぬのですがね。地公法のこの能力実証主義が、実際に精神訓話的ではなくてここでは生きていた、またいまも生きておる、こういうことだと思ひますがね。これはいい実例だと思ひますが、公務員部長、いかがですか。

○政府委員(大嶋孝君) 能力実証主義ということもあつたかと思ひますけれども、条例で定年制を設けることが現在の地公法上できませんというの、まさにこの二十八条で決めること以外に、その意に反して免職されないんだというようになことに該当するということに主たる理由があつたろうと思ひます。

先ほど、八百八十八の定年制を持つておつた団体からどういふ動きがあつたかということについてちよつとお答えいたしましたけれども、二十六年の二月に島根県からの照会がございまして、それにつきましても、ほぼ同様なことだと私は理解をいたしております。

○和田静夫君 いまとの関係で、さつき藤井人事院総裁も言われましたし、私も言つたんですが、大阪市の実態というのはどういうことであつたか理解されておるんですか。そういう答弁なら。

○政府委員(大嶋孝君) ちよつと私、大阪市の当

時の実態というのは記憶しておりませんので何ともお答えいたしかねます。

○和田静夫君 任用局長、どうですか。さつき人事院総裁にあったやつです。

○政府委員(兼職之助君) 地方団体のことでございますので、私の方ではそういうことを把握しておりません。

○和田静夫君 行政局長。

○政府委員(砂子田隆君) 大阪市の問題につきましては、私も大阪におりました関係上承知はいたしておりますが、大変私はよくやつておったと思っております。

ただ最近、そういうことを申し上げると恐縮ですが、都市交通の定年制の問題に関して大阪の地裁で一つの判決がございまして、勧奨退職であったもけしからぬというような判決があったりいたしましたことを記憶いたしておりますけれども、これも大阪府が非常によい伝統の中でやられてきたことに對して一つの判断を示したものだとは思っておりますが、この点は非常に残念だとは思っております。

そういうふうには、大阪自身は、古来一つの生き方として大阪市のモロー主義みたいなのがございまして、大変よい慣習の中ではありますが、職員組合と申しますか、職員団体と申しますか、そういうものと理事者との間が大変うまくいって一つ一つの例であるというふうには理解はいたしております。

○和田静夫君 だから、うまくいくんですよ、何も無理して法律をつくらなくてもうまくいくんですよ。それは大臣だって、食糧庁長官を経験されたときに、あなたの組合との関係非常にうまくいっていった。したがって、革新の側から知事にお出ましになるといふようなこともあったわけですよ。まあそれは冗談だとしても。うまくいくんですよ。うまくいくものをわざわざこんなものをつくる必要はないじゃないですか。うまくいかないところの理由というのはいわゆるわかってるんですから。何遍も私が言っています。たとえばここに

えになっている岩上知事だつて加藤知事だつて、みんなうまくいっていったんですよ。何で、うまくいっていったのにうまくいかないようなものを、しかも、基本的な人権にかかわるような法律を出すんですか。

○政府委員(砂子田隆君) これは私、いろいろな論議が確かにあると思ひます。あると思ひますが、一つは、やはりどうもそういうことを言うてまたおしかりを受けるかもしれないが、国家公務員と地方公務員との間の公務員としての整合性というのをまず考えなければならぬということが一つあると思ひます。しかし、いまこういういろいろな中で、たとえば勧奨退職というようにことをやつておりました、これがある程度地についているということも私は事実だと思ひます。しかし、一つの公共団体の中で見ますと、ある一定の年齢に立ったときに、ある人はやめてくれた、しかしある人はやめてくれないという不公平感があること、これもまた事実であろうと思ひます。それから、公務員の間にそういういろいろな不公平感があるというのはいわゆる問題でありまして、そういうものがある程度一つの基準の中で整理されていくというところの方がむしろ秩序としては望ましいという一面があるわけじゃないと思ひます。

むしろ理事者になればある一定の年齢でみんなが異議なくやめてくれるという従来の考え方と申しますか、前にも恐らく和田先生に長野局長がご答へいたしたと思ひますが、先ほどもまた藤井総裁も言っておられました。要するに従前の慣習でみんなやめておつたんだと。そういうことが異議なく認められていく社会、そういうことであればそれなりにすっきりするのだと思ひますけれども、現実のように、なかなかいまの公共団体の中でもそういう不公平感というのはいわゆるじゃありませんし、一律にやはり国家公務員との整合性を保つということもこういう社会情勢の中では大変必要だろうと、こう思ひますから、定年制というものをやはりよく必要性というのはいわゆるあるだろうというふうには思ひます。

○和田静夫君 不均等がある、不均等で発展をしていく、それが自治そのもののじゃありませんか。あなた、栃木県の副知事のときにうまくいっていませんでしたか。

○政府委員(砂子田隆君) 大変組合の御理解を得てうまくいっていったと思ひますが、それじゃ全部が全部うまくいくかというと、やはりそれはなかなか、最後の一人までうまくいくかという議論になりますと、そう完璧にうまくいったということではなかったように思ひます。

○和田静夫君 だから、全くわずかな部分を頭に描きながらこういう法律をつくりなるといふのは間違ひなんだということを、私はそういう意味で言っているんですよ。やっぱりだんだんだんだん明確に、正直に白状されてくる。大阪の事情なんというのはいわゆる一番御存じなんですから、人事院総裁だつていらつしてやんと御存じなんですからね。知っている人たちが、みんなうまくいっているものを知っておりながら、わざかにいかないとところだけを頭に置きながら法をつくるんで、そんな立法なんて私はないと言っているんですよ。まあ意見にしておきますよ。

○政府委員(砂子田隆君) すでに御案内のとおりだと思ひますが、この勧奨退職というのをやりまして、応諾率というのを――またそこだけは資料を持ってよく知っているという議論になるというのを申しわけございませんが、応諾率などというのを見てみますと、確かに次第によくなつていきますが、公共団体の中におけるアンバランスというのはいわゆる、やはり非常に大きいものがあるだろうと思ひます。勧奨退職をやりましたも一〇%以下というのもございまして、ある団体では九〇%とか八〇%という団体もあります。その公共団体の間における差というのはいわゆる相当大きいだろうと思ひます。

そういう意味で、同じ公務員をしておるという形から申し上げると、やはり一定の方式の中でみんなが不公平感を持たないで離職できるという制度があることの方がむしろ望ましいのではないかと

と思ひます。

○和田静夫君 応諾率なんという、私が質問通告してあつて、後から答えてもらう部分を先に引用して逆手にとつちや困るんですが、ここで、さっきの基準の問題にちよつと返ります。

「国の職員につき定められてゐる定年を基準として定めることが実情に即さない」と認められるときは、「云々と。別の定めをすることができるときは」云々と。別の定めをすることができるときは、たとえばこういうケースはどう判断されますか。ある地方公共団体で離島の医師が要る。こういうお医者さんはなかなか得がたいわけですね。そうすると、国の基準では年齢六十五年というところにいまなつています。そこで、たとえば年齢六十八年と別の定めをすることができることになつていくわけですね。しかし一方、法律案では退職の特例を設けておるわけでしょう。そして、「職務の特殊性又は」「職務の遂行上の特別の事情からみてその退職により公務の運営に著しい支障が生ずると認められる十分な理由があるときは、」最大限三年まで勤務延長をすることができることになつていくわけでしょう。こういう場合、地方公共団体としてはどちらのやり方をやつたらいいんですか。

○政府委員(大嶋孝君) この法案の二十八条の二のいわゆる第三項でございまして、これに該当する場合には、国の年齢を上回る定年年齢というものを定めてもいい、しかしながら、それは全体としてやはりある程度均衡は保たなきゃならぬわけでございます。それでなおかつどうしてもその人を再雇用しなければならぬとか、あるいは引き続いて任命しなければならぬというふうな場合に限つて、この二十八条の三というものが働いてくると思ひます。したがらして、第一義的には二十八条の二の三項の定年年齢というものがあつて、その次に来るのが二十八条の三の規定だと、このように理解をいたしております。

○和田静夫君 そうすると、この場合に、たとえば定年近くなつて離島に移るとする、そうすると定年は延びますか。

○政府委員(大嶋孝君) その場合に、延びるということにはならないと思います。

○和田静夫君 いまの答弁、ちょっと間違っているでしょう。

○政府委員(大嶋孝君) 若干訂正させていただきますが、恒久的にどうしても人が得られないというようなものは特例定年でございまして、属人的にその人でなければ困るというようにときに二十八条の三ということになると思います。

○和田静夫君 ちょっと答弁打ち合わせしてよ、そこを違っているでしょう。

○委員長(上條勝久君) 速記をとめて。

〔速記中止〕

○委員長(上條勝久君) 速記を起して。

○説明員(片山虎之助君) 部長がたゞいま御答弁申し上げましたのは、ある僻地診療所がございまして、恒久的になかなか人が得られない、老齢者の場合には得られる。こういう恒久的に欠員状況になるようなところは、むしろ六十五なり六十なりじゃなくて、特例的な定年をあらかじめセットしてそういう職にしよう。ところが、ある場合には得られる、ある場合には得られないというケース、ケースがございまして、そういう場合には一応六十五なり六十五に決めておきまして、人によっては勤務延長で措置する。だから、その当該僻地診療所の医師の充足状況の実態からそこは考えるべきだろう。

それで、特例というのは御承知のように条例で決めるわけでございますから、条例制定のときに当該市町村当局が十分な御判断をいただきたい、こういうふうに思うわけであります。

○和田静夫君 そうでしょう。だから問題は、その間近になって移っていった人はどうしますか。それはやっぱり人事管理上の問題で……

○説明員(片山虎之助君) ただ、その場合、もう特例定年にセットされておりますと……

○和田静夫君 その中でいけるということですね。

○説明員(片山虎之助君) 六十五を超えていける

ということになると思います。

○和田静夫君 だから、前の部長の最初の答弁は間違っていますね。

○説明員(片山虎之助君) ちょっと不十分だっただけで、間違っているというふうに思いま

○和田静夫君 少し勸奨退職の問題に移ります。最近民間から、公務員は定年がないのでいつまでも働けるということが言われるわけですね、一般的に言われる。これが公務員攻撃の一つの材料になっているわけですが、しかし、長々と論議してきたように、実際には勸奨によるところの退職がなされていて、そのことが世の中に知られていないというだけのことではないんです。このところが一般国民によく知れ渡っていないわけですが、昭和五十三年十一月の総理府の世論調査によりますと、公務員の退職勧奨を知らないという人が実に四四・七%あることになっている。総理府統計は、半分近くの人が知らないと言っているんですが、これは一体どういうふうにお考えになっていますか。

○政府委員(大嶋孝君) もしそのような実態があるということであれば、やはりもっとよく実態を知っていただきたいものだ、かように考えます。

○和田静夫君 そうですね。問題は、その知らしめるといいますか、知ってもらえる状態をつくらなかった責任というのはどこにあるんでしょうね。そして、間違った世論を形成させてきた責任。

○政府委員(大嶋孝君) これは大変むずかしい御質問でございますが、調査の結果がそう出ているということであれば、まさに実態的にそうであることとございまして、原因がどこにあるかというところはなかなかこれ一概に言えないのではなからうかと思ひます。

○和田静夫君 この同じアンケート調査で、公務員に定年制を設ける必要があるという答えを出された方が六三・二%になっているんです。この六

三・二%のうちには、退職勧奨制度があることを知らない、先ほど言ったそういう人たちはもちろん含んでいるわけです。このクロス集計は一体どうしたことはありますか。これは人事院。総理府がやったことではありますけれども、人事院としてはこういうのをちゃんと考えながらやっている人でしょう。そういうクロス集計はやりましたか。あなた方書簡を出すときとか報告を出すときに。

○政府委員(斧誠之助君) 人事院では、その調査につきましても何らかの作業をいたしておりますので、クロスすればどういふふうになるかということとはよくわかりません。

○和田静夫君 行政局長、このところはやっぱりクロス集計なんか、少なくとも地方公務員定年制を提案されているんですからね、あなた方はやっていると思うんだけれども。

○政府委員(砂子田隆君) これに対してクロス調査を私どももところで実際やったことはございせん。

ただ、こういう総理府がおやりになりました公務員の定年に関する世論調査というのを見てみますと、確かに、退職勧奨というものを知っている、知っていないというその範疇の中にも、公務員にはある程度定年制があるのじゃなからうかと思ひ人も含まれているだろうと思ひます。民間の一般的に定年制があるところの人たちは、むしろ公務員には定年というのはいないのか、それは不思議だと思ひ人もないわけじゃございせんから、いろんな意味で退職勧奨が非常によくなされているというのであれば、あるいはその定年制の必要性というのに対して数値が異なってくるというところだとして私も有り得るだろうと思ひます。

しかし、残念ながらそういうクロス調査をやっておりますので、いまここで明確にこのうちがどういふ状態になっているかということをお示しできないことは非常に残念に思っております。

○和田静夫君 これは、この後わが方の理事が質問に立たれますから、この辺引き継いで少しやってくれませんか。大変時間がなくなってきました。

すので。

退職勧奨があることを知っている人でも、平均何歳ぐらいなのかを知っているだろうか、そういう疑問があるわけです。そういうような設問というものはこれは行われていたか。もしそういう設問の結果がわかっていたらばちょっと教えてくださ

○政府委員(砂子田隆君) このときの世論調査の中に、公務員の定年年齢は何歳ぐらいが適当だと思ひますかという調査が載っております。この中では、五十歳ぐらいというのが一・三、五十二から五十三歳が〇・六、五十五歳というのが一九・一、六十歳ぐらいというのが五〇・二と一番多い数値になっているようであります。

○和田静夫君 私が言いたかったのは、政府はこういうような調査結果が出たら、総理府がやったんだからというようにことごとくなくて、私は、現行制度について国民に周知徹底させる義務を政府自身が負っている、そういうふうに思ひます。その上で再度国民の判断を求めるといふのが私は民主主義のルールだろうと、そういうふうにか考えますが、これは民主主義のルールの問題ですから、大臣からちょっと答弁してください。

○國務大臣(安孫子藤吉君) 多くの場合、各省においていろいろな調査をいたしますが、それはそれなりに受け取っておるということが常例だと思ひますが、しかし、お話のように、やはり関係するところは広いわけでございますから、お互いにそれを検討いたしまして、そしてまた、それに対するところの見解を確立しておくということは重要な仕事だと思ひます。

○和田静夫君 さて、この勧奨の問題ですが、その実態を県、市、町村別に説明できますか。

○政府委員(大嶋孝君) 地方公共団体におきまして退職勧奨による退職率、要するに勧奨承諾率でございますけれども、五十四年度におきましては、全団体で八六・四%、都道府県で八九・四%、市で七七・九%、町村で八九・七%、こういうふうになっております。

○和田静夫君 この勤奨の応募率というものの推移は、よくなっているんですか、悪くなっているんですか。

○政府委員(大嶋孝君) 大まかに分けてみますと、全国の平均値については応募率が若干上昇しております。しかしながら、個々の地方団体について見ますと、応募率の相当低い団体も少なくないわけでございます。

○和田静夫君 平均的には上昇していると。それはお互いの努力があるわけですが、いままでの勤奨退職の実績については自治省はどういうふうに御判断をなさっていますか。評価をされていますか。

○政府委員(大嶋孝君) 私は、うまく勤奨退職というものが機能しておるところはその部分については高く評価をいたしたいと思えますし、また、それがうまくいっていないという、いわゆる応募率が相当低いところもございまして、そういうところにつきましてもやはり評価できないというふうなことになるわけでございます。

○和田静夫君 そこで、大抵後半の部分に入ると思われるんですが、市町村の応募率が悪いというのは、何か特別な理由があると思いいでしょうか。

○政府委員(大嶋孝君) 市町村でなぜ応募率が悪いのかという理由をいたしましては、これはなかなかむずかしい問題があると思えます。あるいは市町村長側、あるいは職員側というふうなもの意見がなかなか一致しないというところもあるのではなからうかというふうには考えますけれども、具体的にこういう理由であるということとはちよっと私どもにもわからないわけでございます。

○和田静夫君 そのところがわからないから定年制法律をつくっておかばせしめと、そういう思想ですか。

○政府委員(大嶋孝君) 定年制度をつくる意味合いにおきましては、いろいろ申し上げてきたわけでございますけれども、その中の一つといたしましては、将来、だんだん高齢化が日本の国として

進んでいく、そういう中で、職員の新陳代謝を図って、活力を生かしていくこともこの定年制度を設ける一つの理由である、かように理解をいたしております。

○和田静夫君 市町村についてですが、この応募率を一〇〇%から五%刻みにして分類してみるとどうなりますか。

○政府委員(大嶋孝君) 私の方の手元にございましては市でございまして、これ五十四年度でございます。

応募率の悪い方といいますが、低い方から申し上げますと、応募者なしというのが九団体ございまして、比率が一・四%、それから一〇%どまりというものが五団体〇・八%、それから一〇%以上二〇%というものが十四団体ございまして二・二%、それから二〇%以上三〇%未満というものが八団体一・三%、それから三〇%以上四〇%未満というものが一四団体二・二%、それから四〇%以上五〇%未満というものが九団体一・四%、それから五〇%以上六〇%未満というものが二十九団体の四・五%、それから六〇%以上七〇%未満というものが三十一団体四・八%、七〇%以上八〇%未満というものが四十一団体六・四%、それから八〇%以上九〇%未満というものが六十五団体一〇・二%、それから九〇%以上一〇〇%未満というものが五十一団体の八%、それから一〇〇%というものが三百六十三団体ありまして、これが五六・八%という状態になっておりまして、六〇%未満というものは、合わせますと八十八団体、一三・八%、こういう状況でございます。

○和田静夫君 これは都道府県はほとんど問題はないわけですからね。こういう応募率は、町村レベルにおりればおりのほど低くなってくる。それでも六〇%未満はまだわずかに一三・八%。この辺は、公務員制度の近代化が進めばこれは自発的にずっとあされていくものですよ。何も、憲法違反じゃないかとも思われるぐらいの法律を上からおつかふせる必要は全然ない。これは数字が示しているんですよ。

私はもう一つだけここで聞いておきますが、さつきちょっとわからぬと言われたんですが、町村レベルにおりればおりのほど応募率が悪くなっているという理由は、一体どういうふうにかえられますか。

○政府委員(大嶋孝君) 全体の傾向から見ますと、一番応募率の低いのは市でございます。県と町村というのはわりあい高い状況でございます。

○和田静夫君 その市でも、いわゆるちっちゃな市ですね。たとえば特例でなつたような市などというのがあるんですが、人事の新陳代謝をしようにもできないというふうな、そういうようなことが理由になるようなところはありますか。

○政府委員(大嶋孝君) ここに、応募率の低い市の、一応人口十万人以上の市というのがございまして、これとをざっとなめてみますと、いま御指摘のようなことは必ずしもそうでもないような気が正直いたします。

○和田静夫君 この人事院の書簡に、「近い将来、勤奨は十分に機能しにくくなり」というふうな言われているんですが、これはどういうわけですか。

○政府委員(大嶋孝君) だんだん高齢化が進みますと、健康状態も従前に比べれば相当高齢まで維持できるといふこともございまして。それから、社会環境が非常にマイホーム主義といふことが、分業家族になっておりまして、自分で生活を支えていかなくちやいかぬという欲求も次第に高くなつてきております。そういうことが相当高齢までなお働き続けたいという意欲といふものが、欲望といふものです。そういうものが今後大いにふえてくる。それで、いまの国家公務員の職員の年齢別の構成状況を見ますと、相当近い未来までに高齢者層へ入ってくる職員層がかなりいるわけですね。片や再就職という道も、先日も議論になりましたけれども、なかなかむずかしい状況がある。そういうことで、勤奨に必ずしもいかんことがだんだんむずかしくなるのではないかと、いうことを想定しておるわけでございます。

○和田静夫君 そうしますと、最近の応募率は、さつき示されましたように上昇しつつあるわけですから、そうすると、勤奨がきかなくなる、当然その予想値が試算されているわけですね。昭和六十年以降の応募率の予想値はどういうふうになっているんですか。

○政府委員(大嶋孝君) 私の方ではその試算はいたしておりません。

○政府委員(大嶋孝君) 私どもの方でもそこまでの試算はできていないんですが、ただ、試みに現状のようになつておるかということを中心として申し上げますと、勤奨退職でいま国家公務員の退職管理をやっておるわけですが、各省でいろいろ基準年齢が違つております。大体五十五歳から六十五歳までで、主力は五十八歳一六十歳のところに集まつております。

それで、この職員の年齢別の状況を見ますと、五十八歳ぐらいから六十歳にかけて勤奨が行われるのが大抵主力、大多数の国家公務員ですから、そういう年齢で見ますと、六十五歳以上が現在二千五百人ばかり在職しております。それから、六十歳から六十四歳、この層が一萬一千七百人ばかり在職しております。そういうことでございまして、このまま勤奨制度で続けていくというふうにはなると、この数字がもつとふえてくるのではないかと、この想像をしておるわけでございます。

○和田静夫君 自治体の場合、先ほど来ずっとおりましたように、応募率が上がつていつていっているわけですが、そこで、六十年以降の応募率を自治省が調査してない、考えてもみないというのとはどうも考えられないな。推計しなくてこの法律案をつくる必要はどういうことなんだろう。たとえば、いま五十七歳、五十八歳でやめていられるんですが、これ、六十年ぐらいになったらあまた満杯になるかもわからぬよ。法律案要らないわけじゃないか、伸びるわけじゃないですか。そんな推計もせずにこの法律案をつくつたのですか。

○政府委員(大嶋孝君) 先ほど、応募率が最近上

がつておると、こういうふうに申し上げました。全団体で申し上げますと、ここ五十一年度ぐらゐからでしようか、五十一年度で七一・五%、全団体でございませうけれども、そういうような状況でございませう。したがって、それ以前というのはやはり五〇%台あるいは六〇%台、現在でも八〇%台、こういうような状況でございませう。

完全なこの勧奨退職というものが十分機能していくかということについては、特に高齢化が進みます中ではなかなかむずかしい問題であろうというふうに考えております。

○和田静夫君 自治省、少なくとも全団体において勧奨が機能しなくなっているなどとは考えていないわけでしょうか。

○政府委員(大嶋孝君) 現在の実態におきましては、すべての団体が勧奨退職が機能していないとは申し上げておりませんし、そのようには考えておりません。

○和田静夫君 私は、若干の停滞があったりジグザグがあるのは政府の政策展開との関係が十分にありまして、経済事情が非常に状態が悪い、賃金との対比においても生活の実態が非常に悪い、こういうような状態の中で逡巡を示すというのはあたりまえのことでありまして、したがって、大卒のところを忘れてしまつて現象的に小さな視野でもって物を見るというのは私は非常に間違いを起すと思う。

ここで言いたかったことは、勧奨が機能しなくなったとしてもそれは一部の団体かもしれない、そういう一部の勧奨が機能しない団体のために一律の定年制をいわゆる法律として決める、こんな必要というのはいくらもいらない、こう私はあれしておきたかったんです。

後の順番が来ておるようでありますから、そのことを申し上げて引き継ぎたいと思ひます。

○志吉裕君 九十四国会以来ずっと衆参を通じて本法についての審議が続けられてきました。なお、自治省に關して言えば、昭和三十一年から統一しておるわけでありませう。私は、およそその議事

録には目を通したつもりでありますので、同じことはそう尋ねません。ですから、皆さんも、前にどこでどんな答弁をしておるかということについては大体頭の中で整理してお答えをしてみたいと思ひます。必要なことはこちらから議事録を言ひながら確認を求めますから。

まず、総理府と自治省の当局に確認をいたします。しばしばありますが、代表的なのは四月二十三日の衆議院内閣委員会における答弁で、定年制は長期的な人事管理政策の問題であつて、財政や今後の行革などとは関係がない、このように答弁しておりますが、そのとおりですか。

○政府委員(廣瀬勝君) 定年制を導入いたしました趣旨をいたしましては、先生御指摘のとおり新陳代謝を促進いたしましたし、長期的な展望に立つた計画的な人事管理を展開し職員士気を高める、それにによりまして組織の活力を維持いたしますとともに、職員の側の配慮も行っておるわけでございますが、職員に安んじて公務に専念していただくといったようなことでもって能率的な公務の運営を期するという考え方で導入をいたしましたわけでございます。

行革との関連の御指摘がございました。それにつきましては、やはり適正な人事管理を通して行政の能率の維持向上を図ることをねらいとしていたしておりますので、広い意味での行政改革の趣旨に沿うものでございませうが、今回の臨調の答申では、もうすでに国家公務員にかかわります定年制は六十年から導入されることになっておりますので、それについては特に触れておりません。

○政府委員(大嶋孝君) 自治省におきましても、ただいま総理府の方から御答弁がございましたように、なことでございませう。

○志吉裕君 私、議事録を手元に置いて聞いておるわけですから、私がいついつこういう答弁をしておるかということについてはイエス、ノーで結構です。

そこで、いまも答弁にあつたように、四月の二十三日岩垂質問に対して総理府はい言つたよう

に答えておる。四月二十八日の渡部質問に対して総理府は、財政再建等のメリットのたためではないと、このように答えておる。

ところで、自治大臣は五月二十一日、総理大臣は五月二十五日、それぞれ、定年制法案は今次行政改革の重要な法案である、自治大臣は行政改革の重要な一環である、このように御答弁になつております。これはいかなる意味ですか。

○国務大臣(安孫子藤吉君) 定年制の導入という問題は、財政再建とは直接は関係ありませんけれども、今後における地方行政の運営上から申しますと、そういう意味で行政改革の一環である、このようにことを申しているわけでありませう。

○志吉裕君 答弁の言い回しの問題じゃないんだ。事務当局の答弁によれば、公務員制度あるいは長期的な人事管理、そういう問題としてすぐれてこの問題を本質的にとらえようとしておるのに対して、自治大臣及び総理大臣は、いわば今次行革、言い方をかえれば非常に政治的な意味で行革の重要な一環としてとらえておる。私は、この違いは歴然としておると思ふ。これは大臣の方が本場で事務方が間違つておるか、事務方の方が本場のことを言つておつて大臣の方が勇み足をしておるか、この辺はつきりしてください。

○国務大臣(安孫子藤吉君) 事務当局は具体的なことを申し上げたのでありまして、私は基本的な問題を述べておるのみでありますから、内容は一致しておるものでございませう。

○志吉裕君 一致していませんよ。片や行革と関係ないと言ひ、片や行革の重要な法案だと言つてゐる。何が一致してゐますか。違つてゐないですか。私がこのことを指摘をするのは、何もその食い違いをおもしろがっているのじゃないので、この定年制法案、三十一年からずうと議論が続いておつてそのときどきの背景は持つております。持つておりますけれども、いつでも当面の問題の対症療法的に、便宜的に使われておる。だから、議論が乾かない、本質が糾明できないで、何遍国

会へ出したつて廃案になるという経緯を繰り返したのじゃないかと思ふのです。

そういう意味で、この食い違いというのは単なる言葉のあやの問題じゃない。もう少し明確にしてください。

○国務大臣(安孫子藤吉君) 定年法案につきましてはそういういろいろな経過がございませうけれども、当面、これをやることにつきましては、国家公務員法の定年の問題も絡んでおりますし、これはぜひ全体として考慮すべき問題だと、こういう考え方をしておるのでございまして、これはまた行政改革の問題にも絶対関係がないというわけではありませう、重要な関係を持つものでございませうから、その側面から私は申し上げておるわけでございます。

○志吉裕君 そうすると、事務当局の答弁と総理ないし自治大臣の答弁は同じことを言うておるといふわけですか。同じことを言うておるのだが言い方が違つておるのはどういうわけですか。

○国務大臣(安孫子藤吉君) 両方の食い違いがあるようにお受け取りになるならば、私の発言をひとつ尊重していただきたいと思ひます。

○志吉裕君 大臣の話を今次行革の重要な一環であることとらえますと、連綿として総理府ないし人事院及び自治省の当局が、衆参を通じて本法案の性格であるとか公務員制度とかかわりであるとかというふうなものについて答弁をしたことが全部根底から崩れます。崩れてまいります。

○国務大臣(安孫子藤吉君) どういう場合にいまのような答弁をしたということになるか、もう一度ひとつおっしゃつていただきたい。

○志吉裕君 この定年法案を、総理府あるいは人事院の所管から始まりまして、総理府そして自治省に至るまで、いわゆる長期的な人事管理政策としてこれをとらえ、公務員制度の本質的な問題として提起しておるわけ、そのことによつてにわかに、先ほどの和田質問に対する自治省の答弁のように、そのことによつてストレートに財政効果の期待をするとかあるいは何人の人間が減るこ

とを期待するとかいうことを直接の目的にはしていない。間接的に行政改革という意味でそのような効果があらわれるのは結果論であって、そういうたてまえで答弁が貰われています。しかし、総理や自治大臣の答弁は、それが逆転をして、当面の課題にたえらるという形で行政改革の重要な環であるという答弁をされておるわけですから、この問題の扱い方が本質的に変わってまいります。そのことを私は指摘しておる。

○国務大臣(安孫子藤吉君) これは、本質的には何も変わっていないのでございまして、私が申し上げましたことは、やはり重要な行政改革の一つだと認識をしておる。これはいままでもよく申し上げておりますが、現在の地方公務員の新陳代謝あるいは継続的な人事配置等々についてはだんだん行き詰まるような傾向もある。また、これから高齢化社会に対応するところの問題も考えていかなければならない。そういう点から言くと、地方団体としては、地方公務員が安心して、本当に献身的に地域社会の発展のために活動する、そういう根拠をつくるものだというところで、きわめて重要だと思っておる。これは、財政上の問題はとにかくといたしまして、今後重要な行政改革を進めていくについての基本的な問題だ、こういうふうな認識をしておりますと、こういうことでございします。

事務当局は、これに基づきまして、まあ行政改革と関係ないというように言ったといたしますれば、それは私の発言をひとつ尊重していただき、なお、その実際のやり方につきましては事務当局の言うような考え方でいくと、こういうことになっておるわけではございまして、これが非常に矛盾をしておるか、根底的に問題があるというふうな性質のことじゃなからうと私は考えております。

○志吉裕君 今次行政改革という表現自体があまりいいことはいましておきますけれども、ストリートに言えば、臨調答申を契機とするさまでまな今日の動きと見ていいでしょう。それは、私は

そうとらえておるわけですが、人事院の書簡がいよいよ発端になるわけですが、私が言う、いま動いておる行革ですね、雰囲気としての行革と言つてもいいし、実態としての行革でもいいですが、そういうものは直接的な制度の手直しや、そういうものにかかわっているんですか。

○政府委員(斧誠之助君) この定年制に關します見解について人事院が書簡を出しました経緯から申し上げますと、総務長官から、定年制度は国家公務員の身分に關する重要事項であるので人事院において検討してもらいたい、見解を聞きたいということでございます。人事院といたしましては、公務員法を所管している立場から、公務員法の立場に立つて公務員法を上げる、あるいは人事管理上のよりよい退職管理制度はどうあるべきかという見地から検討をいたしましたものでございまして、人事院が行政改革とか財政状況とか、そういうものを考慮した上で見解を述べたわけではございません。そのところは、書簡を受け取りました総務長官の方でこの書簡どおりやるかどうか、あるいはやらない場合もあつたり変更する場合もあつたりということとは御判断を願うわけでございまして、人事院としては、公務員法の立場で考えたということでございます。

○志吉裕君 この問題は私は長くいたしません。同じ問題をとらえてもそこに発想方法の違いというものが、片や政治家、片や事務方の答弁に発想方法の違いが歴然とあらわれておるというふうな強く受けとめましたので、まずはこの点についてただしたわけです。

総理の二十五日の本会議における答弁はどういう趣旨で述べたのか、これは総理にいずれ機会があればただしたいと思つています。

私は、憲法二十七条の労働権の問題であるとか、あるいは公務員制度の根幹である身分保障の問題、あるいは人の生存の問題、いろいろ含むわけでありまして、そういう大事な事柄がそのときどきの都合とでもいいますか、場当たりといひますか、そういうもので左右されるということは見

逃せないという気持ちでまずこれを取り上げたわけです。

地方公務員の定年制について言えば、三十一年、四十一年——これは法案になって出ませんでしたが、四十三年、そして今回と、都合四回にわたつての立案ないし立法が企図されておるわけでありまして、私の見る限り、それぞれに共通する背景には、やはり公務員制度本来の問題の追求というよりは、そのときどきの状況をとり巻くいわば特に集中的には財政の問題、地方財政の問題、こういうものが共通項として横たわつておる、このように受けとめられてなりません。だから、後ほどでも申し上げますが、こういう発想方法では問題の解決にならないというふうな考えんですが、自治省どうですか。

○政府委員(大嶋孝君) 財政的な理由ということ優先させて、それから定年制を考へるということではないということ、私は先ほど申し上げた点でございします。あくまでも組織の活力を図り、スムーズな退職管理を行うというこのために、この定年制を導入しようというものでございします。

○志吉裕君 だって、三十一年、四十一年、二年、そして今回、その背景をこらんなさいよ。地方財政について言えども一審大事なきじやないですか。そういう問題について考えが入つておらないということにはならぬでしょう。

○政府委員(大嶋孝君) 三十一年あるいは四十三年、それから今回におきましても、財政的な理由を最優先課題としてこのようなものを出してきて、あるいは財政的な見地からこういうものを出してきただけということには理解をいたしてないところでございします。

○志吉裕君 別にこれタッグマッチをやっているわけじゃないが、先ほど和田さんの方から財政どうなると言つて聞いたら、矢野審議官、危うくセーフだね、余り財政のことについて、おかげさまで幾らもうけますなんて話がなかったんで、これは質問にはかからなかったという気もしましたけれどもね。しかし私は、定年制の持つ、定年

制についての合理性につきましては確かにいろいろな議論があります。国会でも未了あるいは廃案の経緯を持っておりますけれども、こうした動きというのは、やはり公務員制度のあり方や本質を外れた当面の行政整理であるとかあるいは行革であるとか、財政再建というふうなもの効果のみが期待され過ぎたと、そういううらみがあつたからだというふうな思つています。

私は、この質問の立場を申し上げますが、公務員はみだりに官職を失わない特権があるんだとか、あるいは自然年齢による一般的な体力等の能力不足とか、あるいは人倫社会における交代のルールとか、こういうものを全く無視しろという観点で定年制を論じようとするのではありません。公務員の定年が今日まで採用されなかった理由はわからぬ部分も多いけれども、いろいろあるんでしようけれども、突き詰めて言えば、その合理性やあり方が確定しないために法律で採用されるに至らなかったということだろうと、このように考えるんでして、労働法学会では、一定定年は公序良俗に反するなんていう学説もあるし、定年年齢や社会保障との関係で論ずべきだということも見解もあるし、また、公務員の勤務環境を決定すること、法定をすること、あるいは使用者たる政府または地方当局と労働者たる職員が団体交渉で行う団結権の行使と何ら矛盾しないという国際的な原則ですね、そういう上立つてこの問題の解決点を見出すべきだと私は思ひます。こうした問題の整理を行った上で、民主的かつ公正な行政の確保、それとの関連で身分保障、すなわち労働権と基本権の関係、あるいは制度と地方自治のかかわりというふうなもの整合性を求めていくべきだ、こういう立場に立つのでありまして、拙速に、便宜主義的に、総理の言葉じゃありませんが、政治生命の問題などとして法制化を図ればそれでよいという論理はこの種の案件にはなじまないということをやまず指摘をしておきます。

そこで、三十一年法、四十三年法、そして今回の法案の背景というものはそれぞれあると思うん

ですが、それぞれの持つ背景を説明してください。同じ法案を出すについて少しずつ違つてはおるわけですが、自治大臣のししばの答弁にありますが、あのときはそういう背景、今日は今日の諸状況という答弁をしなすばなすつています。そういう意味では、昔あなたこういうようなことを言つたじゃないかと言つたて、どうも言質にならない。昔そう思つたんだと言えどそれだけの話だからね。これじゃなかなか議論がしにくいんだけれども、背景に、たとえば財政状況、各自治体の職員構成、退職管理の実態、国家公務員との比較、民間の動向、経済環境、雇用情勢、公務員の退職後の状況と処遇というふうなものがある背景に存在をしなければならぬというものは出てこないと思うんですが、あらましでいいですが、説明してください。

○政府委員(大嶋孝君) 大変むずかしい御質問でございますが、三十一年、それから四十三年それぞれ出しておるわけでございます。

一般的に申し上げますと、この三十一年、四十三年というのは現在のような高齢化社会と言われるような事態ではなかったのではなからうかと思ひます。公務員を含めました国民の生活水準もまだ必ずしも十分と言える状態でもなかったのではなからうかと思ひます。それから、地方団体の人事管理上の問題といたしましては、高齢職員を多く抱えておつたところもございまして、し、それによつて人事の停滞を招いていた団体もありましたし、また必ずしもそうでないところもあつたと思ひます。さらには、比較的年齢の高い中途採用者が多く見られておつたのではなからうかと、かように考えておるところでございます。

今回の提案に当たりましては、すでに御案内のとおりでございます。

○志吉裕君 御案内のとおりで片づけられては困るけれども、あんまり説明にもなつておらぬ。なつておらぬが、これだけやつておつてもしょうがないので……

そこで、今次法案で、いろいろ答弁を聞いていますが、私はそのうちから代表的なものを引き出して、それに対する立証を求めますよ。

一つは、おとといの和田質問に対して、自治省も人事院もそうだけれども、身分保障という視点から公務能率の推進という視点、いろいろあるけれども、今次の法案では組織の活力というものに定年制導入のウエイトを置いたという答弁をなさつています。そこで、組織の活力には年寄りが減れと、こういうことなんですよ。しかし、それなら逆に聞きますが、活力ある組織の職員構成、活力ある組織の構成というものは、たとえば年齢構成比等で表現することができたらぬか、一体どんなものかということをお人事院にはまず伺ひたい。

それから、過去のさまざまな答弁で、徐々に平均年齢や平均余命あるいは年齢構成等が天井の方につかえてきておるといふことが将来勸奨が機能しなくなるかもしれないという推定につながつていくわけでありまして、公務員という世界だけが年をとつていくわけでもないわけですね。国民の、まあ世界と言つてはおかしいけれども、国民全般の社会の中で、公務員という社会は飛び抜けて年寄り、年齢が上がつてどうにもこうにもならぬという説明がつくものなのかどうか。いわゆる国民全般と公務員という社会との対比で見ると、公務員の社会がそれほど老化を、あるいは上の年齢層が多くなり、活力を失う状況にあるのかということについて、これはひとつ総理府及び自治省からお答え願ひたい。

第三点に、総理府の説明によると、いろいろ定年制導入の理由に、世論調査の六〇%が賛成しておるといふことを挙げております。先ほど和田質問には総理府いなかつたので私が引き継いで聞きますが、同じ世論調査では、公務員に、年をとつたら話し合ひでやめる、勸奨でやめるというシステムがあるということとは知らないという人が実は四割近くもいるというデータも一方にあるわけでありまして、それでこの定年制賛成というのと、

お役人はがんばつておればいつまでもおられるんだ、勸奨なんというものは知らないというふうなものがあるクロスしておるのかによつては、ずいぶんこのデータのとり方、判断の仕方も変わつてまいります。この点について総理府の答弁を求めます。

人事院、自治省、それから総理府、答えてください。

○政府委員(斧誠之助君) 組織の活力ある状態といふのは、年齢構成で見ればどういふ状態がいいかという御質問ですが、まあ昔からピラミッド型といふのがいいんだという説がわりあい多いわけですね。この型は、どちらかというと軍隊のような指揮命令系統が貫徹する、そういう組織には適当であらうと言われておりますが、果たしていまの公務員社会にそれが適当かどうかといふと、私は必ずしもそうは思ひません。いま、公務員といふのはだんだん複雑多岐にわたつて、専門性を持つこと、それから、かなりの民衆と、国民と接するような仕事も昔に比べれば非常に多くなつておりますので、相当の経験を経た人が欲しいといふような業務上の要望もございまして、したがひまして、どういふ年齢構成が理想的であるかといふのは一概には言えないと思ひます。

ただ、適切な新陳代謝、それが行われることによりまして昇進機会も若い者に与える、それから新しい血が入ってくる、そういうことで組織が非常に活力あるものとなる。そういう意味で、計画的に新陳代謝が図れる定年制といふものは、組織を管理する場合の一つの有効な手段ではないかと、こういうふうにご考慮しておるところでございます。

○政府委員(大嶋孝君) 自治省へのお尋ねは、地方公務員の年齢構成がどうなつておるかというふうなお話だと思ひます。また、それが将来どうなるかといふことだつたらうと思ひますが……

○志吉裕君 国民との対比を聞いています。直接のものはわかつてゐるんだ。

成比で約一〇・九%、それから地方公務員の場合には一七・六%、こういうふうな状況でございまして、四十歳代についていって申し上げますと、人口の場合が一四%、地方公務員の場合が二三%を占めておる、こういうふうなデータがございまして、

これらは、いずれまた年数がたつてば上の方へ寄つていくというふうなことになるかと、このように考えております。

○政府委員(廣瀬勝君) まず、高齢化の状況について御説明をさせていただきます。

人事院の調査しておられます分け方によりまして申し上げさせていただきますと、ちなみに四十八歳から五十一歳の年齢層をとりましますと、十八歳以上の国民人口に占めます割合は七・三%でございます。一方、一般職公務員数におきましてその占める割合は一三・〇%、さらに、五十二歳から五十五歳という年齢層をとりましますと、十八歳以上の国民人口に占めます割合は六・五%、一般職公務員数に占めます割合は一・三%、五十六から五十九の年齢層ですと、前者が五・一%、後者は五・六%というふうなことになると思ひます。したがひまして、いわゆる中ぶくれ層と申しますか、四十の後半から五十の前半に至りますような層が、年齢構成上非常に一般職公務員において大きいということが御理解いただけるものと思ひます。

それから、世論調査の結果でございますが、確かに御指摘のとおり、公務員に定年制を設ける必要があると答えておりますのが六三・二%、一方、退職勸奨があることを知らないと言つておりますのが四四・七%でございます。私もどなたも申し上げたように先生の御指摘にもございまして、退職勸奨は機能することがむずかしいおそれがあるといふことも踏まえまして定年制を設けるといふことでもございまして、率直に申しますと、知らないでおられるという点は余り重視いたしませんで、定年制を設ける必要があるという国

民の声というのを尊重してまいりたいということでございます。

○志吉裕君 人事院の任用局長のお話ね、まあ感じて言うておるのであって、たとえば職員の高齢割合等の科学的な問題の提起をなさったわけではない、言うなら感じて言っておるわけだね。それが一体科学的な人事管理をやる場所かと、こう言いたいところだけれどもね。そういう感じとか雰囲気では五百万人の命が握られちゃ困るんですよ。だから私は非常に神経質なくらい議論をしていましてね。率直に言ってそれは答弁になっていませんよ。ただ一般論として、まあ年寄りが多いよりは若いのが大ぜいいた方がそれは元気があつてよろしいというぐらゐのことはわかりますよ。しかし、その程度の感じでは一体公務員制度のありようを論じられるかということになりますと、もうちょっと説得性のある話をしてもらわねと困ると思うんです。

それから、自治省と総理府の話ね、ずっと聞いていると、あなるほど国民の社会と役人の社会というのは、役人の社会の方が年齢の高い層が多いなという感じを受けますがね、これはちょっと皆さんマジックがありますよ。たとえば、いま両方に共通しておるのは、国民階層はゼロ歳から全部パーセントを言っておるでしょう。役人にはゼロ歳という人はいないわけね。大体二十歳から上がいるわけでしょう。そうしますと、国民の方もそれを一〇〇としてとりまさんと、片やゼロ歳から五十歳、六十歳以上までのパーセントをいけば、どこもずっと、全体が減るのはあたりまえよ。役人の方は二十から上の者だけで一〇〇にしちゃうんだから、これはどこも高くなる。そんなあなた、そういう数字を持ってきたらだめですよ。それから公務員部長、あなたの答弁はまたけしからぬ。私はあなたの資料もらっているんだけれどもね。私が言ったような数字で直した数字もあるのに高い方を答えるというのはどういうことだね、これは一体。

○政府委員(大嶋孝君) これは、故意に高い方を

答えたわけではございませんで、もう一度申し上げますと、五十五年で申し上げますが、今度は二十歳以上ということでも申し上げますが、四十歳代の人口の構成比は二〇・二%、それから地方公務員の構成比は二二・八%でございます。五十歳代は一般の人口の構成比は一五・八%、それで地方公務員の方が一七・七%と、こういうことでございまして。

○志吉裕君 これを見ますと、特にこれから問題になろうとする六十歳代以上——将来これはゼロになるのかもしれないけれども、このところは事実上ないわけですよ。〇・七%だし、国民はこれこれ二割近くの方がおるわけですね。ですから問題になるのは、この五十から五十九のところで、これも刻んで言えば五十五から六十がわかれ一番よかったですよ。一五・八と一七・七、まあ少し公務員の方が多いという状況で、取り立てて大騒ぎをしなきゃならぬ問題でもないではないかということとは指摘しておきたいと思ひます。

そこで、同じ定年制を導入しようという試みをもつて、三十一年、四十三年そして今回というふうにそれぞれ法案を出しました。従来の法案と今回の法案の違いについて自治省は四つの点を挙げています。その違いというのは、定年制導入の理念の変化を意味するものなのか、あるいは単なる技術的な変化を意味するものか、これ後ほどの質問と関連がありますから、ひとつ明らかにしてください。

○政府委員(大嶋孝君) 一つ違ひます背景といったしましては、過去におきましては、国家公務員に定年制がない、その中で地方公務員に定年制を置こうと、こういうことであつたのが基本的に違つております。いずれもこれが分限の一種であるということにおいては同じでございます。

いま、四点の相違があるという御指摘がございました。その四点の相違は、あえて詳しく御説明申し上げるまでもないと思ひますので、これは省略させていただきます。

○志吉裕君 いや、四点のことは言わぬでもいいんです。四点の違いを皆さんは答弁なさつておる、それは私わかつておるから聞きませんよ。その違いというのは、定年制導入の理念そのものがやっばり変化してきたのか、あるいは手続、技術的な問題なのかということを知りたい。

○政府委員(大嶋孝君) 定年制そのものに對する理念が変化をしたということはないと思ひます。

○志吉裕君 これは後ほどその点はお尋ねをいたします。

そこで、それを受けて質問をするわけですが、以下、私はたくさんお尋ねしたいことがあります。分限といふんです、身分保障のところを焦点をしばらくかと思ひます。

公務員の定年制が、憲法の十四条、二十五条、二十七条、二十八条等のかかりにおいて一体どういう意味を持つのか。あるいは、公務員制度本来において排除をされているのではないかと等々の議論はもうしばしば行われておりますし、私も同じ主張でありますし、条文の一部を木に竹を接いだように書き加えても合法性が認められるものじやあるまいという主張を強く持っておりますけれども、これは乾いてはおきませんが、きょうはその議論には触れません。

そこで、この分限と定年制の問題にしばしばいきたいと思ひます。答弁によりまして、職員の身分保障を前提としつつ身分上の変化にかかわる事柄だと、こういう答弁を——若干の表現の言い回しはありますが、大まかにこんな答弁をしております。私みたいな余り法律になれぬ人は何のことかと言っているのかわかりませんが、まあわかりやすく言えば、職員の身分に関する事柄とでもった方がいふところの分限規定が、さて、そうなりますと、公務員法全体が広い意味での分限規定じやないんですかね。

○政府委員(大嶋孝君) 先ほど御指摘がございましたように、分限というのは、身分保障を前提としたしまして職員の身分上の変化に関する基本的な事柄を総称する概念でございます。それに端的

に該当いたしますのは地公法の二十八条であるわけでございます。定年制度、これにつきましては、職員の身分の基本的な変化に関するものでありますので分限に属するということが考えられるわけでございますけれども、二十八条の分限そのものではない。そういう意味におきまして、ある意味においては広い意味の分限ということに属するのではないかと、かように考えます。

○志吉裕君 どうもあなたは前段によくない言葉をつけるな。

人事院どうですか。職員の身分に関する事柄だと、分限というのは、公務員法体系が分限じやないんですか。公務員法全体が分限じやないんですか。

○政府委員(斧誠之助君) 国家公務員法で、「保障」及び「分限」ということで一つの款が立てております。われわれが分限と言います場合には、このところを分限とこう申し上げておるわけでございますが、そういう意味で、公務員には身分保障がある、したがって、そういう保障のある職員をどうしても公務員率上の見地から排除または降任というような処分を行わなくてはならぬという場合は法定をしなくてはだめですよと、それが強い身分保障でありますということの趣旨でございます。

○志吉裕君 自治法の解説、公務員法の精義をしてくれている人は自治省のOBでたくさんおりますし、過去の本委員会における答弁では、広い意味の分限、狭い意味の分限、それから非常に狭い範囲の意味での分限というふうに、分限をそのようにとらえているようでありまして、そして、降任、休職、免職等の狭い意味の分限を地公法の分限というくだりは意味をしている、こういう解釈が、たとえば今枝さんの解釈にしましても長野さんの答弁にしましてもなされておりますが、その見解はとらないんですか。

○志吉裕君 今枝さんの解釈によりますと、ここでは「すなわち地公法の第五節、分限条項のところですね、ここでは分限処分制度のことだ」と。分限というのは、幅広くとりましますと公務員法制そのものが分限であって、ここで言うのは分限処分制度という狭い意味での分限だというふうに言っておりますが、そのように理解していいですね。

○政府委員(大嶋孝君) そのとおりだと思います。

○志吉裕君 そうしますと、分限処分というのはどういう制度ですか。

○政府委員(大嶋孝君) 二十八条の各号に該当することに対する行政処分であるというふうに理解をいたしております。

○志吉裕君 それじゃ説明にならないんだ。分限処分制度というのは、公務員の身分保障と、こういう身分保障制度という中に分限処分制度というものがあつたわけですね。片や身分保障をすると言ひ、片や処分すると言ひているわけでありまして、これは公務員の身分保障制度の中に占める分限処分というのはいかなる意味を持ちますかと言ひたい。

○政府委員(砂子田隆君) 一般的にいま公務員部長からお話を申し上げましたが、分限に係る行為というのは、二十八条に掲げてある事項に該当する場合に狭義の分限だと、こう言っております。この問題は、先ほどお話がございましたように、身分保障に係る問題でございまして、分限処分というのはそういう公務員の権利の得喪と申しますか、そういうことに係って行政処分をするのを一般的に分限処分と、こう申しているわけであり

○志吉裕君 私の方からもう少しわかりやすく言ひましよう。公務員は全体の奉仕者等々の特殊な地位を持っています。それで、それにふさわしい職責を負っております。でありますから、そういう観点で身分保障等がなされています。ところが、この職責を果たすことができない場合義務違反だ、言ってみれば、それで、義務違反を伴うよ

うな責任をただす制度だ。その中には分限処分とか懲戒処分とかあるいは公法上の損害賠償とか制裁というふうなものがあるわけでありまして、分限処分は、言いかえれば、一定の事由で職責を十分に果たし得ない場合、本人の意に反して身分上の変動、すなわち懲戒または制裁を受けることがあつてもやむを得ないと、こういう制度ですね。

○政府委員(大嶋孝君) そのように理解をいたしております。

○志吉裕君 そうしますと……

○政府委員(大嶋孝君) ちょっと修正いたしました。懲戒あるいは制裁といったものはそれに含まれないということでございます。

○志吉裕君 二十七条、二十八条には懲戒は含まれておりません、それは次の条へいきますけれどもね。公務員法全体の体系のもとで、そういう分限処分、懲戒処分、公法上の責任賠償というふうなもの、義務違反を伴った場合に、身分保障にもかかわらずそれが反対給付としてあるという仕掛けになつておるわけでしょう。

○政府委員(大嶋孝君) 分限処分の制度ではございまして、職員が一定の年齢に達したそのことをもって離職をするという制度でございまして、これは同時に勤務条件でもあると、こう言っておりますけれども、今度導入をする新たな分限制度というのは分限処分の制度ですか。

○政府委員(大嶋孝君) 分限処分の制度ではございまして、職員が一定の年齢に達したそのことをもって離職をするという制度でございまして、これは同時に勤務条件でもあると、こう言っておりますけれども、今度導入をする新たな分限制度というのは分限処分の制度ですか。

○志吉裕君 総理府にお伺いします。

六月二日参議院内閣委員会において、当事者の意思表示なく自動的に雇用関係を消滅させられるものと理解するという答弁をしています。それを確認していいですね。

○政府委員(廣瀬勝君) 前任者でございしますが、そのように答弁をいたしましたというふうに記憶いたしております。

○志吉裕君 そうしますと、この法案は労働契約の自動消滅事由をとっているものと考えられます。これは総理府の答弁から明らかになります。

○政府委員(大嶋孝君) 退職命令を交付するかどうかは別問題でございしますが、原則としてそうでございます。

○志吉裕君 原則としてはそうつといふことになる。だからやめた方も使つていた方もわからないというふうなことになるかもしれませんが、ただ役所ですから、手続ぐらい、通知とか、そんなものはありますけれども、そういう手続のようなものは、少なくとも行政行為と言われるものじゃないですね。

○政府委員(大嶋孝君) 定年退職につきましては、そのとおり私も理解をいたしております。

○志吉裕君 そこで、もし自動消滅事由というところになりますと、これどうなんですかね。

○志吉裕君 今、今日任意退職という制度がありまして、これの一般的な解釈というのは、自分の都合でやめるんだけれども、公務員には義務というものが伴つておりますから、やめるときに、おれあしたから来ないよと言つてやめるわけにはいきません。その義務を解除してもらわなきゃならぬです。そういう意味では、任意退職でも承認という行政行為を必要といたします。一方、退職命令だと言つて、これは労働法上の予告その他のいろいろな問題が出てくるわけでありまして、このいづれに該当をしない退職ということなんです。

○政府委員(大嶋孝君) そのとおりでございます。

○志吉裕君 そうしますと、そういう効力を持つているものと、たとえば二十八条の三で勤務延長というふうなものが行われてまいります。先ほど言つた自動消滅事由をとつておるわけですが、らどっちも何もアクションがないわけですから、二十八条の三を適用するには二十八条の二の効力をどこかで停止せぬといふかぬのですね。これはどんな手続になるんですか。

○政府委員(岸誠之助君) 勤務延長は、身分関係も処遇関係もそのまゝの形でなお勤務を継続してもらうという制度でございまして、定年到達日を待つてはできない、そこまで来てしまひますと自動的に退職してしまひますから。したがひまして、事前に本人の了承を得まして、勤務延長をするよ、結構ですという、双方の合意のもとに定年到達日前に勤務延長をする旨の行政行為を行うというところでございまして。

○志吉裕君 その点はわかりました。とにかくそういう性格の退職である。

○志吉裕君 公務員の身分保障の反対給付、すなわち義務違反に伴う制裁という意味で、分限処分、まあ懲戒なんかもそうでありまして、そういう制度がある。しかし定年は、自然年齢がそうなんです。言いかえれば、悪いことをしたわけではないわけですから、それがどうして狭い意味でのいわゆる分限と言われる、すなわち分限処分の範疇に入るんですか。法の形態はそうなつてい

やないですか。

○政府委員(大嶋孝君) 今回の法律は、そういうような観点がないように、別の条文として二十八条の次に起したわけでございます。したがって、二十八条各号の中に定年というものをいれたいというのでございます。

○志吉裕君 それはそうじゃありませんよ。これは後でも触れますけれども、いわゆる二十七条で、二十八条の二項を受けて二十八条に制限事由が列記されるわけですね。二十八条を受けて二十八条に「等」というものを加えてあるんです。「等」というのは、その後ろまで幅広くとるからでしょう。二十八条に「免職、休職等」という「等」を入れることによって、この「等」が二十八条の二にかかっているんでしょ。こういう規定の仕方をしておりまして、本人の意思にかかわらず、先ほど言った、すうと消えていく。制限処分ではない、自然消滅だ。退職前の自然消滅の事項を規定したんじゃないんですか。

どだいこの五節というのは、先ほど言いましたように、狭い意味での分限、分限処分を中心にする分限事項なんです。これは論理的に合いませんよ。私は先ほどからしばしば言っておりますように、皆さんの御答弁にもありましたように、いわば身分保障の反対給付としての制裁じゃない。これはもう確認できたことなんです。それがどうして、大まかに言えば処分事項、その範疇の中に取り扱われていくんですか。

○政府委員(大嶋孝君) 定年制度というのは、広い意味においては分限だと思えます。しかしながら、ここで言う分限処分の対象になるというものではない、こういうふうな基本的な理解をしておるところでございます。

○志吉裕君 だから、そのことは皆さんの御答弁の中でも確認ができた。しかし、私が指摘するようには、皆さんの法律上の扱いというのは、二十八条の二という新しい事項を起したにもかかわらず、前後のつながりから見てこれは分限処分とい

う範疇に入っているではないかということ指摘しているんだが、そうじゃないですか。

○政府委員(大嶋孝君) 私どもは、処分という対象というか、範疇に入っているものとは理解をいたしております。

○志吉裕君 理解の問題じゃないでしょう。「第二十八条の見出しを「降任、免職、休職等」と、この「等」は何ですか。

○政府委員(砂子田隆君) 二十八条の見出しに「等」とつけましたのは、いままでのように分限処分に関するものだけを述べておるという意味ではなくて、一般的に身分保障を前提とした身分の変動、そういうものを考えまして広い意味での分限という形のためにそこに「等」というのをいれたわけでありまして。しかも、御案内のとおり二十八条というのは、先ほどから志吉委員がおっしゃっておられますとおり、職員の身分の変動の中でも免職でありますとか降任でありますとかいろいろな処分の制度が掲げられているわけでありまして。しかし、やめること、離職すること自身も、身分保障を前提といたしますと、公務員の身分に変化を与えることでもあります。そういう意味では分限のうちに入るというのはいままでの分限の説明について公務員部長からお話を申し上げたとおりでありまして、そういう意味で広い意味での分限に係りますから、二十八条の二というのを設け、さらに「等」というので広い意味での分限ですというところをその中につけ加えたわけでありま

す。

○志吉裕君 それは詭弁ですよ。第五節は分限処分の事項なんです。分限処分及び懲戒処分のことなんです。ですから、二十七条の「すべて職員の分限及び懲戒については、公正でなければならぬ」というのをどう読むかということについて、地公法の解説は、ここにわざわざ分限処分を行うに当たっては公正でなければならぬというふうにこれは読むことになっているんですね。その次に出てくる二項というのは、したがって分限処分事由法定主義なんです。分限処分事由法定主義とい

うのはこの二項なんです。これを受けて二十八条は分限処分事由を挙げているわけなんです。皆さんは、身分の異動に関することは、いわば意に反してやめさせることは法定しなきゃならぬというのを使っているわけですね。ここで言う意に反する云々というのは分限処分事由のことなんです。それから懲戒処分のことなんです。この扱いの中に行政処分でもない、ましてや分限でもないければ懲戒でもなければ制裁でもない、ただ自然年齢がそうだったという、これを処分事項の中に規定するんですか。新しい分限制度を盛り込んだといつても、新しい分限制度といつても、言わなければ分限処分でもないものをこの分限処分事項に入れてそれが新しい概念だ、新しい規定だなんて説明になりやしませんよ、それは。

○政府委員(砂子田隆君) いま申し上げておりますのは、先ほどから申し上げておりますとおり、分限というのは身分保障を前提としての公務員の身分の変化を総称しているわけでありまして。そこで、二十八条の二という規定は、そういう意味では離職というのは一般的に職員全部に該当して、そういうことでもありますから、その意味については公務員の身分がなくなることに変わりはありません。そこで分限の中の規定には入れてあるわけですね。二十八条の規定というのは、二十七条で分限の処分のことがいろいろ書いてございますが、その処分の該当事由を一つ一つ列記しております。これは公務員一般がそういう離職する対応というのではなくて、そういう事由に該当する公務員一人一人についてなされる行為を二十八条の中に書いてあるわけですね。ですから、二十八条の中に「等」と書いてありますのは、そういう広い意味にこの法律全体を書きかえているというふうな御理解をお願いしたいと思います。

○志吉裕君 ですから、私が先ほどから言っているように、いま私は定年制の是非はちよつとこっちに置いておきますね。そういう雇用消滅事由による退職というふうなものがあり得るとして、しかし、この概念は幅広くとらうと何ともし

うと、もともと公務員の身分保障制度全体の中で、ある限られた分限分限制度として五節等に載っている。広い分限から狭い分限を規定してある。その狭い分限の中に広い分限を規定もしようとする非常に矛盾した行為を行っているんですよ。そうじゃありませんか。

○政府委員(砂子田隆君) 失礼いたしました。二十八条の次に二十八条の二を入れておる分限の考え方は、先ほど私が申し上げたとおりであります。この二十八条の法律改正の中で「等」と書いてありますのは、中に、降任、免職、休職、降給というのがこの二十八条の規定であります。そこで、降任、免職、休職及び降給とこう書けばいいのですが、降給を省いて「等」というふうに見出しを書いただけあります。そのことであればそういう意味であります。

○志吉裕君 これは、仮に「等」の説明はそれでもいいとして、私は、二十八条の二を起したからといって、この定年による退職というのが大まかに言って分限処分の範疇に入れられておることについては、法形式としてもこれは納得がいかないというふうに思います。これにこだわっておいてもあれですけれども、しかしこれは私は非常に重要な点だと思っております。

それで、私は先ほど三十一一年法、四十一年ないし四十三年法及び今回の法案の違いをあえて黙って聞き逃したんですけれども、四点を挙げました。四点のほかに私は重要な違いがあると思うんです。それは、一つは条文を置いている場所が、定年をうたった条文の取り方が変わっているというところが一つです。それから、これは後に触れま

すけれども、雇用延長、再雇用、再任用等の、俗に言うやめた後の雇用といいますが、そういうものの規定の仕方、運用の仕方が、従来はどちらかというと人の特殊性——政府の答弁によると、子女の教育のためにもう一年ぐらいいたいなあ、とあるいは、まじめに勤めておるんだが年金がもう半年足らぬという、そういういわば職員の持つ特殊な状況というものについて、すなわちそうい

うものを救うといいますが、あえて身分保障と言いますが、そういうものにウエードが置かれたけれども、今回はそれらの方ではなくて、職務の特殊性とか公務能率というふうなものにウエードが置かれているという、この二つの点の違いが四つのほかに追加をされなければならぬと思うんです。この点はいかがですか。

○政府委員(大嶋孝君) 御指摘のように、これまで提出いたしました地方公務員に対する定年制の導入に関する法案におきまして、規定の仕方がそれぞれ少し異なっておりますが、いずれも定年制度を公務員の身分保障の根幹にかかわる分限事項としてとらえておる。そうして、三章五節の分限及び懲戒において規定するという点においては共通をいたしております。その基本的な考え方につきましては根本的な相違はないと思います。

そこで、三十一年法案におきましては、狭義の分限であります二十八条、分限免職を定めまして二十八条中に定年に関する規定を追加するというようにしておいたわけでございます。これは、現行法上定年制度を実施できないというのは、要するに定年制度が、法律に定める事由による場合でなければその意に反して免職されないというふうな定められた二十八条の規定に抵触するからであるということが考えられていたことを考慮した結果であると私も聞いております。

また、四十三年法案におきましては、定年による退職というのは分限免職とは異なりまして、何らの行為も要せず退職するものであるわけでございますから、処分行為を要する分限免職を定めた狭義の分限規定であります二十八条とは違うのではないかとというような議論がございましたので、昭和三十一年法案の規定を改めまして、職員職の職に関する規定を一括整理することとしたわけでございます。その中の離職の形態の一つといたしまして、定年による退職の規定をいたしたものでございます。

今回の改正案におきましては、先ほど申し上げ

ましたように、定年による退職は広い意味の分限に属するものではありますけれども、狭義の分限とは違ふという考え方に立ちまして、規定の仕方を今回のように行つたものでございます。それで、今回の改正案の定年制度に関する規定が、従来の方法よりも比較的详细であるということもございまして、二十八条とは別に、二十八条の二以下の独立した三カ条ということで追加をいたしたわけでございます。

○志吉裕君 だから、いま答弁がありましたように、三十一年法から何回もこれを考えて二十八条へいつたり二十八条へいつたり、当該条文に追加項目を起していつたり、新しい追加条文を起していつたりというふうな振れがありますよ、これをずっと見ていますよ。というのは、そのときどきにもっともらしい説明をしておるわけ。恐らくそのときどきに答弁する人は、これが一番だと言つて答弁したんでしょう。今度はその次に立案する人は、いやそれはやっぱりおかしいのでどうやうした。何らかのはずみでこれが廃案になつて、またこの次に出るものなら、あれはおかしい。そしてどこか、十何条の任用のあたりにいくのかもしれないけれども、まあこういうことを考えますと、そのときどきにこれがいいと思つて説明することが、いろいろその後判例が出たり、そんなもので解釈が確立されていくということはあり得るにしても、これはちよつとひどいですよ。皆さんも、前段確認をされたように、いかなる意味においても分限処分でない。そうすね、義務違反に伴う反対給付でないというふうに言つておるわけですから。

私は、余り全体のこととはわからぬが、たとえば十七条の「任命の方法」条文には書いていないけれども、あの条文の中で依頼退職なんか扱つておるんでしょ、実際は。これは国家公務員法にはその辺の規定が少し明確になつておつて、「離職」という条項があり、「人事院規則」というくだりがありますし、このほか「当然失職」とありますけれども、この十七条の解説によれば、この

吏員といふのかな、ここには書いていないけれども、この中に入るんだというふうなことも言つておるようでありますけれども、そのことは別にしまして、いずれにしても分限処分という条項で扱ふのは、私はこれは認められない。

四十三年法ではこう答弁していますよ。定年制は分限免職ではない。二十七条の事由法定主義に基づく二十八条の事由の中にはいかなる意味においても定年制は入らない、いかなる意味においても入らない、二十七条二項の意に反する免職とは明らかに別個な概念であります。だから、二十七条の二項、すなわち「意に反して」云々、これにまず端を発するものでないと、こう言つていなければならぬ。皆さんは、分限事由を法定しなければどうのこうのというようにことを唯一のあれにして定年制の根拠を法律にうたうと主張してはいますが、それは恐らく二十七条の二項をとつてはいるんでしょ。しかし、ここで言うのは、二十七条は頭から分限処分をするに当たつてはから始まつておるんでしょ、二十七条は分限処分条項なんだ、分限処分の根拠なんだ。したがつて、定年制はそこに根拠を置くことはできない。ただ、当時の野田自治大臣も、従来の法案をいろいろ検討したが、分限免職の事由に入らないというふうなことを言ひまして、これは明快なことを言つたから、それなら別のことをしたかといつたら、二十七条の二を起して、やっぱりこの分限処分の仲間の中で規定したんだから、言つていふこととやつていふことは全くちやうどやでし

たがね。しかし、分限免職の事由に定年はない、大体悪いこともしない者に義務違反の処分はない、悪いことをしない限り身分が保障されるという制度の中に定年制は入り込むわけはない。この点どうでしょう。これは皆さんもお認めになるでしょう。これはつまらぬところであなただんばつておるがね、この解釈オソドックスですよ。いかがですか。

○政府委員(大嶋孝君) 定年退職といふのは、別に何も、悪いことをしたからけしからぬといつて

処分をするというわけではございません。ただその年齢に達したということだけでその職から離れるということでございます。したがひまして、分限処分とは違ふということを申し上げておるわけでございます。

○志吉裕君 いや、それがどうしてその第五節の「分限」というところに出てくるんですか。これをさつきから私言つておるんですよ。第五節は義務違反に伴う制裁のことを書いてあるんですよ。片や懲戒のことを書き、片や分限処分のことを書き、そのほかの条項では、まあほかのところにもまた別の法体系で賠償責任等もありますけれども、一応懲戒に分限処分に損害賠償というふうな形が義務違反に伴う制裁として公務員には科せられておるわけ。これだめですよ、あなた。

○政府委員(砂子田隆君) どうも議論のすれ違ひのような感じがいたすのでありますが、私の方は、定年による退職といふのは、やはり公務員としての身分といふものが失われるわけでありますから、身分に変化を及ぼしている。それは勤務条件の側面はあるといひましたが、分限に入ることは間違ひはないといふことで分限の中に入れておるわけ。二十八条の規定は、分限の処分の事由を書いておるわけでして、私たちはその離職すること、定年によつてやめることを処分だとは言つていないわけでありまして、ですから、二十七条、二十八条の規定といふのは先生おっしゃられておるとおりであります。

ただ、それじゃ分限にこの離職の態様が入らないのかといふと、やはり離職も分限の一種であるといふふうに理解をいたしておりますので、二十八条の二の規定に入れていると、こういうわけであります。

○志吉裕君 任用条項全部分限ですよ。第十五条から始まつた任用条項全部分限ですよ。だから、分限にかかわることは公務員法全体に散らばつておるんですよ。騒いだらいかぬといふことも何条だかにあるし、いろいろありますよ。ね。

(委員長退席、理事亀長友義君着席)

いろいろありますが、このところは、そういう自然にすうと、老病は消えいくのみというようなことを扱う場所でないと言っているんですよ。それは、意に反する免職というのは、この二十七条の二項にあるものですから、たとえば普通、課長さんが勤怠なんかでやめたいという場合には、どうもこれには当てはまらぬというので、別の条文、規定はないけれども、恐らく十七条かその辺をお使いになっているんでしょうね。今枝さんの「地方公務員法解釈」によりますと、十七条にそう書いてないが、国家公務員法との見合いでいけばやめてもらう——退職ですね、そういうものも入ると書いてありますからね。そうすれば、たとえばそういうところで扱うことだってできるわけ。まあ専門家が集まっておつてこんなところへ持ってきたのはいろいろあるでしょう。

いろいろあるんでしょ、国家公務員法が新条を追加して——国家公務員法の規定の仕方と精神的には同じだと思ふんだが、技術的に見るとあれはちよつと変わつてしまつてね。だからちよつとなくせをつけにくくなつてゐるんだけれども、やっぱり地公法のこれは、大臣、あなたも聞いておつて私の言うのもうだと思ひませんか。

○国務大臣(安孫子藤吉) 私はそう思わないので、行政局長の言うとおりにやらないかと、こう思つておるところです。問題は立法技術の問題で、この点については十分に審査を遂げて条文の整理をしたわけでございますから、御理解を得たいものだと思つております。

○志吉裕君 私は、それはそういうふうに言い逃れなさいませけれども、定年という発想そのものが、いろいろやつてゐるうちに変わつてはしまつたが、年をとつた公務員がいてもらつちや困るというところに発想がある限り整理なんですよ。だから画一的にやるんですから。おおよそ科学的的人事管理とは縁のない形になつてゐる。そういう意味ではやっぱり行政処分なんだ。その発想がどこに残つておるからためらいもなく第五節に入つて

くるんですよ。そういう発想自体は、まさに人事院總裁が先ほどお答えになつたように、近代的な公務員制度を排除してゐます。定年制のよしあしという議論以前の話だというふうに私には思へてならぬものだからこのところを少ししつこくやつておる。

それと、大臣、まあ百歩譲つて、いろんな身分保障とかその他再就職、それとの見合いにおいて、自然年齢がパラレル、一定になつた者はやめてもらうという、これは私は必ずしも容認をされない考へでないと思ふんですよ。そういうことが仮に認められてどこかにこういう制度が確立されるにしましても、どうですか、三十年五十年公務のために精勵した者の一番末路が、処分ということではないだろう。そのことも私は言つてゐるわけなんです。おかしいよ、この扱ひは。

○政府委員(大嶋孝君) どうも、その並んでおる前後が余りいいことが書いてないもので、その中に入つて非常にこれ、定年というの何か悪いことしたからやめさせられるというやうな、あるいはそういうふうにお感じになるのかもしれませんけれども、分限処分といふものは、もちろん御案内のとおり、能率の維持向上のために行われる処分でございます。これはもう義務違反の責任を追及するいわゆる懲戒処分とはちろん異なるわけでございます。定年といふものは能率の向上にかかわる制度でございますが、これは先ほどから申し上げておりますように、処分ということではございません。先ほど申し上げましたように、どうもその前後の条文が余りばつとしない条文が並んでおりまして、それが長年勤めた方に対する礼儀を失するのではないかと。こういうふうにおつしやられればあるいはそういう気もいたしますけれども、制度上はやはりここににあるのが私は至当ではないかと、こういうふうにお考へております。

○志吉裕君 公務員部長、それはだめですよ。あな今年度は、懲戒と違つて分限処分というのは公務院率向上のためにやる処分だから、年をとつた、公務能率が落ちそうな顔をしてゐる者からや

めてもらうというの広い意味での分限処分だといふ、そういう解釈を持てますけれども、それは違ふ。それはまず二十七条に端を発するでしょう。ここでは分限と懲戒は分けて書いてありますけれども、「分限及び懲戒」ですよ。これはやっぱり義務違反に対する制裁ですよ。それはまあ、義務違反に対する制裁が、その今度は反対給付として能率が上がるという意味ではわからぬことではないですよ。わからぬことはないですけれども、それをこゝへ無理に持つてくる手はないですよ、これは。私は納得できない。何か答弁ありますか。

○政府委員(大嶋孝君) どうも先ほどから繰り返して恐縮でございますけれども、定年というのは処分では決してございせん。定年、その年齢に達することによつて当然にその職を離れていくというやうな制度でございます。したがひまして、分限処分といふ処分の中には入らない、こういうことで、繰り返して恐縮でございますけれども、御理解をいただきたいと思ひます。

○志吉裕君 単なる立法技術の問題じゃないですよ。だから私は、ずっとわが党の委員が衆参を通じて言つておられますのは、何でもいから木に竹を接いだやうなやつになつても条文を書きやいといふものじゃない。それにはやっぱり一つの理念も確立されていなきゃならぬし、後世の批判にもたえなきゃならぬし、そういう意味では、二十八条そのものでないの二十八条の二と。どこか後ろの方か前の方に置きたいんだが、置く場所がないのでこゝへはさめてもらうたといふやうなものじゃないよ、これは。これはもう再検討を私は求めたいと思ふ。ともかく先へ行きましよう。

〔理事局長友義君退席、委員長着席〕 私、さつき言いましたように、主張だけしておきます。仮に自然年齢による身分の喪失ということがそれなりの合理性があると言つてすれば、個々の職員等について、年金とか再雇用の関係などの身分保障との見合ひで考えられる。もし考

えられるのであれば、少なくともこういう規定にはならない。こういう場所がこの事項が置かれることはないだろう。邪魔者は切れるというまことに極悪非道な考えを持つからこういうところにはまり込むんだということを私は言つてゐるんですよ。

そこで、定年制のもとでも、たとえば本省の課長以上等幹部職員——本省の課長以上等というのは総理府ないし人事院の答弁であつたし、自治省の答弁をかりると、幹部職員等に勇退を求める個別勧奨は残るということがしばしば答弁をされてゐます。私はなぜそういう答弁をあえてするんだろうかと考へるに、それは単に組織の活力あるいは人事のローテーションというやうなものを考へてそういうものがある程度残らざるを得ないだろうというのを答弁なさつてゐるんだと思ひます。が、しかし、この場合は恐らく、表現は悪いが、天下りとか再就職などについて身分の保障が必ず配慮をされるだろう、こう思ひます。この点はいかがですか。

○政府委員(大嶋孝君) 現在におきましても勧奨退職といふのはございせん。その勧奨退職によつて退職をされた方々で働きたいという方々につきましても、大体九割程度が、地方公共団体のあつせんによりましてかあるいはその他の事由があると思ひますけれども、働いておられると思ひます。また、年金等におきましてもそれなりの、もちろん勤務年限の長短によつて差はあるわけでございますけれども、それなりのものは出されておるものと、かやうに考へておりますし、今後定年によつて退職をされるという方につきましても、それぞれ地方公共団体におきましていろんな努力といふものがなされるものだというふうな期待をいたしてゐるところでございます。

○志吉裕君 総理府はどうですか。 ○政府委員(廣瀬勝君) 再就職の問題は、職員の希望ももちろんございせんが、相手先のニーズといますか、そういったものがやはり大切でございせん。したがひまして、そういったものを勧奨

しながら各任命権者において適切な運用がなされるものと期待いたしております。

○志古裕君 定年年齢の前という事情はあるにしても、実態として、この定年制導入後も残るであろう個別勸奨というものは、実態として十分な身分保障が貫徹されるということは容易に想定できません。だから恐らく個別勸奨も残すでしょう。そのことが組織の活力や人事のローテーションに大きく寄与するという、こういう論理に必ずなっておるはずであります。

そこで私は問題にしたいのでありますが、定年法施行後も残るであろう個別勸奨、特定の幹部職員については実態として再就職、再雇用等の身分保障は貫徹される、特定の人について。しかし、定年法によって自然に消えていく諸君については、法律に、特定の職、特殊なカテゴリーのものについては、若干特例定年あるいは延長ないしは再任用というものはあるけれども、原則としては、原則定年が圧倒的にしかれるということになる。これは差別ですよ。そうじゃありませんか。特定の幹部についてはそのような身分保障の理念が貫徹され、一般公務員については原則定年でアウト。これがどうして制度の中に併存するんですか。この点いかがですか。

○政府委員(平誠之助君) 個別勸奨は定年制実施後も残るであろうということは人事院も申し上げておりました、これは現在の勸奨制度のもとで一つの計画を持った人事がなされておるわけでございます。これが急激に回るといことは非常にむづかしいわけでございまして、そういう意味で当分の間はなお残るでありまして、こういうことを申し上げておるわけであります。

その場合、先生おっしゃいますように、相当若干年で退職します職員に、何も職のあつせんをしないでやめていけいということ、これは人情からいっても忍びないところで、そういうことになるであらうと思うわけであります。

ただ、定年制がしかれたから事態が変わったというわけではございまして、現在でも勸奨退職

年齢が五十八歳―六十歳となつておつて、それ以下で勸奨でやめる方もいるわけですが、そういう方も同様のケースになつておつて、定年制がしかれたから特段に事態が変わつてきたということにはならないのじゃないかと思ひます。

○志古裕君 そうはなりませんよ。定年制導入という新たな法制です、そういうもので依然として個別勸奨と定年退職が残る。そして、実態として個別勸奨の方はちゃんとした次の機会が保障される。私のこゝで言う身分保障というのは、役所にいるときだけの身分保障でなくて、生涯を通じてのことですけれども、そういうものが少なくとも配慮される。貫徹される。一方の方は、わずかな、まさに特例等の扱いで、しかもそれはその人じゃなくて役所の都合によつてのみ貫徹される。しかも、後ほど出しますけれども、そのときまだ年金がついていないというふうな者であっても、少なくとも定年の側は容赦なくたたき切る。ただ共済の側でうまいこと考へてくれやと、こういうことを全体として検討してもらつて

いるわけですね、衆参通じての答弁は。これは、定年制のある公務員法制といひますか、退職管理制度、定年制のある退職管理制度という新しい体制のもとで、そういう内容が含まれるということは公正でないという気がいたします。一年前に、おれにも勸奨でひとついいところでも見つけてくれぬかと、こうなつたらどうします。

○政府委員(大嶋孝君) 定年に達してやめた人については一切就職の世話はないとか、あるいは、勸奨によつてやめる人については完全に再就職のあつせんをするというように、先ほど総理府から答弁がございましたように、もちろんその団体、あるいはその地域、あるいはその職場のニーズというものもありましようけれども、長年勤めた職員でありますので、できる限りの努力というのは地方団体なり任命権者の方でなされるものと、かように考へております。

それから、幹部職員について勸奨退職というものは残るというふうにおつしやっておりますが、それは事実問題として私もそうだろうと思ひます。正直に申し上げまして、なぜそういうことになるかと言ひますと、全部が六十歳までおつたということになりますと、なかなか今度は下の人が上へ上がつていくというチャンスがなくなつてくるということから、その意味における新陳代謝ということ、幹部職員については勸奨退職というのが事実問題として私は残るのではないかと、かように理解をしておるわけでございまして、それが差別になるかならぬかということは、私はそれはないと思ひます。

先ほど、最初に申し上げましたように、勸奨でやめる人は、それはもちろん働く意思があれば再就職の努力をするでしょう。といつて、定年でやめた人については一切そんなものは知らない。要するに、あなたは自然にいなくなるときまでおつたんだからそんなことは知らないということとは私はないだろうと、かように考へております。

○志古裕君 いや、ないだろうと言つたつて、現実がそうなつてゐる。自治大臣は、公務員制度の見直しや変更や定年制導入も、そういうものも重要な行政改革だと、私もその限りにおいては合意できますけれども、ただ、そういう行政改革の中で国民が少しいらしているのは、依然として役人の特権が残つておるとか、えらいやつが次から次へとよけい退職金をもらつて歩くとかといううなものがあります。実際の話が、そういうものの責めというものは、私がいま議論をしておる、退職勸奨を受けるであろう幹部集団のことなんだな、実際の話は、私は、そういう問題点というものは依然として残る。だから勸奨をやめるとか

なんとかとは言ひませんが、非常にこの点は不愉快だな。大臣の感觸どうですか。
○国務大臣(安孫子謙吉君) 実際問題を考えてみますと、定年退職ということになる場合に、恐らくその団体は、来年は一体何人ぐらい定年退職があるかということを想定いたしまして、その人々

の就職の場というものを半年、一年前からいろいろと模索をし、努力をするだろうと思ひます。もちろんそのときの経済情勢とか、あるいは地域社会の状況、また雇用関係等も関係はいたしますけれども、自治体なり団体といたしましては、ぜひふんと前から計画的にそういう再就職のために努力を重ねる、これはもう私は当然だろうと思つておるんです。したがひまして、勸奨退職だから完全に再就職をあつせんをし、定年退職の場合はそれはほつたらかしであるというふうなことは私は絶対にないと思つております。それが実情だろうと思ひます。

○志古裕君 いま公務員部長の答弁と大臣の答弁は、その限りにおいては一貫をしておいて、定年だ、後はどこかへ行け、生きようと思ふのと私は知らぬというところにはならぬでしよう。しかし、それは言うても皆さん観測を述べているのであつて、私は、いま答弁をなさるそれだけのたてえば思ひやりとか配慮というふうなものができるのあれば、最初にも申しました従来法と今次法の違いというのは、従来の法は、仮に定年制が採用された場合の人の事情というものについて配慮をされてゐた。今度の法案の立て方というのは、職の事情というものについて配慮があつて、人の事情に対する配慮がないというか薄いというか。まあ人事院の方がこんな規則をつくるんじゃないかといふ幾つかの項目がメモとして、ぼくらにだいていますが、そういうものも参考にして自治省は原則の準備をするわけです。そういう項目の中の幾つかに、普通の経験、普通の能力、特に悪くなければそういう便宜が図られるというふうな個所も幾らかありますけれども、やっぱりいま大臣やあるいは公務員部長が答弁をされたようなそういう考え方で、以下、これから条例の問題に移るわけでありましようけれども、やはり制度の規定ないし運用が考えられるべきだといふふうに思ひます。これは具体的な項目はいずれ詰めたと思ひていますが、考え方としてはいいですか。
○政府委員(大嶋孝君) 考え方としては私はい

と思ひます。

先ほど、従来出したいわゆる定年制法案、これにつきましては人にウエートをかけておる、今回は職に、公務の必要性にウエートをかけておる、というようなことの御質問があったかと思ひます。これについて申し上げますと、昭和四十三年に提案をされました定年制法案におきまして再雇用制度、これは定年退職者を特別職の職員としてその団体の特定の業務に期間を定めて再雇用するというものであつたわけでございます。こういうような制度が立案されました理由といたしましては、当時考へられていた定年というものが今回の改正案で考へております年齢よりも若い、その上戦争等の影響によりまして中途採用され、定年退職後も収入を得る必要がある方も多くあつたと思ひます。また、地方公共団体に限りまして、労働力不足の時代でもあつたために、地方公共団体で再雇用されることを希望する人については、適当な職があれば再雇用を行うことが適当であるということを考えておつたのが主な理由であると思ひます。

これに對しまして今回は、当時のような事情は存在いたしませんで、さらに定年年齢も、民間企業の定年の実情から見ても決して低い年齢ではない、原則として六十歳を基準として定めるといふことにされておりますために、四十三年当時考へられたような意味での再雇用制度はとらないといふことにいたしました。公務の能率的な運用を確保するために、特に必要ということが認められる場合に限りまして、定年延長あるいは再雇用といふことを行うことができるということにしたわけでございます。

定年退職後の方々ににつきましては先ほど申し上げたとおりでございます。

○志吉裕君 あなたの話は、出だしはいいんだがだんだん悪くなる。

私は、それは同じ法案を用意して、今回、國のできたとかいろいろなことがあるにしましても、従来法の審議で、たとえば四十三年法のときに、

大臣等も含めまして、だれが見ても年金に達しない人はとか、子女の養育等になお若干の勤務を要する者とか、そういう者についてはそれなりの考慮が払われるべきだと思ひ、そのような行政指導はしたいとか、あるいは、そういう者については条例上経過規定をうたつたつていいじゃないかと、そういう答弁がずいぶんたくさんあります。これは後日また詰めたといふ思ひけれども、たとえば再雇用の道を開いた理由というのは、定年を実施する場合、その職員の事情でまだ子女の教育に時間と金がかかるようだと、そういうふうな面もあると、そういうものをカバーするためだとかいろいろ答えています。それに比べると今回のものは、人事院に原点があつたのか、総理府に原点があつたのか知らぬけれども、ずいぶんこれは非情なものだといふ感じが強いことを指摘をして、これは自治団体当局において条例の運用等を図る場合に十分考へられてしかるべきだと、このように要望をしておきます。

そこで、さつき言いましたけれども、ただそれでもいろんな議論の中で、年金のない人にはこれは何かしなきゃならぬかといふので、共済組合の側で何とか救済措置を講ずる旨の答弁がされてはいますが、大臣、これは本来は共済の側の方じゃなくて、言うなら定年による犠牲者といふふうな形になって、その過渡的な救済を論じておるわけですから、定年の側といふんですか、そちらの方でもっと熱心に考へていんじやないですか。

○國務大臣(安孫子藤吉君) これは、前の国会においても最終的には論議を重ねたところでございまして、厚生年金との関係もあり、また、國家公務員の関係もございまして、そういう事例がわずかだけでも出るだろう、これについてはどういふふうな措置をするか十分にひとつ検討いたしました。もう、こういうことを申し上げておるわけでございますから、その措置につきましては今後十分検討しなくちゃいかぬと思つております。

○志吉裕君 私がいま取り上げた定年、特定のといひますか、いろんな特殊な事情のある職員の雇

用の保障というか、身分の保障というか、そういう視点については、いろいろめんどところもあるのかもしらぬけれども、たとえば二十八条の二第三項の運用等を含めて、条例制定などに当たつて自治体の事情に應じて十分な考慮が払われるものといふふうな解していいですか。附帯決議もあるようですけれども。

○政府委員(大嶋孝君) 共済組合等で十分配慮をいたしたいと思つております。

○志吉裕君 いやいや、共済組合にしばつていゝんじやないんでして、「等」が入つて、共済組合の議論があることも承知してはいますが、一面で定年の側でも、定年をした側でもやっぱり適当な考慮が払われる、現に、二十八条の二の第三項に基づいて条例を制定する場合には、いろいろな地方固有の事情も参酌していくんでしようし、それから人事院規則をまねて、条例原則にある四つの類型のうちの一つにもそういうものの考慮が払われる余地だつて入つておるわけですから、そういうことを含めて慎重な考慮が払われると。いま私が聞いてゐるのは、精神規定としてそのように解していいかといふことを言つてゐる。

○政府委員(大嶋孝君) そのように理解していただいて結構だと思ひます。

○志吉裕君 次は、定年制と地方自治の問題を伺います。

本案の問題点は、身分保障制度その他ずつとやつてきました。しかし、私にとつてゆゆしい問題は、こういう公務員制度のあり方もさきながら、地方自治とのかわりを変重視しておるわけでありまして、二十八条の二第一項の規定は、退職日の指定という手続を条例にゆだねてはおりませんけれども、すつと読めば、「職員は、定年に達したときは、「退職する」と、こゝ読むのが一番読みやすいわけでありまして、こうなりまして、有無を言わず画一的に定年制の導入の強行といふことになるわけでありまして、自治体の事情とか特殊な状況とか、そんなものはちつともそんなくをしていない。そして、さらに答弁の中では、

条例をつくらなかつたらどうするとかなんとかといふようなやりとりに対して、いよいよよになつたら自治法二百四十五条がありますよ、二百四十六条の二もありますよといふようなことを言つて、ずいぶん監督権まで、総理大臣の監督権までひけらかしている答弁も衆議院のレベルではありましたが。先ほど、和田質問との関連で言ひましたけれども、たとえば二項の「基準」のとり方についても、合理性がない限り国と一緒だといふ答弁もあるかと思へば、いや、もともと法律で決めてもいい性格のものなんだけれども条例にやつたということなんだから、全く同じ意味なんだといふような、そういう強圧的な答弁も、たとえばこれは五月十四日の衆議院地方行政委員会の松本委員に対する答弁では、公務員部長はそんな答弁でした。

こういう扱い、規定の仕方といふものをすつとながめてみまして、ただわずかにその実施は「条例で定めるものとする」といふ規定が地方の自主性を認めたんだといふ答弁、あるいはこの間の大川委員の質問に、それぞれの事情が自治体にあるだろうから、画一的では自治権を保障しなくなることも考へられるので条例の一部ゆだねたといふような、そういうあたりにかすかな自治権に対する配慮はあるけれども、原則としてはその辺の配慮がない。根本において地方自治という視点、その理念というふうなものは、この法案において没却をされていゝんじやないかと思ふんですが、どうですか。

○政府委員(大嶋孝君) 地方自治とこの定年制法案、一体どういふふうにかつてくるのかという御趣旨の質問だと思ひます。

御案内のとおり、地方公務員法、これは、「地方公共団体の組織及び運営に関する事項は、地方自治の本旨に基いて、法律でこれを定める」といふ憲法九十二條の規定がございまして、その規定に基づきまして、一般職の地方公務員の身分の取り扱いといったものを定めておるわけでございます。これらに関する制度の導入なりあるいは枠

組みなりといった基本的な事項につきましては法律で定めまして、制度の具体的な実施に関する事項につきましては、各地方公共団体の実情に応じて条例で定めるということになっておるわけでございます。

今回の改正法案の立案に当たりまして、このような基本的な考え方に基づきまして、また、定年制度は職員の身分保障という公務員制度の基本にかかわる分限の制度であることにかんがみまして、制度の導入、それから定年年齢の定め方、定年退職日の定め方、勤務延長あるいは再任用制度の枠組みといった基本的な事項につきましては、国家公務員の定年制度との整合性に配慮しながら法律で定めるということになっておるわけでございます。これに對しまして、特例定年を初め、あるいは具体的な定年年齢なり定年退職日、あるいは勤務延長、再任用の具体的手続といったような制度の実施に関する事項につきましては、地方自治の本旨にのっとりまして、各地方団体がそれぞれの事情に応じて条例で定めるということになっておるわけでございまして、したがって今回の改正法案というのは地方自治の本旨に反するところではない、かように考えておるところでございます。

○志吉裕君 この程度が、これでも地方自治の本旨に反しないという強弁をするといえますと、もはや自治省という役所は地方自治になじまぬ場所だな、これは。

確かに皆さんの答弁の中でも、ちゃんと問題意識は持つておられるんですよ。いろいろ記録を探しますと、定年制すなわち職員の退職管理が自治体固有の事務だと、あるいは十四条の一項に言う条例だということもきちっと認めながら、しかしこういう自治否定の立法をなさるといふ姿勢はどうも私は納得できません。

先ほど和田委員とのやりとりでもありましたが、私いま手元に、三十一年法ないし四十三年法の審議に当たって、その法案のよしあしは別いたしまして、自治省側において大臣を含めてこの

地方自治とかかわりに大変な神経を使っておられる議事録が手元にみんなあります。これは一々読むわけにもいかぬけれども、たとえば参考人にお願ひしておる鈴木さんは、国公の場合と全く一律一本につくるといふ考え方は、地方公共団体の性格、地方自治の特殊性という点から、理念は同じであつても制度の上で違ひが出るのは当然であります。こういう答弁をなさつておる。あるいは小林三三さんは、画一的にやることについては、団体の実情によって必ずしもそこまでやる必要はないという部分だつてあるのだから、画一的にやることは自治の本旨から言つて適当でない。

あるいは鎌田説明員は、地方公共団体が定年制を実施する場合は、民間雇用の趨勢や当該公共団体の年齢構成など総合的、自主的に勘案することが肝要だと。あるいはまた、基本的なものは、国公と地公の関係において似た制度は、準ずることにはなつてゐるけれども、準じない側面だつてあるんだから、準じない制度があるといふことは、それはこの公務員制度の特殊なあり方に基づくものだといふふうに、いろいろ言つておられます。これからしますと、どうも衆参委員会を通じての一連の自治省側の答弁、いまの公務員部長の答弁も、およそ地方自治といふものについての視点は弱い。いまそれこそ行軍の波に洗われておつて、これからわれわれお互いさま、地方の分権といふものについてどう位置づけようかといふことでみんな真剣になつておるときであります。それにしても違つておるんですね。昔も自治省、いまも自治省なんだけれども、地方自治法も変わつたわけでもないんですが、何でこんなに変わるんですかね。

○政府委員(砂子田隆君) 三十一年法なり四十三年法のときのいろいろな議論がありますことは、私も承知をいたしております。何回も申し上げますが、当時は、定年の制度といふものを地方公務員だけが導入をするという道を聞くということが最大の眼目でありまして、それは、むしろ国が一律的に決めるよりも、公共団体の中で自主的に決

めていただくという方がより望ましいのではないかと。それは先ほど和田委員からも御質問がありました。したが、やはりずっとさかのほれば、地方公務員法ができたとき以来の市町村の要請でもありますが、そういうことをどういふふうに進め入れるかというものが、地方公共団体にとってむしろ大変な事なことであつたわけでありまして。しかし、振り返つてみますと、その間に二十数年の歳月を経てまいりました。さらに、四十三年から見ますと十二年――どうもこの地公法といふのは十二年おきに出されてゐる法律でありまして、ちょうど三十年に出す傾向が大変あるわけでありまして。しかし、そういう十二年の中でのいろいろやつてまいりましたが、その十二年といふのは、やはり高度成長の時期から考えてみますと、ずいぶん四十三年の時代と現在とでは、私から申し上げるまでもなく、社会情勢が大変変化をしてまいりました。国家公務員についても定年制をしつうという時代になりました。三十一年や四十三年の時期には、お

よそ国家公務員に定年制をしつうなどといふことは新聞の論調にさへなかつた時代でありました。やはりそういう時代の変化といふのがいろいろありまして、なおかつ、公共団体の方でも定年制といふのは欲しいのだといふのがまた一つの要望でありまして、その要望はつとこ二十年以上続いてきております。そういうものにとつていふふうには地方自治の観点からかたえるかといふのは、私たち大変悩んでおるところでありまして、一説には、先ほどお話がございましたように、今回の公務員法を改正するときに、年齢までびしやり決めてしまつた方がいじやないかといふ議論があつたことも事実であります。しかし私たちは、そういうわけにはまいらぬだろう、少なくともいままでの人事管理、そういうものが固有の公共団体の事務であるとするれば、最終的には議会の審議に任せるといふのがやはり筋道ではないかといふことで、条例で年齢を定めるといふところまでわれわれは押してまいりました。それは、いろんな経過を見ますと、法案の条文自身が当時といろん

な意味で大変錯雜に変化をしてゐることも事実でありますけれども、その辺は、いろいろな社会情勢の変化なり、対応するいろいろな部分の違ひといふのが出てまいりました関係上、こういうことになつてゐるわけでありまして、自治省としては、別に地方自治といふか、あるいは地方自治の本旨といふものを曲げて物事を考えてゐるつもりは毛頭ございません。そういう点で御理解を賜りたいと思ひます。

○志吉裕君 地方自治の本旨を曲げておらないと言ひますけれども、それはそういう理念が貫徹されてゐるのであれば、そういううたい方が出てこなければだめだと思ふんですよ。

地公法の目的は何ですか。いま皆さんが定年制を導入しようとする地方公務員法の目的は何ですか。――前段の方はいいから、一番末尾の方を讀んでください。

○政府委員(大嶋孝君) 後段の方とおっしゃいましたから、後段の方だけ申し上げますが、「地方公共団体の行政の民主的且つ能率的な運営を保障し、もつて地方自治の本旨の実現に資することを目的とする。」といふことでございまして。

○志吉裕君 地方自治の本旨は、憲法、自治法、それぞれに規定がありますけれども、この地公法もまた地方自治の本旨を実現することを目的にしているんですよ。しかし、皆さんのやつてゐることは地方自治の本旨とあべこべじゃないかなといふことを言つておるわけですが。

定年制を導入するかしないかといふ問題についての見解は私先ほど言ひました。合理的理由が得られるならばそれはあり得るのかもしれない。そういう学説も確かにあります。その場合の調整すべき、整合性を持つべきファクターはたくさんありますよ。そういうものが何ら整備されないで、がくつと法律でくるからわれわれは問題にしておるわけでありまして、

まあ、イロハから入つて悪いけれども、地方自治の本旨といふのを皆さんどう理解してゐるんですか。

○政府委員(砂子田隆君) 地方自治の本旨と申しますのは、一般的に地方公共団体というものの住民といふか、担い手がおるわけでありまして。そこには住民によるおのずからなる行政需要というのがあるわけで、そういうものが住民の意思によってなされていくという一つの住民自治の原則、そして、それが国から独立をしたと申しますか、そういう団体の機関によっていろいろな行政が行われていくという団体自治の原則、この二つを総称しておおむね地方自治の本旨というふうに言われているわけでありまして。

○志吉裕君 全くそのとおりだと思ひますね。公務員すなわち職員、地方公共団体の職員の退職管理、人事管理というものが、まさに住民の代表をして議事の運営に当たらせる、あるいは団体の行政事務の処理は住民の総意と責任において行われるという、この二本柱をもって構成される地方自治の本旨の中身でしよう。

念のために、憲法の九十三条第二項は皆さんはどう解釈されていますか。

○政府委員(砂子田隆君) もともと九十三条第二項というのは、要するに住民の直接選挙の規定であります。要するに、公共団体の長でありますとか、議員でありますとか、そういう人たちが議会で住民の一般選挙によってなされるんだというのが、一つは、そういう団体において団体自治が行われていくということと九十三条で言っております。そして、もともとこれは九十二条にあります「地方自治の本旨」に従ってここに定めておる、そういう一つの中身であります。

○志吉裕君 そんな、単純に読むからだめなんです。これはあれでしょう、ちゃんと皆さんの解釈で、私が解釈したんじゃないんでね。それは前段そうなんです。しかし、憲法十五条とかのかわりてこのところを読むとすれば、職員の身分は当該自治団体の住民の意思に根拠を置く、このように読むべきなんです。だから、憲法十五条には、公務員の選定、罷免は国民の権利、こうなっていますね。それを自治団体に置きかえれば

ばそういうことに非常に明確にされているわけですね。

同じく、憲法九十五条はどうですか。

○政府委員(砂子田隆君) 九十五条というのは、一の公共団体に適用される法律の關係でございまして、これは当然に住民投票によってなされるんだという規定でございまして。それで、もともと第八章「地方自治」というのは、先ほどから申し上げておりますとおり、全体的に地方自治の本旨に従って事が行われなければならないという団体自治なり住民自治なりの原則に従って、公共団体に利害あるいろいろな法律上の規定というものは住民投票というものによって最終的には決せられていくものだということを書いてあるわけでありまして。

○志吉裕君 一々聞いていきましよう。

九十四条に戻りますと、地方公共団体は行政を執行する権能を持っていますよね。その前の九十三条へいきますと、職員の任免というのはいま住民の意思に根拠を置く、これが中身として規定をされておるし、四十三年法においても政府答弁はそういう姿勢を貫いておるようですが、どうも先ほどの議論を聞いておると、自治省というのでも先ほど反動化したものだなという感じを強く受けるんです。それだけあなた、地方自治の本旨もわかっておられるし、憲法の規定も、そしていま改正をしようとする地公法の目的も、そして自治省の設置、公務員部の設置の役割について、もともと全部マスターなさって、どうしてこういう自治喪失みたいな条文になるんですか。

先ほどの答弁を私は揚げ足をとって悪いけれども、いまの答弁じゃない、前の公務員部長の衆議院で答えたのには、本来こんなもの法律で書いていいものなんだ、そういう性格のものだから、基準というのとは全く同じというように読んでくれと、ここまで言うに至っては、これはひどいよ、実際。もう一度お答え願えませんか。

○政府委員(砂子田隆君) 何回も申し上げますが、私たちがいたしましては、もともと自治省の

設置法にありますとおり、民主政治の基盤をなす公共団体の育成に努めること、あるいはそういう政治的な思想というのについて普及をすることというのが自治省の設置法の基本になっているわけでもあります。したがって、地方自治の本旨と申しますよりも、やはりこれからの民主主義というものを育てていくためには公共団体の育成というのが大変重要であることは私から申し上げるまでもありません。

しかし、今回の法律というのは、そういう私たちが知り得る地方自治に関するいろいろな問題点というところを総ざらいをしながらも、やはり書ける限界というのとは、ある程度ではないかということでは実は規定をしたわけでありまして、地方自治の本旨を忘れておたり、あるいは地方自治の概念にこれを通じて反動的な行動を加えるということをおし上げるつもりはありませんし、前の宮尾公務員部長が申し上げましたことも、基準というのはいろいろな基準の意味があるけれども、この基準というのとは非常に厳格に解さなきゃいかぬのではなからうかと、こういう答弁を申し上げておる。ことだと思ひますが、そういういろいろなことを申し上げますのも大変苦しい胸中であることもありますが、いずれにしても自治省自身がやはり地方自治を守っていく、公共団体というものの育成を図るということは一日も忘れたことはありませぬし、そういう姿勢でやっていく、やってきたつもりでもあります。

○志吉裕君 大臣、恐らく地方自治をこれからますます拡充をして、まさに地方自治の本旨をどう進めて全うしていこうと考えておる者にとつては、今日地方自治は、たとえば月給が高いかとか、あるいは財政が少し余裕があるんじゃないかと、あるいは財政が少し余裕があるんじゃないかと、でたらめなことをやっているんじゃないかと、こういう外堀でわいわい言われておる環境の中では、何言っているんだ、地方自治の本旨というのはこんなものなんだということその自治を貫徹していくにはなかなか貫徹しにくい雰囲気なり環境をとるとき私も体得をしますわ。だ

から、たとえば外圧も大きいから空気抜きにこの辺のところを穴あけておけやということでも、もつと大きい風圧を避けるためにときどき穴を抜く。そういう考え方で、地公法は本当はもう少し地方自治の自律性、独自性を、これに定年制を入れるにしても独自性を持ったものに規定をしたいんだが、風圧を避けるために苦しい胸のうちを悟って、くれみたいな答弁がまああったわね。私はやっぱり、そういうものによつたよたしておたら、これは際限なく押しまくられると思うんだ。どうですか、あなた、田舎の知事やた人だけども。

○国務大臣(安孫子藤吉君) 何も、風圧を避けるためにこの辺で妥協したんだんというもののじゃございませぬ。これは世の中が大きく変化をしておる。これからの将来を展望いたしまして、なかなか問題がある。したがって、この際、定年法を施行いたしまして、安定した、そしてまた活力のある地方自治体の組織を固める。これが大変必要じゃないか、こういう観点から問題をとらえておるわけなんです。従来いろいろな経過はあり、また内容も違ひますけれども、地方自治体におきましてもこれを要望しておたことも事実でございまして。ところが今回は国家公務員においても非常にこの点の必要性を認めまして、国家公務員について定年制をしくことになったわけでございます。したがって、この際、懸案でございました地方公務員についても定年制をしく。そしてまた、国家公務員との均衡の問題、これは一つの原則でございまして。そういうものについても配慮をして今回の法案を制定したわけでございます。

これをやるにつきては、いろいろな地方自治の本旨、地方自治の将来の展望というものを十分に認識をいたしまして、自治省としては最大の努力をしてこの法案を作成したものでございまして。その点をひとつ十分に御理解をいただき、また自治省は将来とも地方自治の発展のために最大の努力をしておる組織でございまして。多くの情勢から申しますと、客観的情勢はいまお話をいたしましたとおり、なかなか風圧の高い環境にあります。

これは一面、そういう世論が起きるといふことにも私どもは配慮をしなければならぬ面もございませう。この点を十分に考えまして、そして今後の地方自治の発展のために最大の努力を払おうという決意を持っているのが自治省の職員でございませう。この点もひとつ御理解をいただきまして、この風を避けるために地方公務員法の定年制をとったんだということだけは絶対にないということだけはひとつ御認識を改めていただいて、御支援のほどをお願いいたします。

○志古裕君 私、地方自治の本旨で先ほど局長は住民自治と団体自治の側面で説明がありました。いま直面をしておる問題に關して、これを私なりに具体化して言えば、国が自治体の運営に干渉しない、法律で自治体を拘束する場合があつても、それは自治体の選択の可能性を残すべきだ、このように具体化をすることができると思ふのです。そこで地方自治の本旨を具体化をして、この二十八条の二第一項で、「職員は、定年に達したときは」「退職する」、これは選択の可能性がないです。選択の可能性がない。ただ、「条例で定める日」と、いつやるかに選択があるわけだ。三月三十一日なのか、一月二日なのか、この条文を読む限り、そこに選択の可能性は残っているといふは残っているわな。しかし、これはなかなか選択という範囲にならないです。それで、前公務員部長の答弁——自治省の答弁ということになるわけですが、その選択の可能性について、質問者が、まさに地方自治の本旨に基づいて憲法、地方自治法その他の条項に基づいて条例をつくらなかつたらどうなるかという、そういう設問なども過去に行われていました。それについては制裁権というやうなものではないかぬにしても、いわば自治大臣の指導、助言、総理大臣の監督権まで引用をなさっておるわけですが、私はさつき、分限処分でないものを分限処分に属しているといふのは法律としては適当でないという指摘をしましたが、これは憲法の九十三条の二項に反するんじゃないか

という感じもしますがね。その辺はどういう見解ですか。先ほど言いましたように、十五条とかのかわりで読めば、職員の身分は当該自治体の住民の意思に根源を置くと言っていますね。こう読んではまいりますと、住民の意思に根源を置かないで法律そのもので規定をするといふのは少しこの条項となじまないのじゃないか、どうですか。

○政府委員(砂子田隆君) これは、考え方であらうという気もいたします。いまおっしゃいましたように、地方自治体といふものの淵源は住民に発しているという御意見は住民自治の原則からそういう感じがいたします。ただ、それと定年制、それをしたら住民自治に全く反するかという議論になりますと、そういうことを決める議会という団体自治の原則の側面といふのがまたございまして、そういうところでいろんな議論がなされるはずであらうと思ふわけがあります。そういう意味で定年制度の議論としては、まあ法律といたしましたが、一体何歳で定年になるのか、その点も大変基準という議論があつていろんなまた問題をふり返すことになるかもしれません。一応少なくとも定年の条例といふものは、法律で定めなくてやはり最終的には条例で決めていくんだという形によって団体自治の側面を生かしているわけでありませう。団体自治の側面を生かしているといふのは、とりもなおさず住民の選挙で選ばれた議員がその中でいろんな議論をいたしまして、住民の意思の反映をしながら条例で決めていくということでありませう。それ自身、ここで決められたということがありまして、直ちに憲法に違反をするということではなからうと思ひます。公務員自身が先ほどの能力実証主義の議論もいろいろございしましたが、ある程度やはり、公共の福祉という議論をするといふのは少し語弊があるのかもしれないけれども、やはり全体的な公務の能率が上がる、あるいは非常に住民のサービスがこれによってまたよくなるということとでもありますれば、それはまたそれなりに公共の福祉にも合致するといふ議論もありませう。

し、いろんな点から考えまして今回の法律が必ずしも憲法に違反をするといふことではなからうといふふうに考えております。

○志古裕君 皆さん注意して、なかなかさうだと言わぬだろうし、あると言えは確かに第一項にも「条例で」と言っている。だから私言ふのは、住民の意思にかかわる部分といふのは日だけなんだよ。これはすいぶん軽く見られておると思ふけれども、まあそこまで苦勞をしておる、その発想は私も多としますよ。多としますが、せつかく書くのならもう少し住民に根源を置く部分がふくらんでもいいじゃないかといふことを先ほど主張している。この程度のかかり方は、九十三条二項がないと同じものだといふことであつて、それで、それは貧弱ですよ。ただ、これは議論の立て方ですけれどもね。

しかし一面で、公務能率の維持向上はもちろんだけれども、公務員の労働権、生存権にかかわるものである以上、身分の安定を認めるという見地から法律において最低のものは規定をしなければならぬといふ、そういう見解もそれはあり得ると思ふんですね。私もそれはあながち否定はいたしません。そういう見解で法律においてこの規制をかませるという立場をとるとすれば、これは労働基準法のように最低基準といふふうな規定をすることによって自治との両立といふふうなものが図られるんじゃないですか。私は確かに一面、公務員の身分保障とかあるいは労働権の保障とかといふことになりませうと、これはともない田舎に住んでおたら働かぬでいいとか、都会なら大いに働けといふやうなこともないわけ、そういう意味で、新しいそういうものを取り入れるに当たって、一体性といふか、そんなものを確保する意味での法律の規定、それと地方自治と両立させ得る、またこれは整合性を図らぬといかぬわけでありませう、もしそういうのであれば、最低基準といふことになれば、これは双方許容し得るんじゃないかといふ考え方は私は持ちます。それくらいまでは自治省がなばつてもよかつたんじゃない

のかな。どうですか。

○政府委員(砂子田隆君) その法律の改正の中で扱っております基準といふものの取り扱い方ではあります。一体どういう職種が地方公務員と非常に相似しているであろうかといふ議論が一つあると思ふわけでありませう。一般的な事務の議論をいたしますと、それは国家公務員の一般事務といふものと余り変化がないではないか、そういういろんな議論があります。そういう意味で、地方公務員の職種といふんです、やはり一番国家公務員に近いところにいるわけでありませう。そうしますと、先生もおっしゃっておられました、整合性の議論としてどこに合わせるかといへば、やはり国家公務員と合わせるということが一番素直であります。それとたがえるといふ議論がうまく理屈づけられるだろうかといふと、これも大変むずかしいだらうと思ひます。

ただ、公共団体自身にしかない職種といふのは私これまでと思つておりました。あるいは、国にはないやうな大変勤務状況がむずかしいという部分だつてこれはあるだらうと思ひます。そういう点につきましては、それぞれの公共団体において合理的な理由さえあれば特例定年が定められるといふこと、この法律はなっているわけでありませう。そういう部分で自治の原則といふのは生かしていかませう、一般的な部分については、給与についてもさうでありませう、やはり公共団体、国なりやうなものとか比較、均衡をとつていくといふのがいままでの公務員制度の流れでもありませう、今回もそういう措置をとつていくことにしたわけでありませう。

○志古裕君 基準の読み方はこつちへ置きまして、仮に法律で国の基準だと、あるいは六十でびしゃり首だといふふうにかきかなくとも、大体世の中には独自性があると同時に平準化作用といふものもありますから、実際には、また、国の行政、地方も含めた国全体の整合性といふふうなものはおのずから図られていくわけで、突拍子もなく離

れて存在をなんというかは普通あり得ないことですね。ですから私は、書いても書かぬでも大筋の整合性というふうなものは図られていくものだと思うんです。たとえば給与法なら給与法の国のあれを見ても高いとか安いとか若干問題がありますけれども、高い団体もあれば低い団体もあるわけですが、特殊性を加味しつつも大体うまくおさまると。それでまた公務員法制そのものも大体そんなあんばいになっているということから見て、もう一つ肩をこらしてこの基準というものは、かたくなな答弁を事もあろうに自治省がすることはないのであって、私なら地方自治との整合性も考えて、まあ法の制定は百歩譲ってやむを得ないというのであっても、そこに自治体の裁量権というふうなものを残す意味で、この国を基準とするというものは、目安であるとか最低これくらいにせいやとかというので、自治体の裁量権というものを残す。しかし、その裁量権が残ったからといって、そんなに飛び上がった下がりたりはしないだろう。そこは住民が周りにおるわけですし、議会もあるわけだし、そういうふうには皆さんは素直にお考えにならないですか。

○政府委員(砂子田隆君) 大受御理解のあるお話でありまして、はい、とこう言いたいところでございますが、やはり先ほど申し上げておりますとおり、国家公務員との整合性と申しますか、そういうものはやはりとらざるを得ないだろう。一般的に定年制を今回設ける理由になりましたものは、一つにはやはり公共団体からのいろいろな要望がありましたことも事実でありますし、人事院の總裁からの総務長官への書簡というの、その内容の一つでもありますし、そういうことを全体を勘案いたしますと、やはり衆議院あるいは参議院というものを通じて前の公務員部長がお話を申し上げておられますとおり、やはりこの基準というものは厳格に解しておくといいのが筋道であろうというふうな考えをしております。

○志古裕君 皆さんの頭はかたいな、本当に。そこで、条例をつくらなかった場合はつくってもらうように指導すると、事柄の性質上専決などということももちろんあり得ないだろうし、つくってもらいたい、つくってもらおう、つくべきである、つくらなきゃ法律違反だ、だんだんこう言うていくわけだ。最初はつくってもらいたいようなことを言ったけれども、あぐくの果てにはつくらなければ法律違反である。いよいよになったら自治法の二百四十五条もありますよというふうな、最初は処女のごとく言っても後は脱兎のごとく聞き直っている、御答弁を見ています。自治法の二百四十六条の二の規定も二百四十五条も、その大前提というのは地方自治の本旨にのっとって国の後見的な監督を排する、そして、地方公共団体の行政は地方公共団体の責任において処理するということとをたてまえにしてあの規定を設けておるわけでしょう。その点いかがですか。

○政府委員(砂子田隆君) 二百四十五条に、指導、助言、勧告といふいろいろな規定がございます。しかし、この二百四十五条の規定というのは、御案内のとおり非権力的な助言と申しますか、技術的指導と申しますか、そういうものを規定したわけでありまして、これによって従前のような権力的な行為を行うというために規定した規定ではございません。

○志古裕君 ですから、私のいま言ったのは、自治大臣官房総務課監修「自治六法」に載っているのだから皆さんも、この二百四十五条ないし六条の二を、まずは大前提をそのように置いて――まあ少し例外的なことがあるんではないけれども、これはあれですか、考えてもいいこととを追究することになってもおかしいのだが、宮尾部長が、これは大臣のあれもあります、というのには答えているのですね。五月十四日、衆議院地方行政委員会ですね。条例を予定しており、定めなければ法の趣旨に反する。以下ずっとあります。が、うまくいかなければ自治省の助言、指導の二百四十五条、総理大臣の監督権の二百四十六条の二、これもあります。ただし、適用することは考

えておりません、というようなことを言っておりますけれどもね。それで、私こういう答弁に即して聞きますが、条例制定はわかりました。国の基準とのずれについてはどうなりますか。

○政府委員(大嶋孝君) 国の基準とずれた場合にどうかという御質問でございますけれども、私どもとしては、そのようなことがない条例を制定していただけるものと確信をいたしております。

○志古裕君 これはもう質問をして追い込む方が危ないから。追い込んでいって変な答弁が出てくるから……。

私は、しばしば申し上げておりますように、あるいは法律で公務員の最低の身分保障をしようという法制を前提にして考える場合に、新しいものを持ち込んだ場合にはやっぱり全体を抑えなきゃならぬというのにも確かに一理があるような気がする、率直に言いましたね。しかし、そのことは同時に、もう一方では、地方自治とかかね合いにおいて裁量権が残るものでなければならぬし、それから労働権等のかね合いでいけば、そういう地方公共団体の長と職員団体、労働組合との交渉というふうなものが十分保障されるというものでなければならぬだろう。そういう自主決定の上に議会の承認というルールもちゃんと完結をしないやならぬだろうというふうに思いますが、それにしては、この指導、監督に当たる自治省の考え方あるいは法律の規定の仕方はその辺が実にかたいというところを懸念をしておるわけで、そこまでかたいということになる、先ほど言いましたように、憲法の九十三条の二項やそういうものとの抵触という、そこまでいってしまおうということではいろいろと申し上げたわけでありまして、なおこの点については今後機会があれば具体的に詰めた、このように思っております。

和田さんとのやりとりもさまでしたけれども、この問題はちよっと後にしまして、二十八条の二第二項、「条例で定めるものとする。」、これ

はどう読んだらいいですか。

○政府委員(大嶋孝君) 二十八条の二第二項といえますのは、国の職員について定められておる定年を基準として――宮尾前部長もいろいろ答弁をしておられますけれども、まさにそのとおりに条例で定めるものとするという趣旨に解しております。

○志古裕君 では、もっと詰めて聞きましょう。法律用語として、「定めるものとする」というのは、どういう効力を持ちますか。

○政府委員(大嶋孝君) 定めなければならないものと同意語だというふうに理解をいたしております。

○志古裕君 公務員部長あなた失格だよ、それは。人事院、定年に限らず、国公法から人事院規則に何かをゆだねる場合に、本法の方で、人事院が定めるものとするという規定がありますか。定めなければならないものになっていきますか、人事院が定めるものになっていきますか。

○政府委員(大嶋孝君) 詳しくはわかりませんが、人事院規則で定めるものとするというものはあると思います。

○志古裕君 公務員部長の答弁は、正確でないのじゃないですか。定めなければならないものとはどういう意味ですか。

○政府委員(大嶋孝君) 定めなければならないというのは、まさに定めなければならないのでございまして、ここで「定めるものとする」と書いてありますのは、解釈としてはそれと同義語というふうに解釈されるということを申し上げたものでございまして。

○志古裕君 同義語ですか。同義語なら定めなければならないと書いてもいいわけでしょう。「定めるものとする」というのは、法律用語としては扱いが違っておるんでしょ。

○政府委員(砂子田隆君) 実は、これは二項だけお読みいただきましてちよっと困りますのです。が、実は、二十八条の二の第一項に、「定年に達

したときは、「退職する」という規定になつて
いるわけでありませう。この定年の日が定められ
ない限り退職できないことになるわけでありまし
て、法律自体が定年制を創設するという形にな
りますと、定年になつてやめていただくわけに
ならぬという規定になるわけでありませう。一項
と二項とを比べて、比べてというよりも、どうも
うに続けて読んでまいりますと、「条例で定める
ものとする」というのは、定めなければその日
が参りませんので、そういう意味で、公務員部長
は定めなければならぬというふうに御説明を申し
上げたわけでありませう。

○志首裕君 この議論は四十三年法のときにもや
つぱり出ています。四十三年法のときは、二十七
条の二で、「定年に達したとき」と。すなわち、
次の各号になつたら離職だ。その中に、定年に
なつたら離職と書いてあるんですね。そして、二
十九条の二に手続規定の条項がありまして、「離職
に関する条例の制定」と。この場合は、「職員の特
別の定めがある場合を除くほか、条例で定めるも
のとする」と、こうなつていますね。これにつ
いてぜひ議論がありまして、その後また別の
法律のあれによりまして、定めなければならぬ
というものは義務なんですね。「定めるもの」と
する」というのは選択だということであらう。その
時の議論は決着したんじゃないかというふうに私
は思います。

その辺のことが頭に入つて「ものとする」にな
つてゐるんですね。

○政府委員(砂子田隆君) 四十三年法のときは
は、御案内のとおり、定年制の導入への道を開く
と申しますか、そういうためにつくつた法律であ
るというふうに私は記憶をいたしておりますから
、そういう意味での法案の書き方になつてゐる
と思ひます。

今回の法律というのは、そういう意味ではなく
て、定年制というものはこの法律によりましてす
でにも導入してしまつてゐるという形になつて

おりますから、定年制が法律上導入されておしま
すれば、当然その定年制が導入された結果におい
て何歳をもつて退職になるのか、離職するのかと
いうことを決めなければならぬ、その部分を条例
にゆだねたということでございますから、この場
合には、定めなければならぬというふうにどうも
議まざるを得ない。

一般的には、先生先ほどおつしやいましたよう
に、「定めるものとする」というのは一般的にそ
ういう選択の余地があるんじゃないかということ
であらうと思ひますけれども、この場合には私が
ま申上げたように理解をいたしております。

法律の中には、実は退職一時金でありますとか
退職年金の規定のように、地方自治法の二百五
に書いてありますように、そういうのを「受ける
ことができる」と、こう書いてあります。これは
「できる」というのだから、じゃ、やらなく
てもいいのかという議論ではなくて、これはむし
ろ給付される方から見ると当然に請求する権利が
あるんだというふうに読むわけでありませう。こ
の脈絡と申しますか、そういうところでやはりわ
れわれも理解をしなければいかぬと思ひますが、
今回の場合にはそういうふうに御理解を願ひたい
と思ひます。

○志首裕君 それはまあ有権解釈というのがあつ
て、好きなように解釈するからその解釈してくれ
と言ふんでしようけれどもね。そうですね。

法体系としては、先ほど私もはいふん自治が
ないと言つてはよくそに言つたけれども、これの
うたい方を見れば、仮に二十八条の二の第一項で
選択の余地があると。選択の余地があるというの
であれば、第二十八條の二第二項によつて条例を
つくるのであれば、選択の余地があればつくる場
合とつくる場合があるわけですから、そうする
と、二十八条の二の第一項によつて条例をつくる
のであれば、この定年の基準などは規則やなんか
で書いていけませんよ、条例で書くんですよと
いうふうにすつと読むのか。ですから、そうしま

すと一項がなければ二項はないわけですから、「定
めなければならぬ」ということだとちよつと合
わなくなるから「ものとする」と。「定める」と
すれば「定めなければならぬ」というふうにと
う連関をしてくる場合に「ものとする」と。こ
ういうふうに使うのか。それで、もし法律の規
定が「皆さんの指導は別ですよ、法律の規定が
そういうふうに脈絡を回つてゐるのだとすれば、
二十八条の二は全体として選択制だ」という解釈も
できないわけじゃないと思ふんですが、どうです
か。

○政府委員(大嶋孝君) 二十八条の二の第一項に
おきまして、定年に達したときにはその日以後
最初の三月三十一日までの間において条例で定め
る日に退職をするという書き方でございますの
で、その選択の幅というものは、先ほど志首委
員御指摘のとおり、要するにその間のいつの日で
あるかということであるわけでございます。した
が、いまして、先ほど局長からも申し上げましたよ
うに、それに合せて二項を読んでまいります
と、当然、条例で定めなければならぬと、二項
の方はそういうふうに読まざるを得ない、読むべ
きであるというふうに考えておるところでござい
ます。

○委員長(上條勝久君) ちよつと速記をとめて。

〔速記中止〕

○委員長(上條勝久君) 速記を起して。

○政府委員(岸誠之助君) 先ほど、定めるものと
するといふ例があると思ひますという御答弁をい
たしましたですが、国家公務員法にはその例はご
ざいませぬ。「人事院規則で定める」とあるいは
「人事院規則の定めるところにより」というふう
な用語例でございませう。

○志首裕君 私もちよつとその辺が不明確でした
けれども、私もどうも国公法にはないんじゃない
かなと、こう思つたんですね。そうすると「定め
るものとする」という法律のうたい方は、地方団
体にかかわる特有のものなんでしょうけれども
ね。地方団体にかかわる特有なものなんでしょう

ないという気もするんですね。そうすると、この
表現というのはやっぱり選択制をたてまゐにして
おるのじゃありませんか。よし、これを選択す
る、やることに決めたと、これに基づいてやるこ
とに決めたと、その場合には定めると、こういう
ときに定めるものとすると思ふのじゃないです
か。これはどうですか。

○政府委員(砂子田隆君) 一般的に、法律の中で
書かれてゐるときにはそういうような解釈だろ
うと思ひます。ただ、この場合には、先ほどから申
上げておりますように、二十八条の二の一項
で、もう定年に達したときは退職をするんだと、
こう書いてあるわけでありませう。ですから、退
職をするのに、定年の基準がないのに幾らでやめ
ますかと言われましてこれはやめようがございま
せん。そこでやはり定年制度というものを法律上
もう導入してしまつておるわけでありませう。こ
うの中においてどういふふうな年齢にするかとい
うことが公共団体の条例にかかわらしてある。
かわらしてある関係上、ここで条例で定めな
きゃならぬと書くべきものを「条例で定めるも
のとする」というふうに法文上は書いたわけであ
りまして、読み方としては、やはり基準として条
例で定めなきゃならぬというふうに読まざるを得
ないというふうに御理解を願ひたいと思ひます。

○志首裕君 どうも私はその辺も、皆さんそれ
も選択制でも残してゐるのかと、こう思つて聞
くと、どうもそうでもないみたいですね。そう
でないにしては規定の仕方がおかしいと思ひま
す。

私がもう一つ懸念をするのは、法律用語で、「定
めなければならぬ」というのは義務であつて、
「定めるものとする」というのは原則としてとい
うふうに読むべきだといふ解釈をとる人もゐるよ
うなんです。これを原則として読みますと、原
則として条例で書くと、非原則は規則でもいいわ
いと、こうなりますとこれまた大変なことになつ
て、恣意ががとこ入つてくることになるでし
ょう。そんなことはないんですね。そこまで裁量

の幅を伸ばして、そんなことないでしょうね、これは。

○政府委員(大嶋孝君) もちろんそこまでのことを考えておるわけではございません。

○志吉裕君 その点は確認しておきますが、私は、この法律を素直に読めば、選択制になり得るはずだ。皆さんがそう考えたかどうかは別として、やはり画一的な定年の導入というものを意思として持つておつても、おのずから地方自治の本旨という限界を乗り越えることはできないという、そういうことで、まあ答弁のことはともかくとして、法理としてはこう書かざるを得なかったのかなど、こう思つていろいろ聞いてみたんですが、余りその辺の問題意識もないようなんですね。この点はこの辺でおきます。

このくだりの最後でいいんですが、ちょっと私いま資料持つてきていないんですけれども、特例定年とか、再任用とか、あるいはそういうこの原則定年以外のうたい方について、国公法と地公法で基本的に違つていますか。官職といううたい方をしておるとかですね。これ、何か基本的に違つてい部分がありませんか。ちよつといま資料がないんで……

○政府委員(大嶋孝君) 基本的に違つておるところはございません。

○志吉裕君 この点は、いろいろ問題点はお尋ねをいたしまして、実際の運用にかかわる部分等については、なお後日の機会にしたいと思ひます。最後の項目になりますが、この臨調から出ました特別の勤務制度ですね、これは通告しなくて恐縮ですが、内容はそうめんどうな話じゃありません。

ちよつと人事院にお伺ひしますが、いわゆる第二臨調の第二特別部会報告からあれにも載つておりますけれども、第一次答申に載つておりますが、国家公務員について特別の勤務制度、退職準備制度と仮称しておるようですが、検討が打ち出されております。この点に關して人事院に対して何か要請がありましたか。

○政府委員(斧誠之助君) 人事院に対しては何ら要請はございません。私の方は直接関係してはいないんですが、臨調事務局の方で協議会をつくつてこれから協議していこうというようなことになつておるようでございます。

○志吉裕君 人事院は、二十八、九年ごろでしたか、行政整理の円滑な実施を図ると称して待命制度を導入をしたことがありますが、ちよつとそのあらましを御説明いただけますか。

○政府委員(斧誠之助君) たしか二十八年に閣議決定がありまして、待命制度を導入するということとで人事院にその手続を定める要請がございました。そのときは、職員の願ひ出に基づいてそれを許可するという形のものでございます。したがうて、勤務関係を職務専念義務から外してやるという措置で済んだわけでございます。

次に、二十九年のときは、一方向的に待命を命ずることができるといふようなことをやりたいというところで、この場合はそういう身分に變動を与える制度でございまして、そういう勤務関係だけで処理できる問題ではございませんで、したがうて、定員法の中に法律でもってそれを定めまして、人事院にはその手続だけを規則で定めるといふことになつております。

○志吉裕君 いま臨調の、はつきりわかりませんが、あれども、あそこを言つておる退職準備制度というものは、過去の待命制度ですか、そういうものとは少し違つておるようで、前はどつちかというといふとレイオフ的なものだったんじゃないかと思ひうのであります。

そこで人事院、この間の国会で、退職管理を実現する手法の一つとして、退職準備プログラム——経営側が職員の在職中に退職後の生活設計、社会活動への参加の方法、退職後の能力開発への援助等を援助するもので、外国に普及されている制度だ、こう言つておるんですが、こんなものを今後検討していくというような答弁をなさつておられますけれども、今度臨調の方から出てきた退職準備制度というのはこれと符合しておるんですか。かわり合ひはないんですか。

○政府委員(斧誠之助君) 今度の臨調のやつは、確たることはあの言葉だけからはなかなかわからないうので、退職準備をつくりまして、その間に本人自身の自助努力で退職準備をせよという趣旨ではなからうかと思ひますが、私たちが考えておりますのは、在職中に相当計画性を持ちまして、当局側も援助をしながらそういう定年退職後の生活設計等について準備をしていく、そういう計画プラン、こういうものを考えようということでございます。

○志吉裕君 はつきりしないのにこんなことを言つてあれですが、一応国公について言えば、実行はまだ六十年以降にしまして、定年制という制度が入る。それとはかわりがないというう退職準備制度。臨調の第一次答申の表現によると、定年制度の円滑な実施に備えてといううような表現があつたような気もいたしますけれども、そうしますと、容易に考えられるのは、年の高いものさることながら、職員構成のアンバラ、こぶすね。こぶ退治といふんですか、こぶ退治などにこれを適用しようといふうな考えを持つておるのではありませんか。推量できませんか。

○政府委員(斧誠之助君) できれば、総理府も出席しておられますので総理府にお聞きを願ひたいと思ひますが、私の方は、具体的にどんなことをやりたいのかといふところまではわかつておりません。

○政府委員(廣瀬勝君) 臨調の答申では、「高齢職員の離職を促進するため、離職後の再就職に備えての能力開発等に資する臨時暫定的な制度として、一定の期間に限り、終了後の離職を条件とする新たな特別の勤務制度(退職準備制度)(仮称)を速やかに検討する」と、こういうことになつております。したがうて、これはこれから検討するといふことでございしますが、政府部内において、行政管理局あたりが中心にならうかと思ひますけれども、これから今後検討してまいらうかと思ひます。

ことでございます。

○志吉裕君 済みません、筋違ひだったかもしれませんが……

ただ実態として、今度の臨調の答申の裏話がささやかれておりますように、臨調の直接の委員なんかは短期間にあんなにいっぱいなことをあれもこれも書けるわけはないんで、実際は実行可能なものというので、役所の方がそれぞれ人を送り込んで、この文言変えてくれとか、このところをもうちよつと直さぬかといううなことで、何か八百長みたいでできたと、こう言われてるんですが、行政の側がこの臨調答申に無関係であるわけではない、発想はむしろそちの方から出たのかしれない、行官庁なのか総理府なのかどこか知らぬけれども、あなたの方は関係ないかね。これが出てくるに至つたいきさつに総理府関係なしか。

○政府委員(廣瀬勝君) いきさつといたしましては、総理府としては余り関係はいたしておりません。

○志吉裕君 人事管理をやつていところとはちつとも考えてないで、人事管理をやつておらぬところであつたのかな。

○政府委員(廣瀬勝君) これは、すぐれて委員の方々の御提案によつてつくられたものといふふうに向つております。

○志吉裕君 それは優等生の答弁だ。第一次答申に委員の提案なんかありやせぬわ。皆その辺の提案だ、これは、それは、委員の提案はもつといふことを言うたんだが、その辺でつぶされたか、それはわからぬけれども。

それで、えたいは知れぬけれども、いずれにしてもこのうな退職準備プログラムというのか退職準備制度というのか、そんなものに着手をした場合に、地方公務員について自治省考えますか。

○政府委員(砂子田隆君) 私の記憶に誤りがなければ、これがちよつと待命制度みたいなものであつたと思ひます。昭和二十九年の地公法の改正があつたと思ひます。そのときの附則の三項であつた

かと思ひますが、そこで待命に関する法律制度をつくりまして、それに関する具体的な問題については条例に任されてあつたというふうに理解をいたしております。ですから、各府県ともその附則三項の規定に従ひまして条例をつくつて、そういう制度をやつたことが過去にあつたとは記憶しておりますが、この制度が直ちに地方公務員に及ぶかどうかということについては、今回の答申から外れておりますので私どもの方ではまだ検討いたしておりません。

○志古裕君　ですから、さつき人事院に、まあ時間も迫つていて聞き漏らしたんですが、いずれにしても何かやつたんですよ。待命制度を人事院は導入したんです。それはそのうちになつたんですけれども、効力がなかつたのでやめられたのか、任務が終わつたのでやめたのか、それこそ自然年齢によつて退職したのか、自然に消えたのか、わからぬけれども、その辺のことを聞くのはきよ目的でないけれども、いまのところ自治省としては、具体的に検討なり、準備も考へていないというところだ、いづれにしてもこれは定年制の導入とは別のことであつて、国家公務員ないし地方公務員に、とりわけ中高年職員を削減をするという手だてであることにはどうも変わりがないようですね、これは。

こういうプログラムなり退職準備制度を、定年制の導入とは別に地方公務員ないし国家公務員に導入をするというかな、そういうことについて何か所見がありますか。

○政府委員(大嶋孝君)　この臨調答申で出されております退職準備制度、その制度の具体的な仕組みでありますとか、あるいは対象となる高年齢職員の範囲でありますとか、あるいは現在の地方公務員法との関連というのがどうも明らかでないわけでございます。そしてまた、いま御指摘にありましたように、臨調自身が臨時暫定的なものだ、こう言つておりますので、定年制度の導入には全く影響はないわけでございます。

ませんが、国がどういふふなことを考えるのか、そういう検討状況は注意深く見守つていきたいと思つております。

○政府委員(廣瀬勝君)　この検討要素といたしましては、いろんな点があるかと思ひます。

まず、高年齢職員の退職を促進するためにこのような臨時暫定的な制度をつくるということでございますが、実際問題といたしまして、任意な待命でもつてそういう促進効果があるかどうか。あるいは、一時的には退職者がふえますことによりまして退職金支払いというのがふえて財政需要が多くなるわけでございます。そういった要素、さらに実際問題としては年齢構成の是正のために何らかの工夫をしていかなくちゃならないというふうな要請もございまして、そういうような点を総合勘案してこれから検討をされることになるかと思ひます。

○志古裕君　どうもいまのところ皆さんからは何

も答えが来ないようですね。

自治大臣、最近地方公共団体では、地方公務員の定年制導入は国会で成立するんじゃないかというところで、それを見越して人事のローテーション、退職管理を始めています。具体的な動き、あるいはそれらの検討、研究というものが進んでいることがいろいろと報ぜられていますが、まずはこういう動向、自治省はどのように把握していますか。

○国務大臣(安孫子藤吉君)　私自身のところにはまだそういう動きが届いておりませんが、これは行政局長の方が詳しいかと思ひます。

○政府委員(砂子田隆君)　地方公共団体の中からは、今回の地公法の改正というのが、実は前国会で継続審議になりました。その後で六団体の側からは地公法の改正というものを早くしてくれという要望がございまして。

○志古裕君　私が聞いてゐるのは、具体的な動きが事実あるわけですね、それらの動向を把握しているかどうかということ。何か皆さんの行政指導によるものですか。

○政府委員(大嶋孝君)　私の方は格別に行政指導をしてゐるわけではございませんけれども、継続審査になつておられますし、いづれ通るかもしれないというように、地方団体も考へておると思ひます。したがういふまじ、それに向けて、六十歳六十歳定年というように、それに向けていろいろ考へなさいなというように、検討はされておるようでございますけれども、具体的な団体について、どういふことをやつたのか、あるいはやろうとしておるのかというその具体的なことにつきましては承知をいたしております。

○志古裕君　そうですね。たとえば官庁速報なんかで幾つか出ていますし、佐賀県だとか秋田県とかね。たとえば秋田の例を言つてみしうか。「県は六十三年度に六十歳定年制を導入する方針を固め、今年度末から段階的に勧奨退職年限を延長することを決めた。今年度末は「云々」と、こういうふうになつてゐるんです。ここで注意すべきは、「六十三年度に六十歳」ということになつてゐるんです。このこと一事で全部を律することはできませんけれども、それぞれの地域の事情等によつて、あるいはいろいろな行きがかり、いきさつ等によつて六十歳定年導入というのには、自治体の事情によつては必ずいふん支障が生ずるような事態が、この一事でも実は容易に想定をされます。

そういうことについて皆さんわからぬわけじゃないと思ふんだが、何かそれに所見がありますか。

○政府委員(大嶋孝君)　御指摘のような事例は、現在の職員構成なり、あるいは現在の勤奨年齢なりというものがそれぞれの団体で違ひますから、大變個々の地方団体にたりましてはいろいろむづかしい事情はあらうと思ひます。

いま御指摘の秋田県の事例、私も官庁速報で読んだわけでございますけれども、具体的に私どもの方へどうしようかという相談はなかつたかと思つております。ただ、地方団体としてはそれなりにいろいろ苦勞されるといいますか、工夫をされ

まして円滑な実施に移つていくような努力がなされるものだと思つております。

○志古裕君　ですから、言葉をかえて言うと、六十年から実施に踏み切れるようにこれからやつていくというそういう意味ではないの。そういうつまらぬことをいふと、六十年と言ふと六十二年だ、六十三年だといつてぐずぐず言つておるようなのは、それは定年制施行前でも指導していくという意味ですか。

○政府委員(大嶋孝君)　先ほど申し上げましたように、格別私の方であつたことと指導しておる事実はございませぬ。各地方公共団体の方でいろいろ苦勞されておるだろうと、こういうふうに申し上げたわけでございます。

○志古裕君　報告はないかね。――私は、本法そのものの問題点の質問をまだ留保しておるけれども、いづれにいたしましても、臨調の方で、どういふ内容のものになるかわからぬけれども、退職管理システムが打ち出されておる、それから各自治体においても、いい悪いの評価は別にしましいろいろな動きが始まつた、それらがすべて全部いい方に転化するといふばかりでもないわけですが、最後にこの点ちよつと確認をしたいのでありますが、法施行後のことはこつちに着きまして、法施行以前において、六十年からの原則定年ないし特別定年がスムーズに進行するようにということをお願いするに、それ以前においていまのような勧奨システムこれをばかに強化をして、別の言い方をすれば、六十年になるといふと六十まではやめさせられない、ならぬうちにいまからちよつと、やめる者はやめさせて格好よくしておこうという、こういうばか指導はしないでしょうか。

○政府委員(大嶋孝君)　六十年六十歳、仮にこの法律が通つたといつたしまして、そういういたしますと当然準備行為に入らなかならぬわけでございます。いま志古委員の御質問は、これが通らない前にそういうことをやられるのかと、こういう御質問かと思ひますが、私どもとしては直接それにつきましてどうこうするといふつもりはございません。

ん。

ただ、先ほどから申し上げておりますように、地方公共団体にはそれなりの工夫というものはこれは当然あるだろうというふうには考えております。

○志吉裕君　ちょっと違うんだな。通らない前にという、それはもちろんそうでしょう、どうなるかわからぬのだから。一つの想定で、現に通りもせぬうちから通るだろうというのでいろんな動きが始まっている。それはどんな動きであれ、自治体がいろんな判断をなさることに私はここでどうこう言うわけじゃありません。自主的にそれぞれの対応なさることはそれなりに意味のあることだと思ふけれども、私の言うているのは、自治省の指導、助言、こういう力を用いて、六十年から定年制が施行される、仮に法律が通ったとすれば、実施までに期間がありますよね。法律をつくろうとする者からすれば六十年からスムーズに進行したいと思ふでしょう。したがって、その前にいろんな意味での地ならしということは容易に考えられることです。この地ならしに当たって非常に強い力で勧奨が作用するような、こういう行政指導はしないでしょうねと、こう言っている。

○政府委員(大嶋隆君)　これは、私もが指導するしないというよりも、地方団体自身が本当に真剣に考えるべき問題であると思ふます。したがって、私の方から非常に強力な指導をやって、それで地ならしをするというようなことはもちろん考えておりません。

○委員長(上條勝久君)　本日の質疑はこの程度にとどめ、これにて散会いたします。

午後五時二十八分散会

昭和五十六年十一月七日印刷

昭和五十六年十一月九日発行

参議院事務局

印刷者 大蔵省印刷局

D